



平成22年度年次報告

平成23年4月

電気通信事業紛争処理委員会

(参考) 電気通信事業紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

○ 電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

○ 電気通信事業紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）

（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

はじめに

この年次報告書は、電気通信事業紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条に基づき、平成22年度における電気通信事業紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の活動状況を総務大臣に報告するものである。

平成22年度においては、総務大臣からの諮問に対する答申1件のほか、「電気通信事業者」相談窓口における相談対応を17件行った。また、関係事業分野の動向把握のための情報収集に努めるとともに周知活動等にも取り組んだ。

また、平成22年11月に「放送法等の一部を改正する法律」が成立し、平成23年夏頃から、

- ① ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間における地上テレビジョン放送の再放送に係る同意に関する紛争
- ② 電気通信事業者間における鉄塔等の共用に関する紛争
- ③ 電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間における電気通信役務の提供に係る紛争

が当委員会の新たな業務として加わることとなった。

これを受けて、これらの分野の事案の発生に備えるための情報収集等の取組にも着手した。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に委員会の紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめている。

平成23年4月27日
電気通信事業紛争処理委員会

目 次

はじめに

第Ⅰ部 平成22年度における委員会の運営状況	1
第1章 委員及び特別委員の任命状況	1
第2章 委員会の開催状況	4
第Ⅱ部 平成22年度における紛争処理の状況	7
第1章 紛争処理の概況	7
第2章 諮問事案の処理状況	9
第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等	17
第1章 政策担当者からのヒアリング及び視察	17
第2章 第2回国際通信調停フォーラムへの出席等	23
第3章 周知広報、利便性向上のための取組	29
第4章 次年度からの委員会の業務範囲の拡大	31
【資料編】	
資料1 電気通信事業及び電気通信政策等の動向	37
資料2 新しい委員会広報用パンフレット	68
資料3 届出電気通信事業者に対する周知資料	72

【参考資料編】

参考資料 1	電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）	73
参考資料 2	退任した委員及び特別委員の状況	75
参考資料 3	過去2年間の委員会の開催状況	77
参考資料 4	委員会による紛争処理の状況	79
参考資料 5	紛争処理事案の一覧	80
参考資料 6	電気通信事業紛争処理委員会の概要	86

第I部 平成22年度における委員会の運営状況

第1章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員5名をもって組織される（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第145条及び第147条）¹。

平成22年度においては、委員の任期（3年）が満了したことに伴い、平成22年12月3日に総務大臣より以下の5名の委員が任命された²。5名のうち2名の委員は新任、3名の委員は再任である。

また、平成22年12月13日に開催した第111回委員会において、委員の互選により坂庭委員が委員長に、淵上委員が委員長代理に選任され、委員会は新たな体制で四期目の活動を開始した。

【委員】

平成23年3月31日現在

氏名	役職等	任命日
さかにわ こういち 坂庭好一 (委員長)	東京工業大学大学院理工学研究科教授	平成22年12月3日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成22年11月29日)
ふちがみ れいこ 淵上玲子 (委員長代理)	弁護士	平成22年12月3日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成22年11月29日)
おばた ひろし 尾畑裕	一橋大学大学院商学研究科教授	平成22年12月3日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成22年11月29日)

¹ 「放送の業務」は、第176回国会において「放送法等の一部を改正する法律案」が成立し、電気通信事業法第147条第1項が改正され、追加された（平成22年12月3日公布・施行）。

² 本任命は、第176回国会において、平成22年12月3日の衆議院及び参議院の本会議での同意の議決を得て行われた。

なお、前任の委員の任期は、平成22年11月29日に満了したが、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行った（電気通信事業法第148条第3項）。

第 I 部 平成22年度における委員会の運営状況

氏名	役職等	任命日
かが み よう こ 各務 洋子	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部教授	平成 22 年 12 月 3 日新任
やま もと かず ひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授	平成 22 年 12 月 3 日新任

(退任した委員)

氏名	役職等	退任日
たつ おか すけ あき 龍岡 資晃 (前委員長)	学習院大学専門職大学院法務研究科(法科大学院)教授	平成 22 年 12 月 2 日退任 (第 1 期:平成 19 年 6 月 20 日 ~平成 19 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 22 年 11 月 29 日)
とみ さわ この み 富沢 木実	法政大学地域研究センター客員教授	平成 22 年 12 月 2 日退任 (第 1 期:平成 13 年 11 月 30 日 ~平成 16 年 11 月 29 日) (第 2 期:平成 16 年 11 月 30 日 ~平成 19 年 11 月 29 日) (第 3 期:平成 19 年 11 月 30 日 ~平成 22 年 11 月 29 日)

※ 役職等については、退任時のものである。

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員を置いている(電気通信事業紛争処理委員会令(平成13年政令第362号)第1条)。

特別委員は、年度当初、8名が任命されていたが、そのうち山本特別委員が平成22年12月3日に委員に任命されたことから、7名となった。

【特別委員】

平成23年3月31日現在

氏名	役職等	任命日
おの たけみ 小野 武美	東京経済大学経営学部教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
かとう ねい 加藤 寧	東北大学大学院情報科学研究科教授	平成21年11月30日新任
しら い ひろし 白井 宏	中央大学理工学部教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
てら ざわ ゆき ひろ 寺澤 幸裕	弁護士	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
ひぐち かず お 樋口 一夫	弁護士	平成21年11月30日再任 (第1期：平成17年11月30日 ～平成19年11月29日) (第2期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
もり ゆみ こ 森 由美子	関東学園大学経済学部教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)
わかばやし あり さ 若林 亜理砂	駒澤大学大学院法曹養成研究科教授	平成21年11月30日再任 (第1期：平成19年11月30日 ～平成21年11月29日)

(退任した特別委員)

氏名	役職等	退任日
やま もと かず ひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授	平成22年12月2日退任 (第1期：平成21年11月30日 ～平成22年12月2日)

第2章 委員会の開催状況

平成22年度は、次のとおり8回の委員会を開催した。

会合	日付	議事等	開催模様
第106回	平成22年 4月22日	1 平成21年度年次報告(案)の審議 2 あっせん委員及び仲裁委員としてあらかじめ指定する者の名簿(案)の審議 ※文書による審議(注)	
第107回	平成22年 6月29日	1 生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問(総合通信基盤局からの説明) 2 生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議 3 その他	 <p>委員会の模様</p>
第108回	平成22年 7月8日	1 生活文化センター株式会社からの協議再開命令の申立てに係る審議、答申 2 「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について 3 その他	 <p>委員会の模様</p>
第109回	平成22年 9月24日	1 施設視察 (株式会社ジュピターテレコム)の通信及び放送用設備)	 <p>委員会の模様</p>

会合	日付	議事等	開催模様
第110回	平成22年 11月25日	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業分野における競争状況の評価 2009 の概要について（総合通信基盤局からの説明） 2 第2回国際通信調停フォーラム等の報告について 3 その他 4 関西ブロードバンド株式会社からのあっせん申請事件に係る西日本電信電話株式会社からの報告について 	 <p style="text-align: center;">委員会の模様</p>
第111回	平成22年 12月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員長及び委員長代理の選任 2 新委員長の挨拶 3 森田大臣政務官の挨拶 4 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定 5 「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月情通審答申）」の実施状況について（総合通信基盤局からの説明） 6 その他 	 <p style="text-align: center;">委員会の模様(1)</p>  <p style="text-align: center;">委員会の模様(2)</p>
第112回	平成23年 2月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1 ブロードバンド普及促進に向けた取組について（総合通信基盤局からの説明） 2 放送法等の一部を改正する法律による紛争処理委員会関係の改正事項について 3 今後の委員会の進め方について 4 その他 	 <p style="text-align: center;">委員会の模様</p>

第 I 部 平成22年度における委員会の運営状況

会合	日付	議事等	開催模様
第 113 回	平成 23 年 3 月 28 日	1 放送分野の制度と現状について(情報流通行政局からの説明) 2 ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について(情報流通行政局からの説明) 3 平成 22 年度年次報告(案)の審議 4 その他	 <p style="text-align: center;">委員会の模様</p>

注：「文書による審議」とは、電気通信事業紛争処理委員会運営規程第 2 条第 2 項に基づく審議（招集せずに行う委員会）をいう。

第Ⅱ部 平成22年度における紛争処理の状況

第1章 紛争処理の概況

当委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間の接続等に関する紛争及び無線局を開設し又は無線局の周波数等を変更しようとする者と既設の無線局の免許人等との間の紛争を解決するためのあっせん・仲裁
- ② 総務大臣が行う行政処分についての諮問に対する審議・答申
- ③ その権限に属させられた事項に関し、必要なルール整備等についての総務大臣に対する勧告

また、事務局に「電気通信事業者」相談窓口を設け、接続その他の電気通信事業者間の紛争に関する相談・問い合わせ等に対応している。

平成22年度に行ったこれらの紛争処理の状況は、次のとおりである。

1 あっせん・仲裁の処理件数

平成22年度中、あっせん・仲裁の申請はなかった。

あっせん・仲裁の処理件数（平成22年度）

あっせん申請	処理終了	処 理 中
0	0 (あっせん不実行 0) (あっせん打切り 0) (解決 0) (合意に至らず取下げ 0)	0

仲裁申請	処理終了	処 理 中
0	0 (仲裁判断 0)	0

2 総務大臣への答申

平成22年度中、総務大臣から協議再開命令の申立てに係る諮問が1件あった。委員会は、次のとおり諮問について審議を行い、総務大臣への答申を行った。

事 案	諮 問	答 申
諮問第8号	平成22年6月29日	平成22年7月8日

3 総務大臣への勧告

平成22年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 「電気通信事業者」相談窓口における相談

「電気通信事業者」相談窓口において、平成22年度中、17件の相談・問い合わせ等を受けた。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりである。

相談内容	受付件数
ア 接続の諾否 (接続拒否事由に関する相談)	2件
イ 接続に関する費用負担 (網使用料に関する相談)	4件
ウ 卸役務の提供 (営業許諾費に関する相談等)	3件
エ その他 (ローミング契約に関する相談等)	8件
計	17件

注：同一案件に係る複数回の相談を含む。

5 あっせん申請事件のフォローアップ

平成22年11月25日の第110回委員会において、西日本電信電話株式会社から中継光ファイバの空き状況等について報告を受け、質疑応答の後、意見交換を行った。

本件は、関西ブロードバンド株式会社からあっせん申請があった事案（平成21年（争）第1号）について、両当事者が合意したあっせん案に、西日本電信電話株式会社から委員会へ中継光ファイバの空き状況等に関する報告を行うこととされたことによるものである。

第2章 諮問事案の処理状況

平成22年1月25日申立て事例(基・電・料金サービス課平成22年1月25日第23号)(電気通信設備の接続協定に関する協議再開命令の申立て)

(1) 経過

- 平成22年1月15日 あっせん不実行(平成21年12月28日(争)第3号)
- 1月25日 生活文化センター株式会社(以下「生活文化センター」という。)、命令の申立て(⇒(2))
- 1月27日 総務大臣、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ(以下「ドコモ」という。)に対し意見書の提出の機会を付与
- 2月17日 ドコモ、総務大臣に意見書を提出(⇒(3))
- 2月19日 総務大臣、生活文化センターに対し意見書の提出の機会を付与
- 3月12日 生活文化センター、総務大臣に意見書を提出(⇒(4))
- 3月29日 総務大臣、生活文化センターに事業法に基づく報告を求める
- 4月26日 生活文化センター、総務大臣に事業法に基づく報告を提出
- 6月29日 総務大臣、電気通信事業紛争処理委員会に諮問(諮問第8号)(⇒(5))
- 7月 8日 電気通信事業紛争処理委員会、総務大臣に答申(電委第42号)(⇒(6))
- 7月14日 総務大臣、生活文化センターに対して接続協議の再開の命令をしないことを通知(総基料第115号)(⇒(7))

(2) 申立てにおける主な主張

ア 申立ての内容

直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)をはじめとする6件の電気通信設備の接続について、ドコモとの協議が不能のため、総務大臣による協

議の再開の命令を申し立てた。

イ 協議不能の理由

生活文化センターは、平成21年7月31日以降、ドコモに対し協議を申し入れたが、平成21年12月17日、ドコモから文書により接続を拒否され、平成21年12月28日申請の総務省電気通信事業紛争処理委員会のあっせんについても、ドコモから応じないとの報告が委員会にあり、あっせん不実行となったため、協議不能となったもの。

(3) ドコモの主な主張

ア 電気通信事業法施行規則第23条第1号の該当性

生活文化センターは、その実態が明らかでなく、また、財務データも提供しないままであり、かつ、そのビジネスプランはおよそ非現実的である。

したがって、ドコモに対して将来負担すべき月々の網使用料や預託金を支払わないおそれが高いと判断されることから、施行規則第23条第1号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

イ 電気通信事業法第32条第2号の該当性

生活文化センターは旧平成電電代表取締役社長の別動隊であることや不当な勧誘を行っていることから、様々な社会問題を発生されるおそれが高く、その結果、ドコモへの風評被害や訴訟リスクは不可避である。

したがって、ドコモのブランド価値をおとしめ、ドコモの利益を不当に害するおそれが極めて高いと判断されることから、法第32条第2号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

(4) 生活文化センターの主な主張

ア 電気通信事業法施行規則第23条第1号の該当性

ドコモの自己中心の恣意的なビジネスモデルを基にした主張で、何らの根拠もないものである。

イ 電気通信事業法第32条第2号の該当性

生活文化センターが不当な勧誘を行っているとはドコモは主張しているが、それは事実と異なる偏見である。

これを基に不当と言うのは恣意的で、ブランド価値の主張も事実誤認に基づく主張である。

(5) 諮問

平成22年6月29日諮問第8号（次のとおり）

諮 問 書

生活文化センター株式会社から平成22年1月25日付けで、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第35条第1項の規定に基づき、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対する電気通信設備の接続に関する協議の再開に係る命令の申立てがあった。

これについて審査した結果、当該接続が同法第32条第3号に掲げる場合に該当すると認められることから、ドコモに対し協議の再開の命令をしないこととしたい。

上記のことについて、同法第160条第1号の規定に基づき、諮問する。

(6) 答申

平成22年7月8日電委第42号（次のとおり）

答 申 書

平成22年6月29日付け諮問第8号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。なお、その理由は、別紙のとおりである。

記

株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「ドコモ」という。）に対し、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第35条第1項の規定に基づく電気通信設備の接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当である。

なお、電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、今後についても電気通信事業者において法第32条各号の該当性が慎重に判断され、接続拒否が安易に行われることがないようにすべきものであることを付言する。

別紙

第1 本件の経緯

総務大臣は、平成22年6月29日、当委員会に対し、法第160条の規定に基づき、法第35条第1項の規定による電気通信設備の接続に関する協議再開命令について諮問をした。その経緯は次のとおりである。

1 生活文化センター株式会社からの申立て

生活文化センター株式会社（以下「生活文化センター」という。）は、平成21年7月31日以降、ドコモに対し、電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れた。生活文化センターが実現しようとする接続は、次の①から⑥までのとおりである。

- ① 直収パケット交換機接続（レイヤ2接続）（以下「レイヤ2接続」という。）
- ② 直収パケット交換機接続（レイヤ3接続）（以下「レイヤ3接続」という。）
- ③ i - m o d e 移動無線装置接続用パケット交換機接続（以下「ISP接続」という。）及びレイヤ2接続による既存の i - m o d e ユーザ対象の W e b 及びメール接続パケット事業者選択サービス
- ④ I S P 接続及びレイヤ3接続による既存の i - m o d e ユーザ対象の W e b 及びメール接続パケット事業者選択サービス
- ⑤ 音声関門交換機接続による音声サービス
- ⑥ ショートメッセージサービス交換機（仮称）接続によるショートメッセージサービス

生活文化センターは、当該接続について、ドコモと協議を行ったが、平成21年12月17日、ドコモから、すべての接続に関してその請求を拒否され、平成22年1月25日、総務大臣に対し、法第35条第1項の規定に基づき、ドコモに対する電気通信設備の接続に関する協議再開命令の申立てを行った。

ドコモが、①継続的に網使用料の支払いが可能であるとは判断できないこと、②生活文化センターは旧平成電電株式会社（以下「旧

平成電電」という。)代表取締役社長と密接な協働関係の下に電気通信事業を営むものと判断できること等を理由に接続請求を拒否したことに対し、生活文化センターは、①ドコモの間では、同社の相互接続約款第64条の2の債務の履行の担保を約束することで、接続の承諾を受けている、②生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長は、資本関係はなく、役員でもない旨主張している。

2 ドコモの主張

ドコモは、電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。)第23条第1号及び法第32条第2号の該当性を主張し生活文化センターからの接続の請求を拒否している。その理由の概要は次の(1)及び(2)のとおりである。

(1) 施行規則第23条第1号の該当性

生活文化センターは、その実態が明らかでなく、また、財務データも提供しないままであり、かつ、そのビジネスプランはおよそ非現実的である。

したがって、ドコモに対して将来負担すべき月々の網使用料や預託金を支払わないおそれが高いと判断されることから、施行規則第23条第1号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

(2) 法第32条第2号の該当性

生活文化センターは旧平成電電代表取締役社長の別動隊であることや不当な勧誘を行っていることから、様々な社会問題を発生させるおそれが高く、その結果、ドコモへの風評被害や訴訟リスクは不可避である。

したがって、ドコモのブランド価値をおとしめ、同社の利益を不当に害するおそれが極めて高いと判断されることから、法第32条第2号に該当し、当該申立ては却下されるべきである。

3 総務大臣の諮問

総務大臣は、平成22年1月27日にドコモに対し意見書の提出の機会を付与、同年2月19日に生活文化センターに対し意見書の提出の機会を付与、同年3月29日に生活文化センターに対し法に基づく報告を求めた上で、同年6月29日当委員会に対し諮問を行った。

諮問の内容は、ドコモに対する電気通信設備の接続が法第32条第

3号に掲げる場合に該当すると認められることから、ドコモに対し協議の再開の命令をしないこととしたいとするものである。

4 委員会の審議

当委員会は、総務大臣からの諮問を受け、平成22年6月29日に委員会を開催し、諮問内容について説明を受けた後、審議を行い、さらに同年7月8日に委員会を開催して審議を行い、本答申を取りまとめた。

第2 検討

1 法第35条第1項の協議再開命令について

法第35条第1項においては、総務大臣は、電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し電気通信設備の接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は協議が調わなかった場合で、協定締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、法第32条各号に掲げる場合に該当すると認めるとき等を除き、当該他の電気通信事業者に対し、協議の開始又は再開を命ずるものとされている。

2 法第32条各号の該当性

法第32条においては、電気通信事業者が他の電気通信事業者の接続請求に応じる義務があることを原則としつつ、例外的にその請求を拒否できる場合として、「電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき」（同条第1号）、「当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき」（同条第2号）、「前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき」（同条第3号）と規定している。

また、法第32条第3号を受けた施行規則第23条においては、「電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること」（同条第1号）、「電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること」（同条第2号）を接続請求を拒否できる正当な理由とし

て規定している。

本件においてドコモは、施行規則第23条第1号及び法第32条第2号に当たると主張し、生活文化センターからの接続請求を拒否していることから、その該当性について検討する。

(1) 施行規則第23条第1号の該当性

生活文化センターは、データ通信サービス、音声サービス、ショートメッセージサービス及びメールサービスをフルラインで提供するとしており、第1の1のとおり、ドコモに対し6種類の接続を求めている。

これらの接続をすべて実現する場合、同社が接続に関し負担すべき金額のうち月々の網使用料としては、少なくとも約2,196万円が必要であり、また、同社が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金としては、少なくとも約8億円が必要である。

これらの金額は、同社の運転資本等の規模を著しく上回っている。また、同社が提供を予定している電気通信サービスから月々の網使用料を支払うために十分な収益を短期的に得ることができるとは認められない。さらに、同社の資金の調達先等は未定としていることなどから、借入れや増資等の手段により接続に関し負担すべき金額を支払うことができると判断することはできない。

以上のとおり、生活文化センターが求める6種類の接続を行う場合には、当該接続に関し負担すべき金額の支払いを同社が怠るおそれがあることは否定できず、施行規則第23条第1号の該当性は認められる。

(2) 法第32条第2号の該当性

電気通信回線設備との接続の重要性にかんがみ、法第32条第2号の「利益を不当に害するおそれ」に係る該当性を認める場合は、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できることが求められる。

ドコモは、旧平成電電代表取締役社長と密接な関係がある生活文化センターと接続した場合、旧平成電電の被害者団体からの非難や社会からの風評被害を受けブランドイメージが大きく損なわれるこ

と及び生活文化センターが勧誘した代理店からの苦情や損害賠償の申立てが行われることにより、ドコモの利益を不当に害するおそれがあると主張している。

当該主張については、生活文化センターと旧平成電電代表取締役社長が一定の関係性を有することは認められるが、同社長が関係する企業や主導する企業と取引をしている他の企業がドコモの主張するような風評被害を受けたなどの事実は示されていないこと及び生活文化センターの代理店の応募については決定されたものではなく、現在、ドコモが指摘した同社ホームページでの代理店募集は行われていないことから、現状では、ドコモが生活文化センターからの接続請求に応じることをもってドコモに相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できる事実があるとまでは認められない。

以上のとおり、現状においては、本件接続によりドコモの利益が不当に害されるおそれがあると認めることはできず、法第32条第2号の該当性を認めることはできない。

(3) 以上により、施行規則第23条第1号の該当性は認められるが、法第32条第2号の該当性は認められない。

第3 結論

当委員会は、以上の理由により、本件接続に関する協議の再開の命令をしないことは相当であると判断する。

(7) 処分についての通知

生活文化センターあて平成22年7月14日総基料第115号(次のとおり)

平成22年1月25日付け電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第35条第1項の規定に基づく接続協定に関する命令の申立てについては、別紙の理由(省略)により、協議の再開の命令をしないこととしましたので通知します。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当者からのヒアリング及び視察

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成22年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った。

なお、平成22年度における電気通信事業及び電気通信政策等の動向は、【資料1】のとおりである。

1 政策担当者からのヒアリング

(1) 平成22年11月25日 第110回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2009の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 定点的評価の評価結果

(1) 固定電話市場

ア NTT東西のシェアは、2010年3月末で82.9%と依然として高い水準。

イ 不可欠設備を保有するNTT東西は、単独で市場支配力を行使しうる地位にあるが、第一種指定電気通信設備に係る競争ルールにより、市場支配力を実際に行使する可能性は低い。

ウ NTT東西における市場支配力の固定電話領域から他の領域へのレバレッジ（影響力）に関しては、固定電話市場全体におけるNTT東西のシェアが減少傾向にあるものの、注視が必要。

(2) 移動体通信市場

ア NTTドコモのシェアは、2010年3月末現在で48.2%となっており、依然として他の競争事業者のシェアとの格差が大きい。移動体通信市場は、周波数の有限希少性、サンクコスト（埋没費用）の存在等による寡占的な市場構造が成立しやすい環境にあり、また、事業者変更のスイッチングコスト（乗換コスト）が依然大きく、NTTドコモは市場支配力を行使しうる地位にある。

イ しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る接続義務、禁止行為等の規制や、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」により一定の規制が効いていることから、NTTドコモが単独で市場支配力を行使する可能性は低い。

ウ 今後は固定通信と移動通信の融合サービスや、より高速な携帯電話の普及に伴う市場の動向について、引き続き注視していくことが必要である。

(3) ブロードバンド市場

ア 契約回線数のNTT東西のシェアが拡大しているが、第一種指定電気通信設備制度などの競争ルールが存在により、市場支配力が行使される可能性は高くない。

イ FTTTH市場においては、NTT東西が市場支配力を行使しうる地位にあり、競争ルールの存在がNTT東西の市場支配力の行使を抑制しているものの、市場支配力を行使する可能性は否定できない。

2 戦略的評価の評価結果

(1) 電気通信サービスに係る消費者選考の変化に関する経時的分析

ア 利用者の選択として、固定電話は、メタルから光への移行が徐々に進展、ブロードバンドについてもADSLから光へのマイグレーション（移行）が進展している。移動体通信は、2Gから3Gへのマイグレーションが急速に進展している。

イ FTTTH及び光IP電話への移行希望は、全体的に移行を希望する割合が減少する傾向にある。

(2) モバイル及びブロードバンドの普及に関するこれまでの競争政策の経済効果の定量分析

ア 消費者余剰分析により、携帯電話市場における経済効果（2006年9月から2009年12月までの3年3箇月の合計）として、消費者余剰の増分を約6,850億円と算定、うち、競争政策の直接的効果（全体）を約670億円（9.8%）と算定した。そのうち、ナンバーポータビリティ制度導入による直接効果が最も大きく、約390億円（5.6%）、MNVOの参入促進による直接効果が約120億円（1.8%）、端末価格と通信料金の区分の明確化による直接効果が約160億円（2.4%）となった。

また、他産業への波及効果を約8,560億円と算定した。

イ ADSL市場における経済効果（2001年3月から2006年6月までの5年3箇月の合計）として、消費者余剰分析により消費者余剰の増分を約4,120億円と算定、うち、ADSL市場における競争政策の直接的効果（全体）を約1,470億円（35.6%）と算定した。ADSL市場における競争政策の直接的効果（全体）は、経済効果（消費者余剰の増分）全体の3割以上を占め、ADSLの普及には、競争政策が直接的に大きな影響を与えたと考えられる。

また、他産業への波及効果を約2,070億円と算定した。

ウ FTTTH市場における経済効果（2001年3月から2009年12月までの8年9箇月の合計）として、消費者余剰分析により消費者余剰の増分を約1,310億円と算定、うち、FTTTH市場における競争政策の直接的効果（全体）を約130億円（9.9%）と算定した。FTTTH市場における各競争政策については、同程度の直接効果があったという結果となった。

また、他産業への波及効果を約1兆7,240億円と算定した。FTTTH市場は市場規模が大きく、市場規模の拡大が進展しており、他産業への波及効果が大きい。

(2) 平成22年12月13日 第111回委員会

総合通信基盤局から「『電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（平成21年10月情通審答申）』の実施状況」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について、情報通信審議会から受けた答申の内容及び実施状況は次のとおり。

1 携帯電話市場における接続ルールの整備

- (1) 携帯電話市場の環境変化を踏まえ、携帯電話接続料に関する算定方法を明確化することが適当との答申を受け、「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を2010年3月に公表し、接続料の算定方法を明確化するとともに、アンバンドルの仕組みを設けた。
- (2) 接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当との答申を受け、電気通信事業法を改正し、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対して接続会計の整理・収支の状況の公表を義務付け、2010年度会計から作成・公表することで作業を進めている。
- (3) 鉄塔等の共用の促進を図るため、総務大臣裁定等の対象に鉄塔等の共用を追加することが適当との答申を受け、電気通信事業法を改正し、電気通信事業者間における鉄塔等の共用に係る料金や条件を巡る紛争について、総務大臣による裁定・協議命令の対象とするとともに、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の対象としたところ。

2 通信プラットフォーム市場・コンテンツ配信市場への参入促進のための公正競争環境の整備

携帯電話網等を利用してコンテンツ配信を行う事業者等の参入のために公正な利用ルールを整備することが適当との答申を受け、電気通信事業法を改正し、コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間における電気通信役務の提供に係る料金や条件を巡る紛争について、電気通信事業紛争処理委員会によるあっせん・仲裁の対象としたところ。

3 固定ブロードバンド市場における接続ルールの整備

固定ブロードバンド市場の環境変化を踏まえ、FTTHサービスの屋内配線の公正な利用ルールを整備することが適当、また、中継ダークファイバにおけるWDM（波長分割多重）装置の公正な利用ルールを整備することが適当との答申を受け、2010年1月に総務省令等を改正した上、NTT東西の接続約款のFTTHサービスの屋内配線に係る使用料等の設定、WDM装置等に係る網使用料等の設定などを内容とする変更案について2010年3月に認可した。

【参考】

「第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する新たな会計制度の導入」については、総務大臣から、当該会計制度を導入するための総務省令案が「情

報通信行政・郵政行政審議会」に諮問（平成22年12月14日）され、同審議会から、諮問のとおり制定することが適当との答申（平成23年2月22日）を受けた。総務省では、本答申を踏まえ、総務省令（第二種指定電気通信設備接続会計規則）を制定（平成23年3月31日）。平成22年度会計から適用することとした。

(3) 平成23年2月24日 第112回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンド普及促進に向けた取組」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース

競争政策を環境変化に対応したものに直すとともに、ICTの利活用により、我が国が直面する経済的、社会的課題等の解決に貢献するため、タスクフォースを開催し、4つの部会において、それぞれの課題を議論いただいた。このうち、「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応部会」において、市場環境変化に対応した競争政策の見直し等について御議論いただいた。

2 「光の道」構想に関する最終取りまとめ

「光の道」構想については、「過去の競争政策のレビュー部会」及び「電気通信市場の環境変化への対応部会」の合同部会において御議論をいただき、平成22年12月に最終取りまとめをしていただいた。

このうち、NTTの在り方を含めた競争政策の推進については、

- アクセス網のオープン化等の在り方として、線路敷設基盤の開放、周波数の再配分についてオークションの考え方を取り入れた制度の検討等の設備競争の促進及び加入光ファイバ接続料の低廉化によるサービス競争の促進などを指摘。
- 中継網のオープン化の在り方として、NTT東西のNGN（次世代ネットワーク）の適時適切なオープン化、電話網からIP網への移行に伴う課題についての検討などを指摘。
- ボトルネック設備（不可欠設備）利用の同等性確保の在り方として、公正な競争環境を整備するためには、ボトルネック設備をNTT東西が利用する場合と他事業者が利用する場合との同等性が確保されていることが必要であり、「資本分離」、「構造分離」、「機能分離」の3案について検討。設備競争の促進への影響、NTT株主への影響、実現のための時間、コストといった観点から総合的に判断すると、「機能分離」を行うことが現時点においては最も現実的かつ効果的と判断された。
また、機能分離の導入に当たっては、厳格なファイアウォール措置、子会社等との一体経営への対応として、現行の禁止行為規制の内容を委託先子会社等にも遵守させるための措置などを指摘。
- その他、ユニバーサルサービス（基礎的電気通信サービス）の在り方、今後の市場環境の変化への対応等について指摘。

3 「光の道」構想に関する基本方針等

最終取りまとめで指摘された事項の取組方針として、総務省は、平成22年12月に基本方針を策定、公表した。

NTT東西の機能分離については、電気通信事業法及びNTT法の一部改正法案を国会に提出するなど各事項について具体的な取組を進めていくこととしたところ。

また、併せて、「光の道」構想実現に向けた工程表も策定・公表した。

4 電気通信事業法及びNTT法の一部を改正する法律案の概要

電気通信事業法の改正については、NTT東西に対する業務委託先子会社の適切な監督、設備部門と営業部門の隔離、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備等を義務付けるもの。

NTT法の改正については、NTT東西が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務等に係る現行の認可制を事前届出制とするもの。

(4) 平成23年3月28日 第113回委員会

情報流通行政局から「放送分野の制度と現況について」、「ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 放送分野の制度と現状について

(1) 放送市場の概要

放送メディア全体の市場規模(営業収益)は、平成19年度の4兆1,031億円をピークに減少し、平成21年度は3兆8,132億円となっているが、主に減少しているのは地上放送(民放)の市場規模であり、ケーブルテレビ・衛星放送については、年々増加している。これらケーブルテレビ・衛星放送については多チャンネル化も進んでおり、21年度末では地上放送も含め、470チャンネル(一部重複あり)が放送されている。

(2) 放送制度の概要

放送法については、現行放送法、新放送法ともに、「放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図る」ことを目的として、①番組編集関係、②放送の計画的普及、③民放とNHKとの二元体制について規定されている。①、②のいずれについても、NHKについては、民放に比して上乘せとなるような規定が設けられている。

平成22年12月3日に公布された新放送法については、通信・放送法の体系の見直しが行われ、現行の法体系において、放送の関係では4法あるものが放送法1つに、電気通信事業の関係では2法あるものが電気通信事業法1つに統合された。

(3) 地上系一般放送事業者の概要

地上系一般放送事業者は、5つの番組系列、および独立U局全体で127社となっている。平成21年度の営業収益は合計で2兆1,271億円であるが、平成19年度

以降、減少傾向となっている。

また、地上デジタル放送は、平成22年12月時点で全世帯の94.9%の普及率となっており、平成23年7月の地上アナログ停波に向け、各種の取り組みが推進されている。

(4) ケーブルテレビの概要

平成22年3月末における自主放送を行う許可施設のケーブルテレビ加入世帯数は、2,471万世帯、普及率は46.7%となっている。また、自主放送を行う許可施設数及び事業者数は、それぞれ682施設、535事業者。

自主放送を行う許可施設事業者のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする営利法人(313事業者)の最近の経営状態の推移をみると、平成21年度においては、全体で、5,134億円の営業収益をあげており、単年度黒字、累積黒字いずれも、事業者数及びその全体に占める割合が増加している。

2 ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再送信の同意について

再送信同意制度については、有線テレビジョン放送事業者は、テレビジョン放送の再送信にあたって、放送事業者の同意を得なければならないとされているところである。しかし、有線テレビジョン放送事業者と放送事業者の間で再送信同意についての協議が不調、もしくは協議を行うことができない場合には、有線テレビジョン放送事業者は有線テレビジョン放送法に基づき、総務大臣に対して裁定の申請を行うことが可能となっている。総務大臣は情報通信行政・郵政行政審議会の有線放送部会へ諮問し、その答申を受けて裁定を行うが、同意しないことについて、放送事業者には「正当な理由」がある場合を除き、同意すべき旨の裁定を行うこととされている。

なお、再送信同意に関する裁定については、平成20年4月に総務省による「有線テレビジョン放送事業者による放送事業者等の放送等の再送信の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン」が策定されている。

また、新放送法においては、従来の裁定(諮問先については、電気通信紛争処理委員会に変更)に加え、あっせん・仲裁の制度が整備されており、電気通信紛争処理委員会において行われることとなっている。

2 委員会における施設視察

平成22年9月24日 第109回委員会

株式会社ジュピターテレコムの通信設備及び放送用設備の現場視察を行うとともに、同社から会社及び設備の概要等について説明を受けた。

第2章 第2回国際通信調停フォーラムへの出席等

1 第2回国際通信調停フォーラムへの出席

平成22年11月4日、委員及び事務局職員が韓国ソウル特別市において開催された「第2回国際通信調停フォーラム」に出席した。これは、平成21年10月開催の「国際通信調停ワークショップ」に続き、主催者である韓国放送通信委員会（KCC）から招待を受け、参加各国との情報共有や意見交換が有益と考えられたことから出席したものである。

同フォーラムの概要は、次のとおりである。

(1) 日時

平成22年11月4日（木）14時から17時40分

(2) 開催場所

ソウルプラザホテル 4階 メープルホール
（韓国ソウル特別市中区太平路2街23番地）

(3) 主催

韓国放送通信委員会（KCC）／メディア戦略研究所

(4) 目的

通信において新たに生じる紛争に関し、参加者がともに展望を形成し、解決策を探る。

(5) 電気通信事業紛争処理委員会出席者

電気通信事業紛争処理委員会 委員 瀧上 玲子
電気通信事業紛争処理委員会事務局 紛争処理調査官 鈴木 一広

(6) プログラム

時間	セッション及びテーマ	スピーカー
14:00 ~ 14:10	【開会の辞】 ソン・ドギョン常任委員（KCC）	
セッションⅠ：通信調停の主要論点及び事例（参加国からの発表） 司会：キム・ジョンタク教授（ソングンガン大学）		
14:10 ~ 14:30	米国における通信調停の論点及び事例	エリック・バッシュ FCC執行局副局長
14:30 ~ 14:50	日本における通信調停の論点及び事例	鈴木 一広 TBDS事務局紛争処理調査官

時間	セッション及びテーマ	スピーカー
14:50 ~ 15:10	英国における通信調停の論点及び事例	アンドリュー・ウォーカー O T E L O オンブズマン
15:10 ~ 15:30	香港における通信調停の論点及び事例	サンダ・チェク O F T A 規制政策チーム長
15:30 ~ 15:50	韓国における通信調停の論点及び事例	パク・ドンジュ K C C 審決支援チーム長
15:50 ~ 16:10	休憩	
セッションⅡ：通信調停の論点と将来戦略（パネル討論） 司会：キム・ジョンタク教授（ソングンガン大学）		
16:10 ~ 17:10	【パネリスト】 オ・ヤンホ弁護士 ホン・テシク教授（ソガン大学） キム・ギョンファン教授（サンジ大学） キム・ヒス専任研究委員（情報通信政策研究院） キム・ユンス常務（K T） ソ・チャンウォン常務（C Jメディア）	
17:10 ~ 17:25	質問及び応答	
17:25 ~ 17:30	【総括】 チェ・ジェユ利用者保護局長（K C C）	

(7) 概要

ア ソン・ドギョンK C C 常任委員からの開会挨拶

イ セッションⅠ「通信調停の主要論点及び事例」において、米国、日本、英国、香港及び韓国から、各国の紛争処理の枠組みと事例についてプレゼンテーション。

プレゼンテーションの要点は次のとおり。

（米国）連邦通信委員会（F C C）は検察官として紛争解決を図る場合と調停者として紛争解決を図る場合がある。前者では非公式な苦情に基づいて調査を行うこともあり、警告、公表、ユーザーへの返金を含む同意審決等により紛争を解決する。後者は公式な申請に基づき執行局のスタッフがあっせんを行う。

(日本) 総務省内の監督部局から独立した紛争処理委員会が、電気通信事業者間の接続等の紛争についてあっせん・仲裁を実施している。現在、あっせん・仲裁の対象となる紛争の範囲の拡大を含む法改正案を国会に提出中。また、2009年度に処理した事案の概要を紹介。

(英国) ユーザーと電気通信事業者間の紛争(一定の要件を満たすもの)については、法律に基づく非営利法人(OTELLO)のオンブズマンが処理。経費は事業者が共同で負担。オンブズマンは、あっせんのほか、調査に基づく決定(一定額の支払命令を含む。)を行うことができる。

(香港) 電気通信管理局(OFTA)は、2008年9月から2010年2月まで、試行的な消費者苦情処理スキームを実施(あっせん6件、裁定12件を処理)。試行スキームの報告について2010年12月まで協議。強制力のあるスキームにするか、OFTAがどの程度運営に関わるか等が論点。

(韓国) 放送についてはKCC内の放送紛争調停委員会が事業者間の紛争についてあっせんを実施、通信についてはKCCが事業者間及び事業者とユーザーの間の紛争について仲裁を実施。放送にも仲裁制度を導入する、通信にも紛争調停委員会を設けるなど、通信・放送の紛争処理システムの融合が課題。

ウ セッションII「通信調停の論点と将来戦略」において、韓国のパネリストからコメント、パネリスト及び会場参加者と各国発表者との間の質疑応答があった。



【フォーラムの様様(1)】



【フォーラムの様様(2)】

2 韓国放送通信委員会(KCC)への訪問

第2回国際通信調停フォーラムへの出席に先立ち、同フォーラム開催日の午前中に韓国放送通信委員会(KCC)ソン・ドギョン常任委員との意見交換等を行った。

訪問の結果は次のとおり。

(1) 日時

平成22年11月4日(木) 9時55分から10時40分

(2) 訪問場所

韓国放送通信委員会(KCC)会議室
(韓国ソウル特別市鍾路区世宗路20)

(3) 韓国放送通信委員会出席者

ソン・ドギョン 常任委員
パク・ドンジュ 利用者保護局調査企画総括課審決支援チーム長 ほか

(4) 電気通信事業紛争処理委員会出席者

電気通信事業紛争処理委員会 委員 淵上 玲子
電気通信事業紛争処理委員会事務局 紛争処理調査官 鈴木 一広

(5) 概要

両国の最近の紛争処理の状況、制度見直しの方向性等について情報・意見交換を行った。

その中で、放送についてはKCC内に紛争調停委員会があるが、通信についてはそのような委員会がなくKCCが直接仲裁しているところ、通信についても紛争調停委員会を設置するための法改正を国会で議論しているとの説明があった。

また、韓国においても、ケーブルテレビによる地上放送の再送信に関する紛争が起きているとの説明があった。地上放送事業者がケーブルテレビ事業者に対価を支払うよう求めて提訴し、第一審では対価を支払うべきとの判決が出たため、ケーブルテレビ事業者からKCCに対しスタンダードを示してほしいとの要請がなされているとのこと。

当方から、日本のケーブルテレビによる地上放送の再送信に関する紛争に関し、これまでに大臣裁定がいくつかなされているが、対価については示していない旨説明。

そのほかに、KCCから、実務者の交流などの協力を継続的に行いたいとの意向が示された。



【KCCへの訪問模様（1）】



【KCCへの訪問模様（2）】

3 SKテレコムへの訪問

第2回国際通信調停フォーラムへの出席に併せ、韓国で最も加入者数の多い移動体通信事業者であるSKテレコムを訪問した。

訪問の結果は次のとおり。

(1) 日時

平成22年11月5日（金）10時45分から12時10分

(2) 訪問場所

SKテレコム T. um（先端技術展示施設）及び会議室

(3) SKテレコム出席者

カン・シンク 上席副社長

キム・ヒョンジュン マーケティング戦略室チームリーダー ほか

(4) 電気通信事業紛争処理委員会出席者

電気通信事業紛争処理委員会 委員 湊上 玲子

電気通信事業紛争処理委員会事務局 紛争処理調査官 鈴木 一広

(5) 概要

T. umにてSKテレコムから携帯端末を利用した近未来サービスの紹介があった後、会議室にて事業者としての紛争処理について情報・意見交換を行った。

SKテレコムでは、紛争が起こった場合、KCCへの仲裁申請の前に解決する努力をしており、そのためにKCCに法令の有権解釈を示してもらうこともあるとのこと。

また、ユーザーからの苦情の60%以上は料金関係であり、その他に職員の対応や契約内容の認識についてのトラブルもあるが、大部分は当事者間で解決しているとのことであった。



【SKテレコム訪問の様様】

4 韓国放送通信委員会（KCC）との情報・意見交換等

平成22年12月22日、韓国放送通信委員会（KCC）利用者保護局イ・ジョング調査企画総括課長ほか4名が委員会事務局を来訪した。

委員会事務局はKCC利用者保護局との間で、最近の電気通信事業者間の紛争の処理状況、委員会に関する制度改正等について情報・意見交換を行い、KCCから提案された放送及び電気通信分野における紛争処理の協力の促進について協議を行った。

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、平成22年度は、次の取組を行った。

1 電気通信事業者等への周知活動

下表のとおり、全国7の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、「電気通信事業者」相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主催	開催地	開催模様
平成22年 9月16日	・社団法人 日本インターネット プロバイダー協会地域ISP部会	北海道 札幌市	
平成22年 10月12日	・社団法人日本ネットワーク インフォメーションセンター	東京都 千代田区	
平成22年 10月22日	・総務省関東総合通信局 ・社団法人 テレコムサービス協会 関東支部	東京都 港区	金沢市での模様
平成23年 1月25日	・社団法人 テレコムサービス協会 北陸支部	石川県 金沢市	
平成23年 2月17日	・総務省信越総合通信局 ・社団法人テレコムサービス協会 信越支部 ・信越情報通信懇談会	長野県 長野市	
平成23年 3月1日	・総務省近畿総合通信局 ・社団法人 テレコムサービス協会 近畿支部	大阪府 大阪市	
平成23年 3月17日	・総務省東海総合通信局	愛知県 名古屋市	

また、平成22年8月以降、社団法人日本インターネットプロバイダー協会、社団法人日本ケーブルテレビ連盟、社団法人テレコムサービス協会、社団法人電気通信事業者協会等の関係団体との打合せを行い、委員会の周知への協力依頼、業界の動向についての意見交換等を行った。

2 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂

最近の紛争処理事例の追加等を行うため、平成22年7月に「電気通信事業

紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－【第9版】」を作成し、関係団体及び電気通信事業者等へ配付するとともに委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

なお、今回の改訂では、これまで紛争の内容別にその処理制度の解説を行っていたものを、あっせん・仲裁といった委員会の機能別に解説を行う構成に改める等の見直しを行った。

3 新たな委員会パンフレットの作成及び配付

次年度からの委員会の業務範囲の拡大(第Ⅲ部第4章参照)に対応するため、平成23年2月、当該拡大部分を含めた新たな周知用パンフレット【資料2】を作成し、関係団体及び通信・放送事業者等に配付した。

4 届出電気通信事業者に対する周知資料の送付

地方の総合通信局等は、電気通信行政に関する周知・注意喚起を目的として、定期的に届出電気通信事業者に対して郵送による情報提供を行っている。

平成23年3月の情報提供において、あっせんが利用できる紛争の種類(法改正により新たに対象となるものを含む。)や相談窓口等を紹介する資料【資料3】を、提供する情報の一つとして郵送した。

5 委員会ウェブサイトの更新

毎回の委員会の議事録や会議資料など委員会の運営状況に関する各種情報を委員会ウェブサイトに掲載したほか、紛争処理事例の追加など委員会ウェブサイトの充実に努めた。

第4章 次年度からの委員会の業務範囲の拡大

平成22年11月、第176回国会（臨時会）で成立した「放送法等の一部を改正する法律」により、委員会の業務範囲が拡大されることとなった（施行は平成23年夏頃の予定）。

本章では、新たに委員会のあっせん・仲裁の対象に追加される紛争の内容等について概説する。

1 放送法等の一部を改正する法律の成立

「放送法等の一部を改正する法律案」は、通信・放送分野におけるデジタル化の進展に対応した制度の整理・合理化を図るため、各種の放送形態に対する制度を統合し、無線局の免許及び放送業務の認定の制度を弾力化する等、放送、電波及び電気通信事業に係る制度の整備を行うことを目的に関係法律を統合・廃止・改正する大規模な改正法案であった。本法案は、平成22年10月に第176回国会に提出され、11月26日に成立し、12月3日に公布された。

この放送法等の一部改正により、委員会の業務範囲が拡大され、それに伴い、委員の任命に関して、「電気通信事業及び電波の利用」に加え「放送の業務」に関して優れた識見を有する者のうちからも任命されることとなり、また、委員会の名称が「電気通信事業紛争処理委員会」から「電気通信紛争処理委員会」に変更されることとなった。

なお、それぞれの改正事項の施行日は、下表のとおりである。

事 項	施 行 日
委員の任命の要件の変更（放送の業務に関して優れた識見を有する者を追加）	改正後の公布の日 （平成22年12月3日）
委員会の業務範囲の拡大	公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日 （平成23年夏頃を予定）
委員会の名称の変更 （電気通信事業紛争処理委員会を電気通信紛争処理委員会に変更）	

2 あっせん・仲裁の対象となる紛争の種類追加

(1) あっせん・仲裁の対象に追加される紛争の概要

放送法等の一部改正により委員会のあっせん・仲裁の対象に追加される紛争の概要は、次表のとおりである。

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結（又は再放送の同意）の協議に応じないとき	協定・契約の締結（又は再放送の同意）の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送の再放送に係る同意	あつせん	あつせん 仲裁	—
電気通信事業者間	○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	あつせん	あつせん	あつせん 仲裁
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	○ コンテンツ配信事業等（※）を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約	—	—	あつせん 仲裁

（※）電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号）

（2）ケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する紛争を追加する趣旨

現行法において、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する紛争については、総務大臣による裁定の制度があるが、紛争が多様化・複雑化し、円滑な協議が困難な状況も生じている。

このような状況を踏まえ、当事者間の協議が調わない場合に迅速かつ専門的な処理を図ることを目的として、事案の程度に応じた多様な処理手続をとることを可能とするため、総務大臣による裁定の制度に加えて、委員会によるあつせん・仲裁の対象とされた。

新制度における放送事業者の分類

放送事業者							
基幹放送事業者（注1）				一般放送事業者（基幹放送以外の放送業務を行う者）			
地上基幹放送事業者	移動受信用地上基幹放送事業者（例：マルチメディア放送）	衛星基幹放送事業者（例：BS、110度CS）		届出一般放送事業者（注2）	左記以外の事業者（例：有線ラジオ放送事業者）	登録一般放送事業者（届出以外）	
テレビジョン放送事業者	左記以外（例：AM、FM、短波）			有線でテレビジョン放送を行う事業者（例：小規模なCATV等）		有線でテレビジョン放送を行う事業者（例：大規模なCATV等）	有線でテレビジョン放送を行う事業者以外の事業者（例：124度・128度CS）
						指定再放送事業者（注3）	左記以外の事業者

※二重枠・網掛部分が紛争処理スキームの利用可能な事業者

- (注1) 基幹放送とは、電波法の規定により放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送をいう。
- (注2) 届出の対象となる一般放送は、法律上例示されている有線ラジオ放送を含めて、その範囲を省令で定めることとされている。
- (注3) 指定再放送事業者とは、登録一般放送事業者であって、市町村の区域を勘案して総務省令で定める区域の全部又は大部分において有線電気通信設備を用いてテレビジョン放送を行う者として総務大臣が指定する者のこと。（業務区域内に受信障害区域があるときは、正当な理由がある場合として総務省令で定める場合を除き、当該受信障害区域において、基幹放送普及計画により放送がされるべきものとされるすべての地上基幹放送（テレビジョン放送に限る。）を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再放送をしなければならないこととされている。）

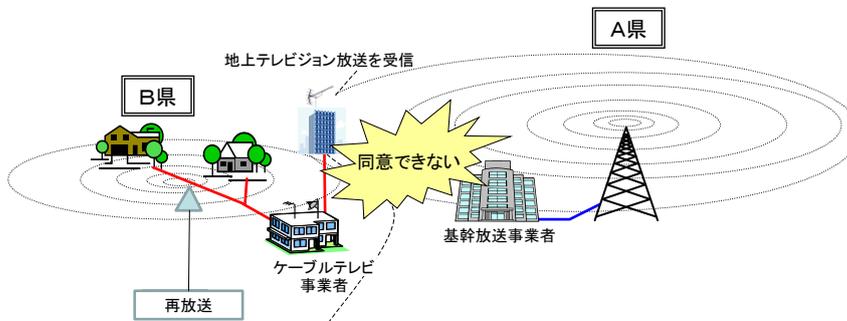
【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】

地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する協議が整わない場合の例

- 放送事業者は、原則として、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、その再放送をしてはならないとされている。（新放送法第11条、第140条第4項）
- しかしながら、経営への影響への懸念や、技術的事項又は同意条件に関する争いがあること等により、ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間で地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意についての協議が調わないことがある。

◇区域外再放送のイメージ

：A県を放送対象地域とする基幹放送事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信してB県内の世帯に再放送。



【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】

(3) 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する紛争を追加する趣旨

「電気通信設備設置用工作物」の例としては、移動体通信事業者が移動体通信に使用する空中線を設置するために建設する鉄塔等があるが、景観条例による建築制限等により新たに鉄塔等を設置することができない場合がある。

このような場合、事業者間の共用に関する協議が不調に終わると、当該地域における多様な通信サービスの提供が困難となり、利用者の不利益が発生するおそれがあることから、紛争の迅速かつ効率的な処理を図ることを目的として、紛争事案の程度に応じた多様な処理手続の整備の一環として、委員会によるあっせん・仲裁の対象とされた。

鉄塔等の共用を巡る紛争について

【現状】
 例えば、周波数の割当てを受けた移動体通信事業者が自らのネットワークを整備するに当たり、鉄塔等の建設に適した物理的スペースの限定や景観条例による建築制限等によって、当該事業者が自ら鉄塔等を設置しようとしてもできない場合が多数発生
 → 他の電気通信事業者が設置した鉄塔等につき、費用分担や技術的な条件の問題等から共用を巡る紛争が増加

【紛争の具体例】



- 自然公園法及び県自然公園条例により高さ制限のある国立公園内に設置
- A社設置の鉄塔に、**共用の協定**に基づき、B社及びC社が自社のアンテナを共架

A社設置のアンテナ：高さ40M
B社設置のアンテナ：高さ30M
C社設置のアンテナ：高さ20M
A社設置の鉄塔

合意に至らない

(例)

- 共用に係る対価
- 建替えに係る費用負担
- 使用期間
- 保守管理方法
- 混信防止のための技術的条件

等に関する協議の不調

【事業法の改正の内容】
 現在、電気通信設備については、その共用に関し、電気通信事業者間の協議が不調の場合等に、総務大臣の協議命令・裁定及び電気通信事業紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象となっているが、鉄塔等は電気通信設備に該当しないため、当該協議命令・裁定及びあっせん・仲裁を利用できない状況
 → **電気通信事業者間における鉄塔等の共用を巡る紛争を、総務大臣の協議命令・裁定及び紛争処理委員会のあっせん・仲裁の対象とする**

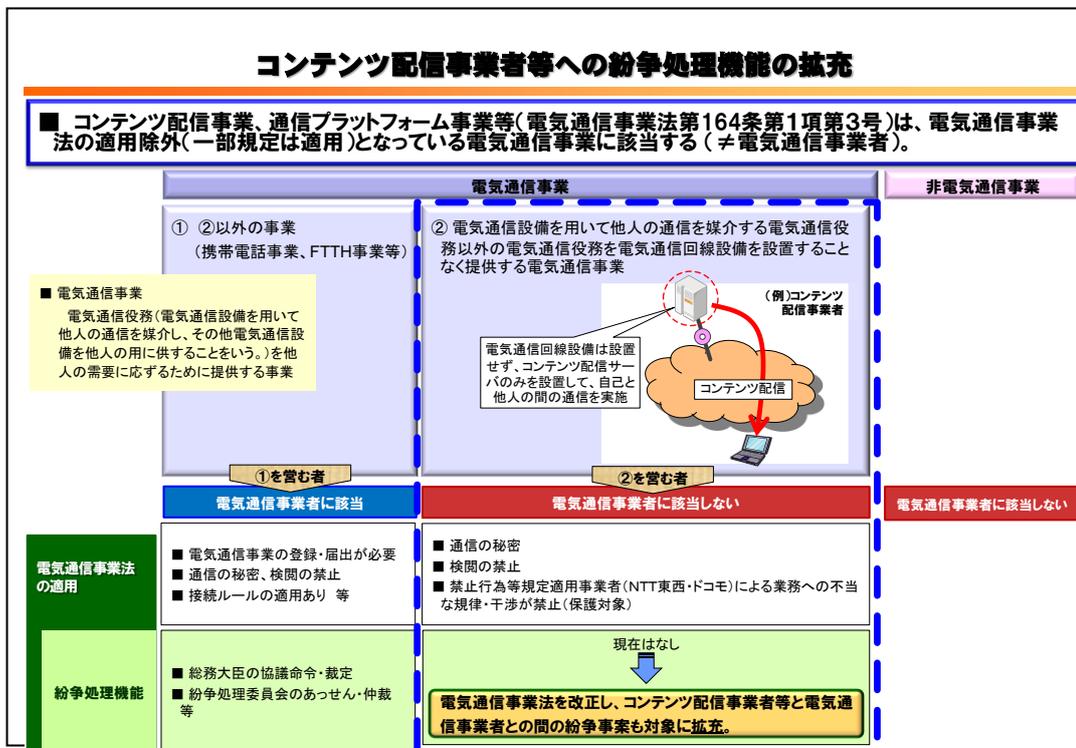
【出典：第111回電気通信事業紛争処理委員会資料（総合通信基盤局作成）】

(4) コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者との間の電気通信役務の提供条件等に関する紛争を追加する趣旨

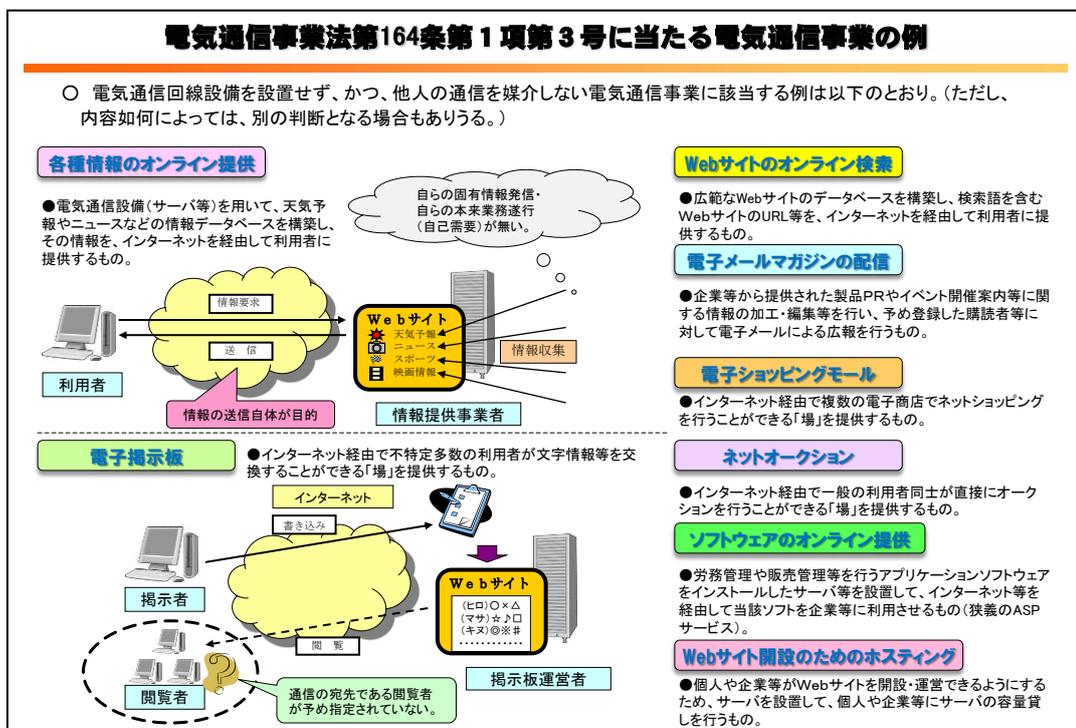
電気通信回線設備を設置せず、配信サーバのみを設置して動画、音楽、ゲーム等を提供するコンテンツ配信事業者等は、電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けて、サービスを利用者向けに提供しているが、モバイル化の進展、ネットワークの高機能化等に伴い、役務提供の条件・料金等について事業者間の紛争が増加してきている。

現在、コンテンツ配信事業者等は電気通信事業法の規定の適用除外とされているため、法律に基づく紛争処理手続が利用できない状況にあるが、利用

者がより低廉で多様なサービスを楽しむ機会が損なわれないよう、上記のような紛争の迅速かつ効率的な処理を図るため、委員会によるあっせん・仲裁の対象とされた。



【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】



【出典：第112回電気通信事業紛争処理委員会資料】

3 総務大臣から諮問される事項の追加

(1) ケーブルテレビ事業者等による地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送の同意に関する裁定

現行法では、ケーブルテレビ事業者による地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する総務大臣の裁定は、政令で定める審議会（情報通信行政・郵政行政審議会）に諮問することとされている。

今回の改正により、再放送の同意に関する紛争について、新たに委員会にあっせん・仲裁を行う機能を追加したことから、再放送の同意に関する紛争の統合的な処理を行うことを可能とするため、総務大臣裁定の諮問機関を委員会に変更することとされた。

(2) 電気通信事業者間の電気通信設備設置用工作物の共用に関する協議命令・細目裁定

現行法において、電気通信設備の共用については、電気通信事業者間で協議が調わなかった場合の総務大臣の協議命令及び細目裁定が規定されている。

電気通信事業者が規制等により自ら電気通信設備設置用工作物（鉄塔等）を設置できない状況において、既に電気通信設備設置用工作物を設置している電気通信事業者が、その優位な立場を濫用して共用の拒否を行う場合には、公正競争が阻害されるおそれがあることから、今回の改正により、電気通信設備設置用工作物の共用に関して紛争が生じた場合に、電気通信設備と同様に、総務大臣が協議命令及び細目裁定により適切に対応できることとされた。

この電気通信設備設置用工作物の共用に関する総務大臣の協議命令・細目裁定について、委員会が行う当該紛争に係るあっせん・仲裁との統合的な処理を行うため、委員会をその諮問機関とすることとされた。

【資料編】

資料1 電気通信事業及び電気通信政策等の動向

資料2 新しい委員会広報用パンフレット

資料3 届出電気通信事業者に対する周知資料

電気通信事業及び電気通信政策等の動向

1 電気通信事業の動向

- (1) 電気通信市場の動向
- (2) 接続料の動向

2 電気通信政策の動向

- (1) 指定電気通信設備制度
- (2) ブロードバンド普及促進に向けた取組

3 放送政策等の動向

- (1) 放送市場の動向
- (2) 放送政策の動向

平成23年4月

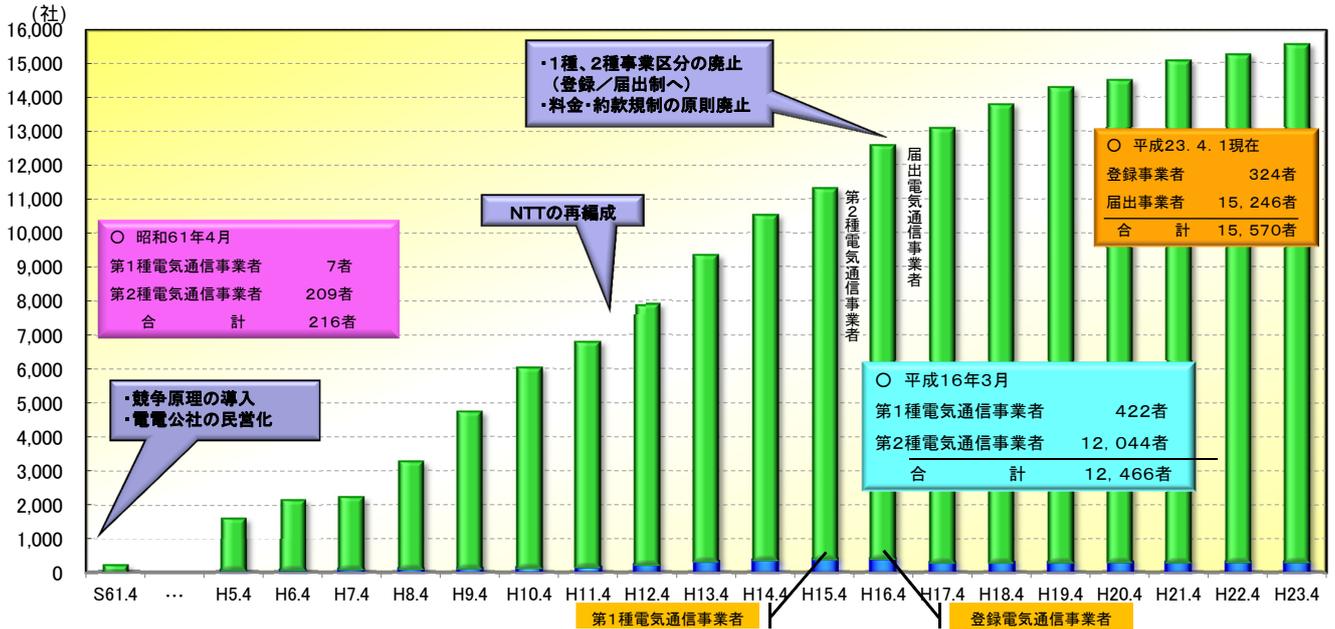
電気通信事業紛争処理委員会 事務局

1 電気通信事業の動向

(1) 電気通信市場の動向

1-(1)-① 電気通信事業者数の推移

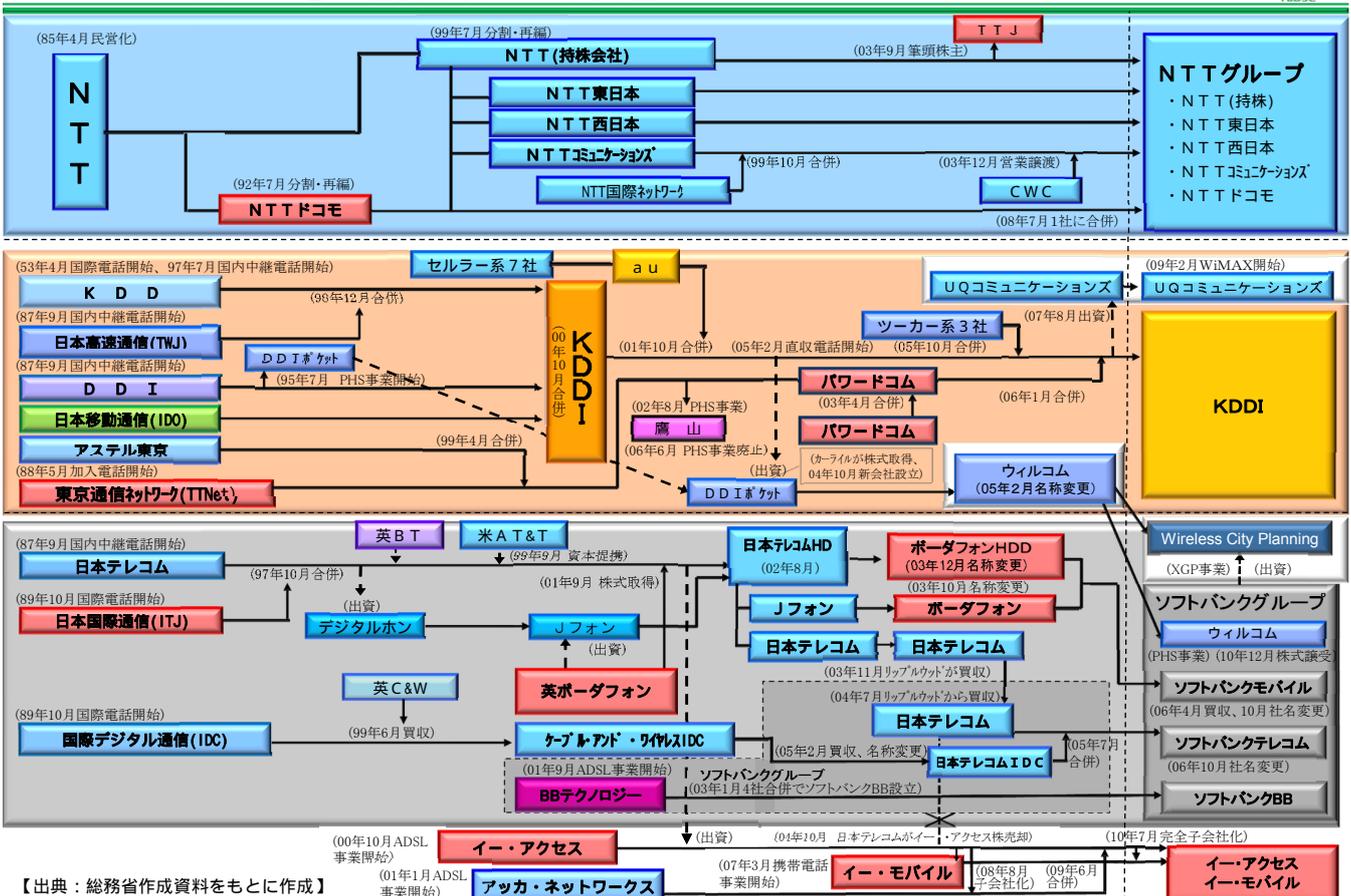
● 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、平成23年4月1日現在、1万5千者が参入。その大半(約98%)は届出電気通信事業者。



(注)登録事業者とは、電気通信回線設備を設置する事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村を超えるか、又は中継伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの)以上の事業者。
届出事業者とは、それ以外の事業者。

【出典：情報通信統計データベース(総務省の情報通信政策に関するポータルサイト)をもとに作成】

1-(1)-② 国内の電気通信業界の主な変遷

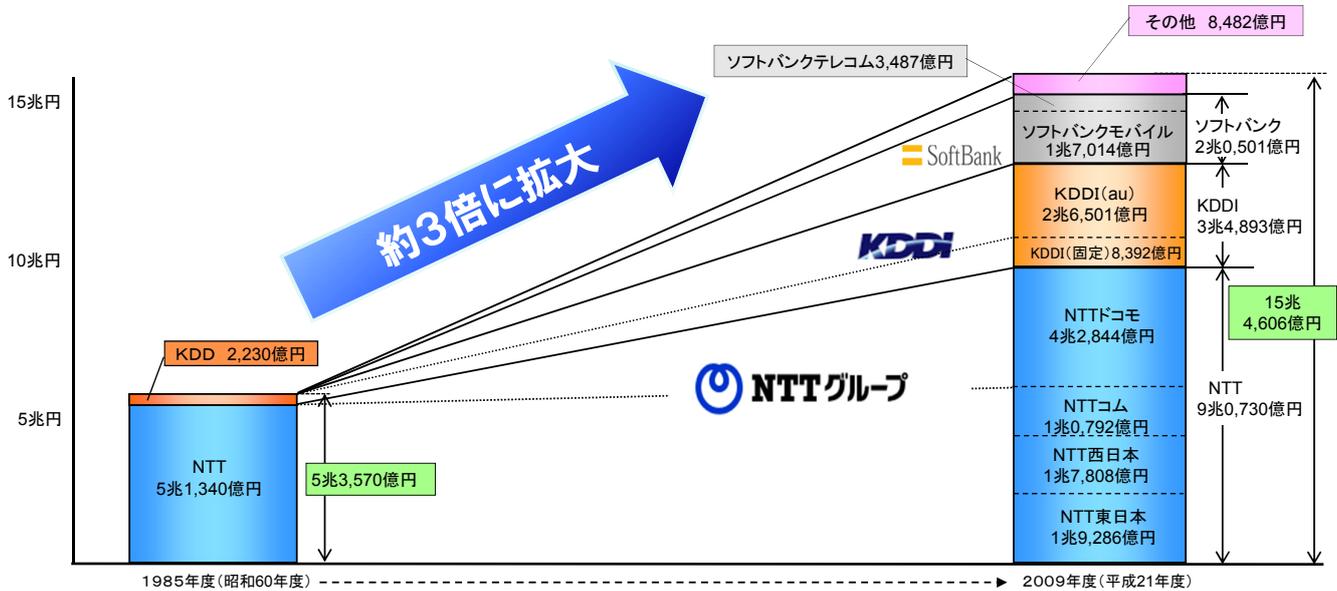


1-(1)-③ 国内電気通信市場の規模(平成21年度)



主要な電気通信事業者の平成21年度の売上高合計は約15兆円

- 昭和60年度の約3倍に拡大しているが、近年は、ほぼ横ばいとなっている。
- うちNTTグループが約9兆3千5百億円を占める。



※ 各事業者の決算資料等(KDDIについては決算短信中のセグメント別売上高、ソフトバンクグループについてはソフトバンク社の連結決算短信中のセグメント別売上高)に基づき作成。

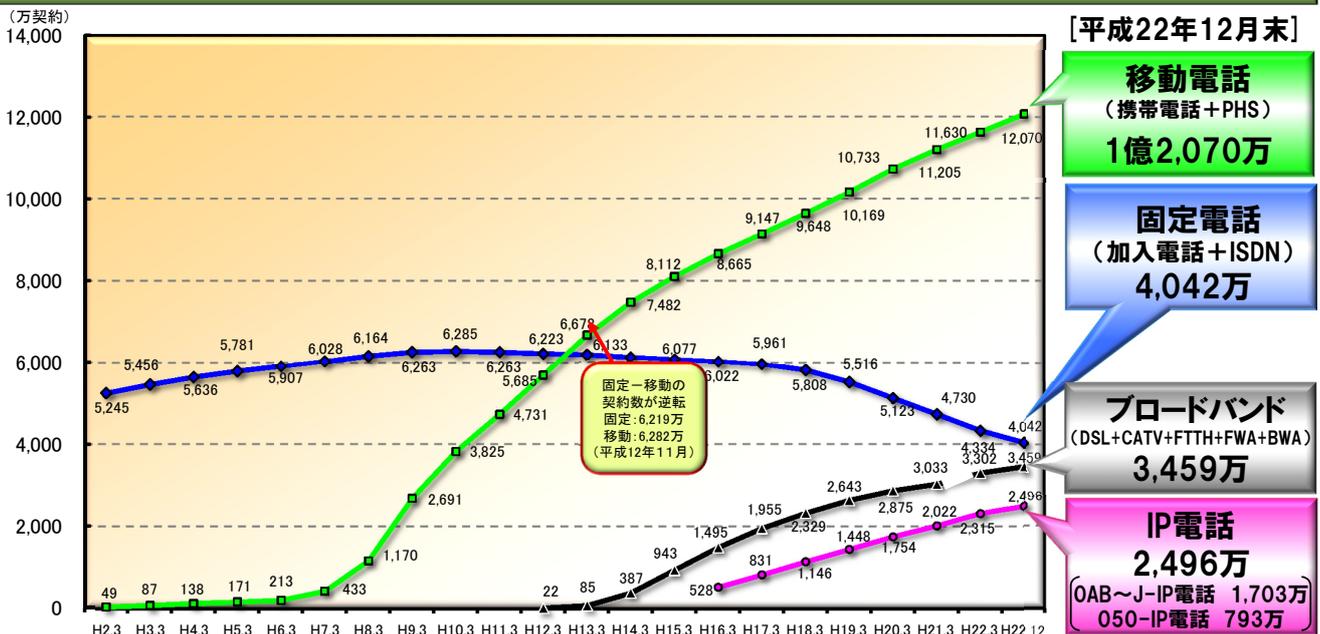
(参考) その他: イー・モバイル、スカパーJSAT、ケイ・オプティコム等

【出典: 総務省作成資料をもとに作成】

1-(1)-④ 電気通信サービスの契約数の推移



- 携帯電話の加入者数は、平成12年11月に固定電話の加入者数を逆転。平成19年3月末には1億を超え、平成20年3月末には固定電話の2倍以上となった。
- 平成20年12月末でブロードバンドの契約数は3千万を超え、平成22年12月末で3,459万となった。
- IP電話の利用番号数は、平成21年3月末で2千万を超え、平成22年12月末で2,496万となった。



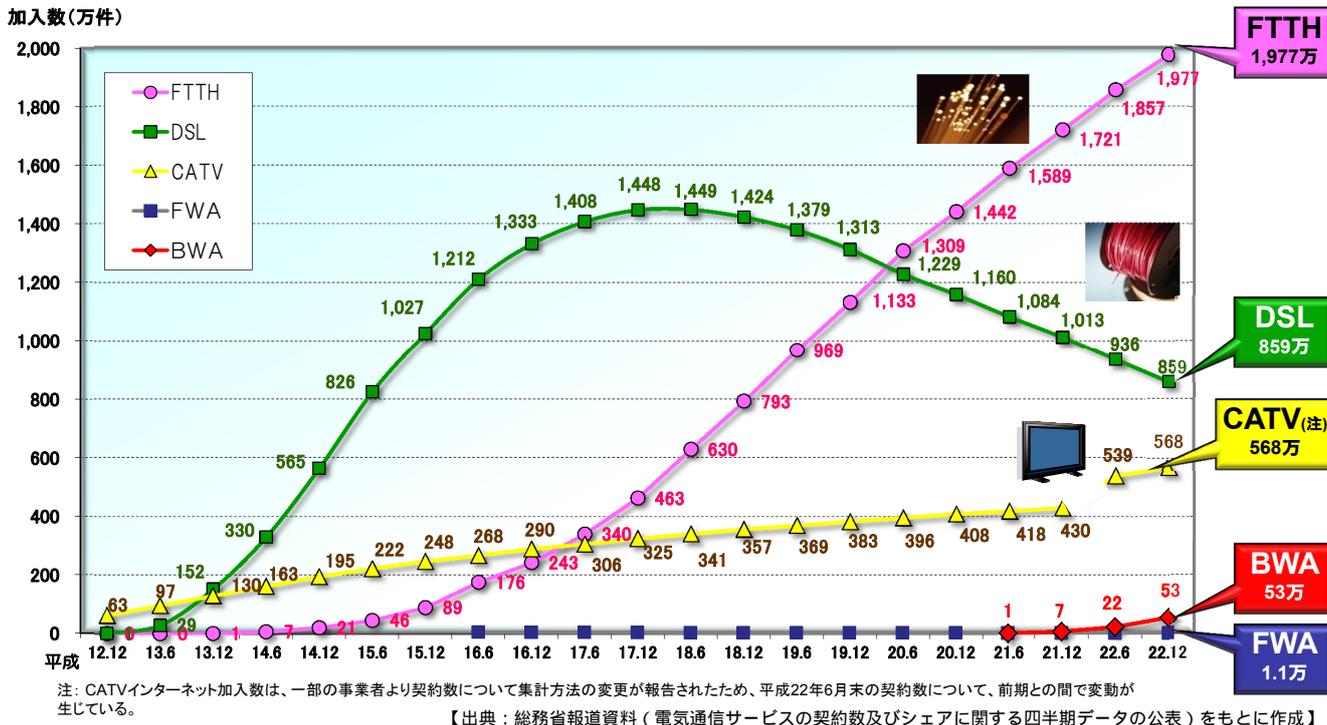
注1: 平成16年6月末分より電気通信事業者報告規則の規定により報告を受けた加入者数又は契約数を、それ以前は任意の事業者から報告を受けた加入者数又は契約数を集計。
 注2: ブロードバンド契約数は、一部の事業者より契約数について集計方法の変更が報告されたため、平成22年3月末の契約数について、前期との間で変動が生じている。

【出典: 総務省報道資料(電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表、電気通信サービスの加入契約数等の状況)をもとに作成】

1-(1)-⑤ ブロードバンドアクセスサービスの加入数の推移



FTTH加入数が増加する一方、DSL加入数は平成18年4月以降減少に転じ、平成20年6月末にはFTTH加入数がDSL加入数を初めて上回った。



1-(1)-⑥ 携帯電話の普及



- 携帯電話加入数は、平成19年12月に1億加入を超え、平成23年3月末で1億1,954万加入となった。
- 第3世代携帯電話の加入数は平成21年4月末時点で1億加入を超え、携帯電話加入数全体に占める割合は平成23年3月末で98.8%となる一方、第2世代携帯電話は、平成22年3月末にソフトバンクモバイルのPDC方式によるサービスが終了し、NTTドコモのPDC(平成23年3月末終了)及びauのcdmaOneのみとなった。
- 平成22年12月24日から、NTTドコモの第3.9世代携帯電話サービス(Xi(クロスシ))が開始された。



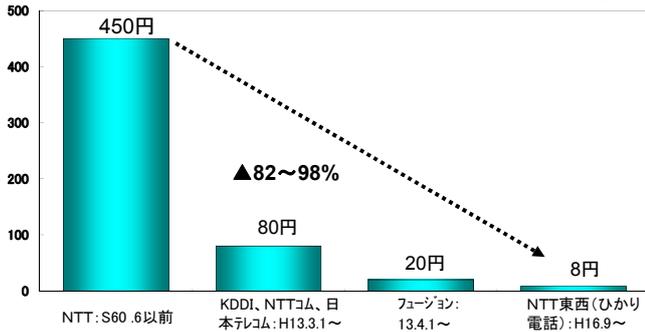
注：本グラフでは、第3世代、第3.5世代及び第3.9世代携帯電話の合計を第3世代携帯電話として集計している。

【出典：社団法人電気通信事業者協会プレスリリースをもとに作成】

1-(1)-⑦ 料金の低廉化

①市外通話(東京-大阪間)

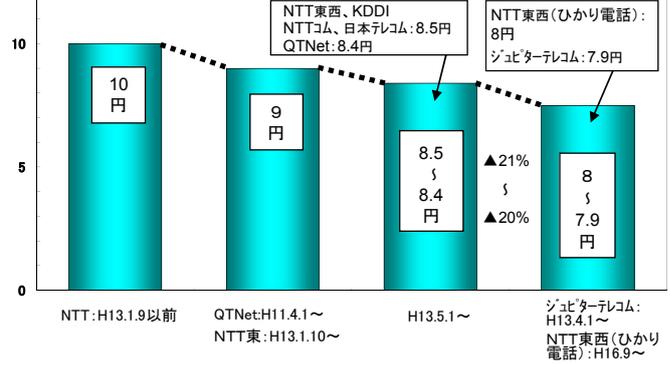
(平日昼間3分間、税抜き額)



②市内通話

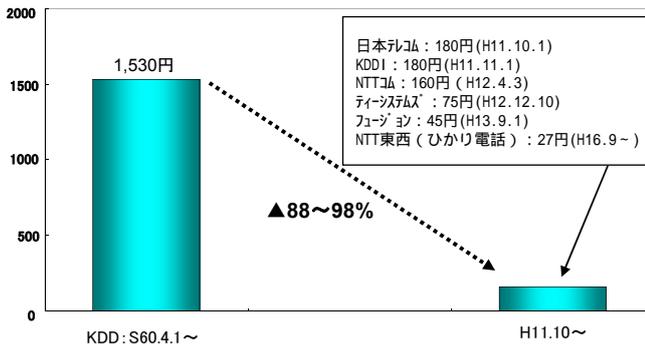
(H22. 4. 1現在)

(平日昼間3分間、税抜き額)



③国際通話(日米間)

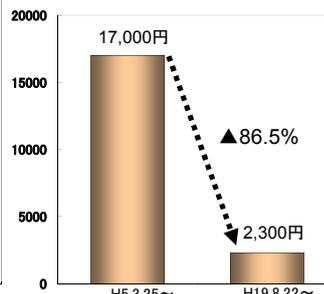
(平日昼間3分間)



【出典:第73回(H18.9.26)電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

④携帯電話(800MHzデジタル方式)(NTTドコモの場合)

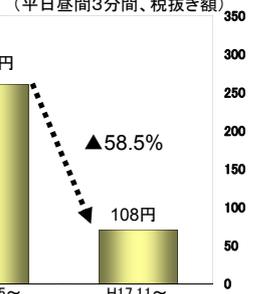
【基本料】



注1:H5.3.25の料金は、プランAの料金

注2:H19.8.22の料金は、ベーシックプランのタイプSIに「ひとりでも割50」を適用した料金

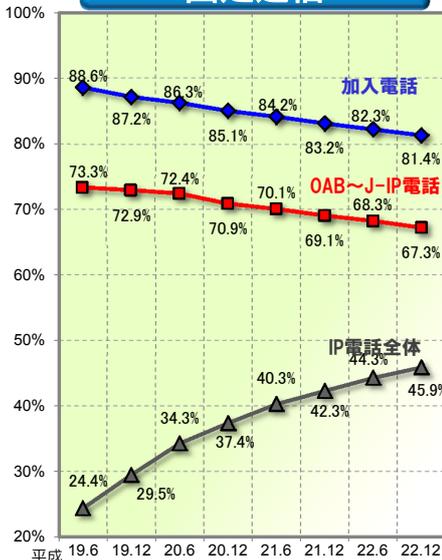
【通話料】(携帯→固定、県内)



1-(1)-⑧ NTT東西及びNTTドコモの市場シェアの推移

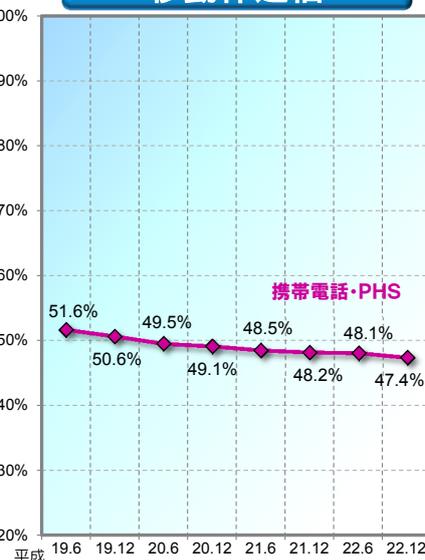
- 加入電話(NTT東西加入電話、直収電話、OAB~J-IP電話、CATV電話)は、NTT東西加入電話の減少が続き、シェアが減少しているが、IP電話全体(OAB~J-IP電話、050-IP電話)ではシェアを伸ばしている。
- NTTドコモの携帯電話・PHSのシェアは平成20年3月末以降過半数を割り込んでいる。
- NTT東西のDSLのシェアは概ね横ばいであるが、FTTHの増加によりブロードバンド全体で増加傾向が続いている。

固定通信

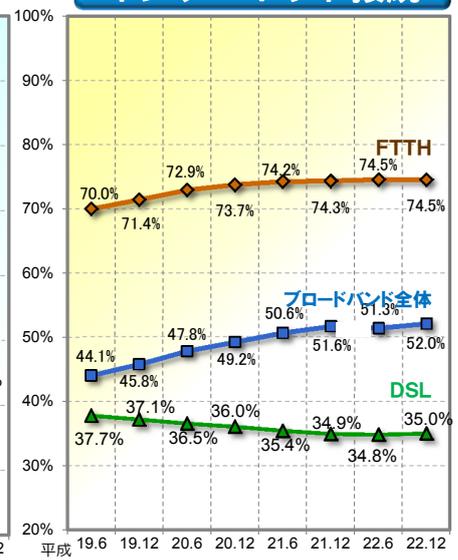


注:OAB~J-IP電話及びIP電話全体は利用番号数、その他は契約数のシェア

移動体通信



インターネット接続



注1:ブロードバンド全体とはDSL、FTTH、CATVインターネットをいう。
注2:一部の事業者より契約数について集計方法の変更が報告されたため、平成22年3月末のブロードバンド全体について、前期との間で変動が生じている。

【出典:総務省報道資料(電気通信事業分野の競争状況に関する四半期データの公表)をもとに作成】



- 固定電話、050-IP電話、移動体通信、ADSL、FTTH、専用サービスは、市場集中度が3000を超えており、集中度が非常に高いと言える。中でもFTTHは市場が拡大する傾向にあると同時に集中度が高まる傾向を見せている。
- NTTグループのシェアは、050-IP電話、移動体通信、ADSL、ISPを除きいずれも5割を超えている。

領域	主な固定市場 (部分市場を含む)	09年度の評価結果		
		市場集中度(HHI)	NTTグループのシェア	
固定電話	固定電話(加入) (NTT加入電話、直収電話、CATV電話、 0AB~J-IP電話)	6951	82.9%	
	中継電話	市内	2433	市内 75.3%
		県内市外	2301	県内市外 73.5%
		県外	3574	県外 72.5%
		国際	2870	国際 66.4%
050-IP電話	3168	35.1%		
移動体通信	携帯電話・PHS	3461	48.2%	
インターネット 接続	ブロードバンド	3048	52.7%	
	ADSL	3263	34.8%	
	FTTH	5836	74.4%	
	ケーブルインターネット	1483	-	
	ISP	1557	31.9%	
法人向けネット ワークサービス	WANサービス	2173	67.5%	
	専用サービス	8354	94.6%	

() HHI(ハーフィンダール・ハーシュマン指数: Herfindahl-Hirschman Index)は、市場の独占度合いを測定する指標の一つ。各事業者が市場で有するシェアを自乗し、それを加算して算出する。HHIはシェアを自乗して加算するので、シェアの大きな事業者のシェア変動が大きく影響する。逆に、小さな事業者のシェア変動の影響は小さい。小規模な事業者の情報も欠いても、指標の有効性が損なわれにくい特徴がある。

(注1) 「市場集中度(HHI)」の算出に当たっては、全国レベルではNTT東西を1社とみなし、その他のNTTグループの会社は別会社とみなしている(ただし、ブロードバンド・ISPにおいては、ソフトバンクグループ、J:COMグループ、JCNグループ及び電力系事業者を、CATVインターネットにおいては、J:COMグループ、JCNグループを、FTTHにおいては電力系事業者をそれぞれ1社とみなしている)。「NTTグループのシェア」のうち、050-IP電話はNTTコミュニケーションズ、ADSL・FTTHは、NTT東西のシェア。なお、固定電話、移動体通信、インターネット接続及びWANサービスは10年3月時点、専用サービスは09年3月時点のデータ。

(注2) 表中の矢印()は、「競争評価2008」と比較し、HHIについては100以上、シェアについては1ポイント以上を基準にした増減を表している。

【出典：電気通信事業分野における競争状況の評価2009(H22.9.17公表)をもとに作成】

1-(1)-⑩ NTT東西の次世代ネットワーク(NGN)で提供されるサービス



- NGNは、電話網の持つ信頼性・安定性を確保しながら、IPネットワークの利便性・経済性を備えた、次世代のフルIPのネットワーク。
- 我が国においては、平成20年3月末からNTT東西がNGNの商用サービスを開始。
- QoSサービスとして、高品質のひかり電話・テレビ電話及びマルチキャスト等のコンテンツ配信向けサービスを提供。

サービス分類	NGNのネットワークサービス
光ブロードバンドサービス ・インターネット接続 ・IPv6通信機能を標準装備	戸建て向け(最大通信速度100Mbps)
	集合住宅向け(最大通信速度100Mbps)
	事業所向け(最大通信速度1Gbps)
0AB~J-IP電話/ テレビ電話	QoS
	ひかり電話(標準品質、高品質(7kHz))
VPN (センタ・エンド型、 CUG型サービス)	QoS
	ベストエフォート
コンテンツ 配信向け サービス	QoS
	ベストエフォート
	ユニキャスト(帯域確保)
イーサネットサービス	イーサ(県内・県間とも)
	マルチキャスト(帯域確保)※地デジIP再送信向け
	ユニキャスト
	マルチキャスト

【凡例】

:平成23年3月末現在提供済

:平成23年4月以降提供予定

赤字が新サービス

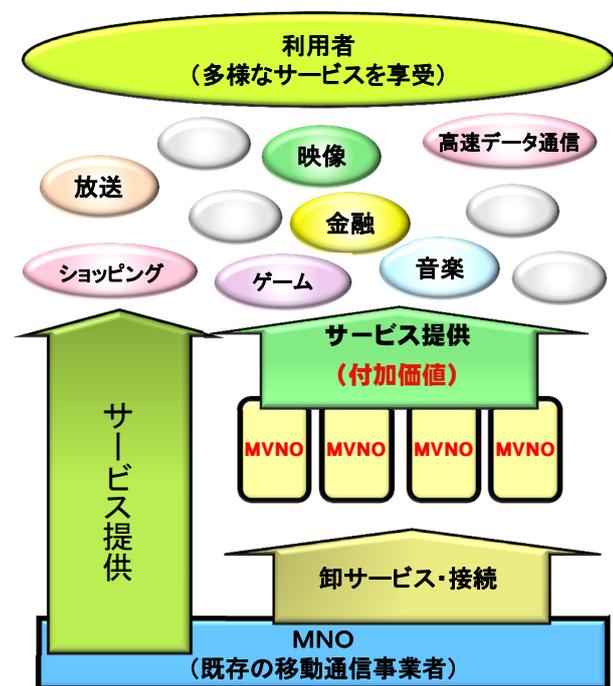
(注)地デジIP再送信は、平成20年5月、(株)アイキャスト及び(株)NTTぶららが、NGNを利用して東京・大阪において開始

- NTT東西のNGNの特徴**
- **品質確保(QoS)**
地域IP網で実現していた従来のベストエフォート型の通信に加えて、ネットワーク制御により、エンド・トゥ・エンドでの品質を確保したサービスを提供
 - **セキュリティ**
回線ごとに割り当てられた発信者IDをチェックし、なりすましを防止
ネットワークの入り口で、なりすましや不正なアクセスをブロックする機能などを具備
 - **信頼性**
ひかり電話網と異なり、当初から大規模ネットワークを想定したネットワークアーキテクチャを採用し、信頼性の高いネットワークを提供

【出典：第108回(H20.3.21)接続委員会資料をもとに作成】

1-(1)-⑪ MVNO(仮想移動体通信事業者)の参入

◆ MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)とは、自ら無線局を開設・運用することなく、移動通信事業者(MNO: Mobile Network Operator)の提供する移動通信サービスを利用すること等により、利用者に対し移動通信サービスを提供する電気通信事業者。



MVNOの参入例(各社のウェブサイト等を基に作成)

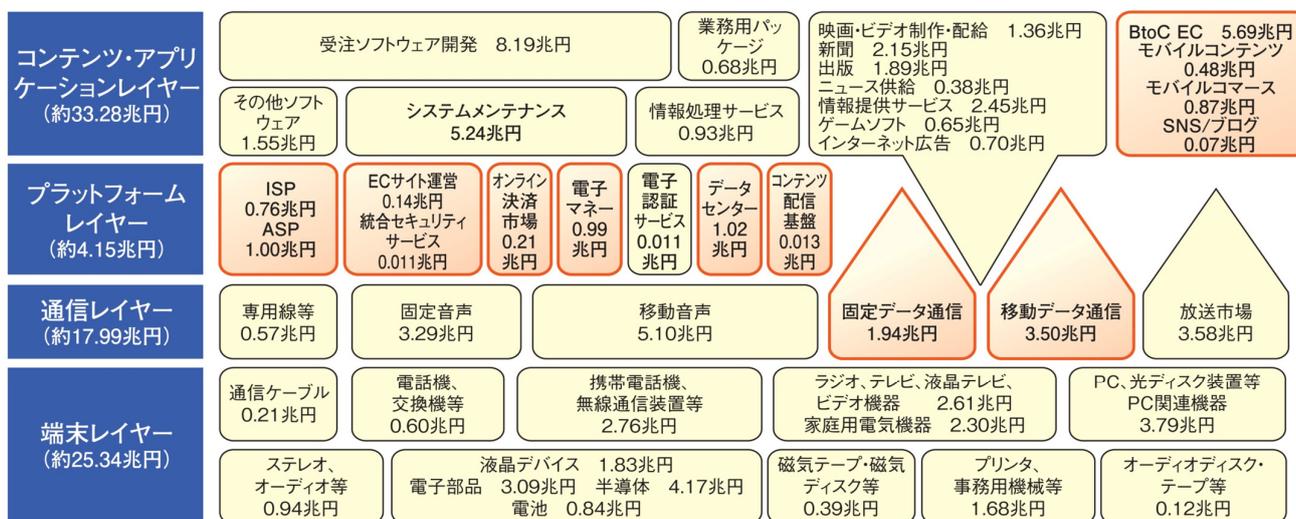
- みまもりホットライン(象印マホービン)**
 - NTTドコモのMVNOとして提供
 - 無線通信機を内蔵した「iポット」を使うと、その情報がネットワークを経由して、携帯電話やパソコンから確認できるサービス
 - 契約料5,250円(税込)、利用料3,150円/月(税込)
- ディズニーモバイル(ウォルト・ディズニー)**
 - ソフトバンクモバイルのMVNOとして提供
 - ディズニーのブランド、コンテンツを活用した携帯電話サービス
 - ホワイトプラン(月額基本料980円、ディズニーモバイル・ソフトバンク携帯電話宛はメールし放題、1時~21時通話料無料)等
- ココセコム(セコム)**
 - KDDIのMVNOとして提供
 - 位置情報サービス(ココセコム対応携帯を持っている人の位置情報を携帯電話等の画面で確認できるサービス)、救急信号サービス、現場急行サービス
 - 加入料金3,675円、基本料金262.5円/月
 - > 位置情報提供料金: 210円/回(電話の場合)
 - > 現場急行料金: 10,500円/回

(上記金額は、いずれも税込)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

1-(1)-⑫ 情報通信産業のレイヤー別市場規模(平成20年)

◆ コンテンツ・アプリケーションレイヤーや端末レイヤーの市場規模は、通信レイヤーの市場規模を上回っている状況。
 ◆ コンテンツ・アプリケーションレイヤーにおけるBtoC EC(企業・消費者間の電子商取引)、モバイルコンテンツ・コマース、SNS・ブログ関連、さらにプラットフォームレイヤーの大部分については、年平均で10%を超える成長分野となっている。



※ 橙色の箇所は平成17~20年の年平均成長率が10%超の分野

【出典：「平成22年 情報通信に関する現状報告」及び「総務省 情報格差是正に関する調査研究 報告書(平成22年)」をもとに作成】

- ◆ 端末レイヤーは、産業のグローバル化や水平統合化を背景とした価格競争の影響を背景に、平成17年～平成20年は減少傾向で推移。通信レイヤーにおいても、平成20年に減少に転じた。
- ◆ 一方、コンテンツ・アプリケーションレイヤーの市場規模の大きさと成長率は注目される。
- ◆ プラットフォームレイヤーについては、市場規模は小さいものの市場成長率の伸張が著しい。



【出典：総務省 情報格差是正に関する調査研究 報告書（平成22年）をもとに作成】

1-(1)-⑭ 我が国の電波利用の変遷 ～無線局数及び主な利用の推移～

1950年

公共利用(放送、船舶・航空による保安通信、防災通信等)が中心

1985年

電気通信事業への民間参入が可能となり、電波の民間利用が急速に拡大

2010年

・携帯電話、1億加入超
・3G移行(約90%)が進展
・無線アクセスシステムの普及

今後

ユビキタスネットワーク社会における多様な電波利用(新たな電波利用ニーズの拡大)

約5,118局

移動局 4,195局
固定局 552局
放送局 80局
その他 291局

放送
海上通信
地方公共団体等
防災通信
消防署等

約381万局

移動局 約107万局
固定局 約38万局
放送局 約24万局
その他 約268万局

衛星通信
固定マイクロ回線

約1億1,656万局

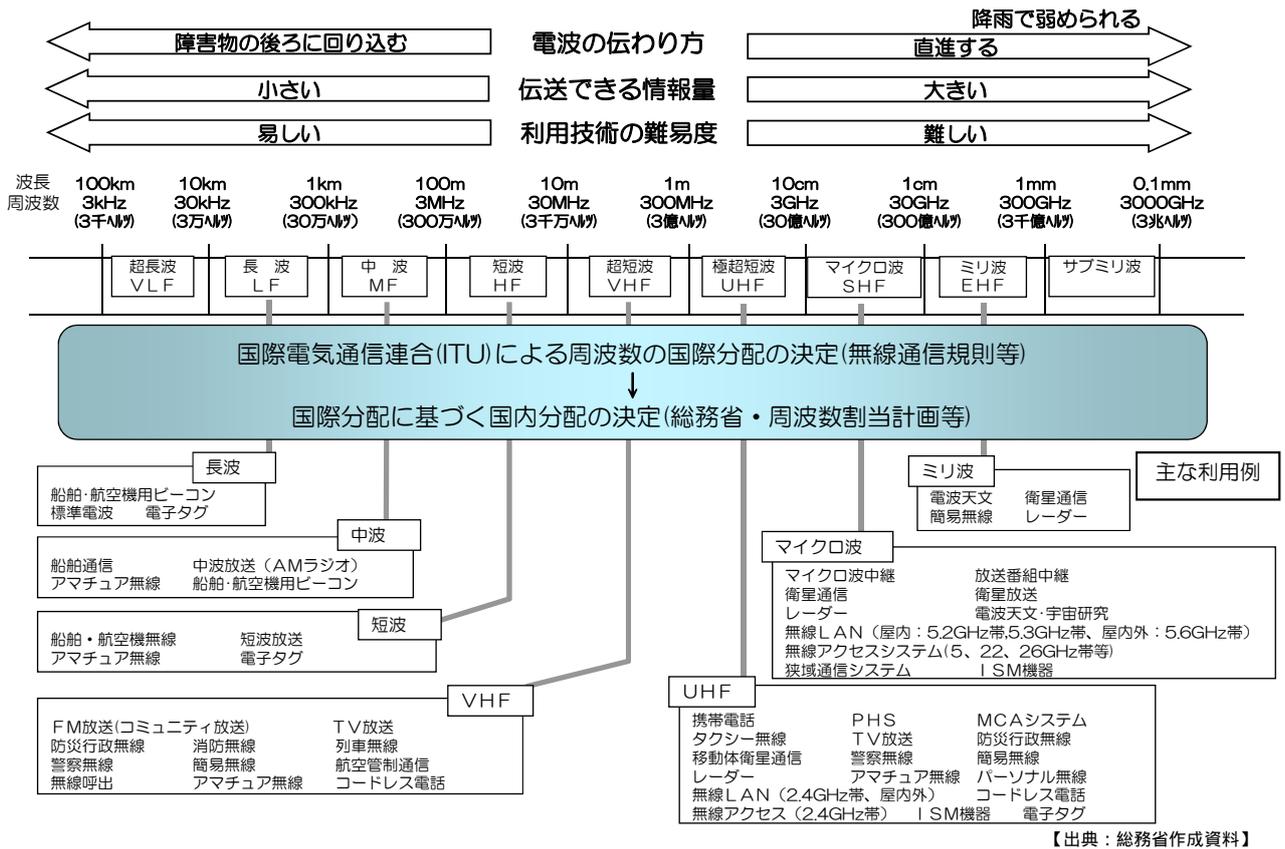
移動局 約1億1,467万局
固定局 約10.6万局
放送局 約2.6万局
その他 約177万局

携帯電話・携帯インターネット
無線LAN

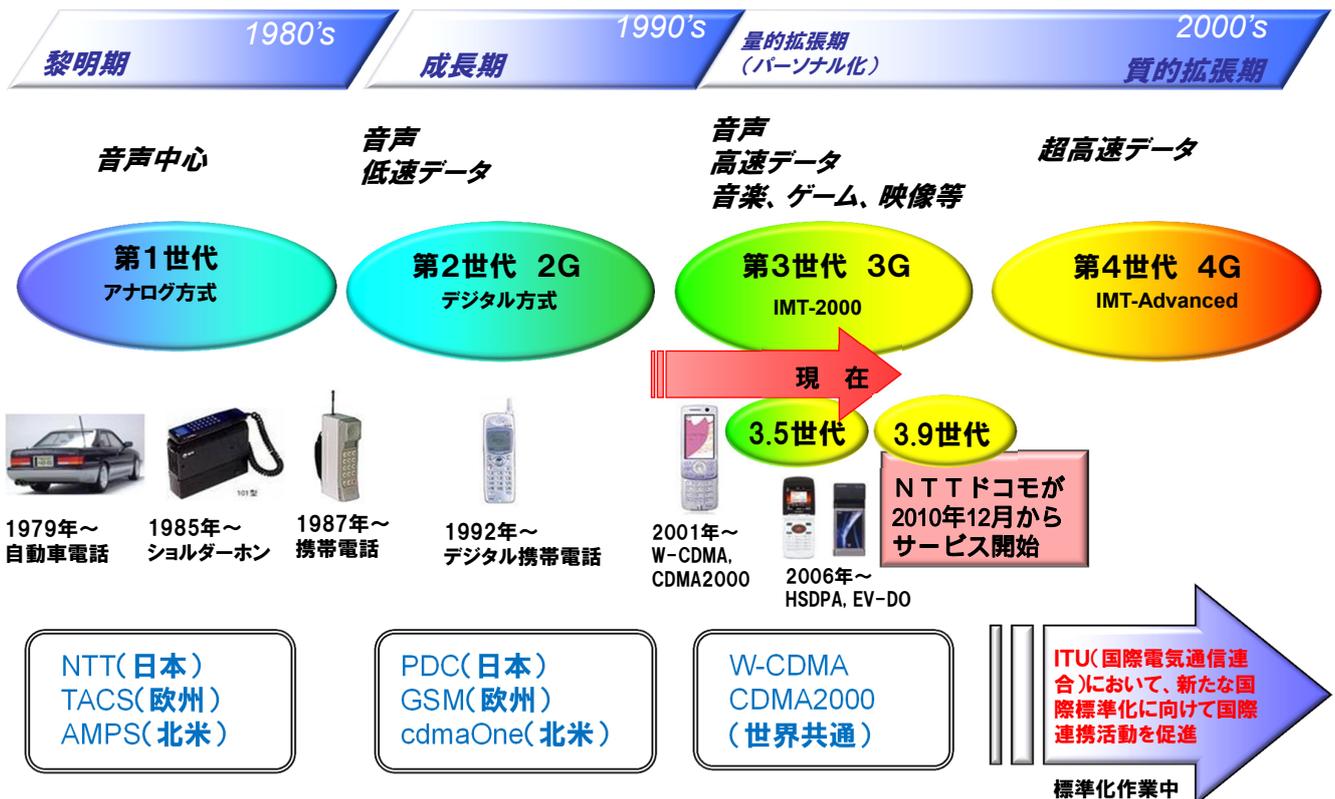
(新たな電波利用の例)

モバイルオフィス、モバイルM
有線ブロードバンドの代替
(過疎地等でもブロードバンド通信を実現)
安全・安心ITS
次世代情報家電

【出典：総務省作成資料】



1-(1)-⑯ 携帯電話の歴史と今後の発展動向



【出典：第90回 (H20.6.17) 電気通信事業紛争処理委員会資料をもとに作成】

1 電気通信事業の動向

(2) 接続料の動向

1-(2)-① NTT東西の接続料の算定方式



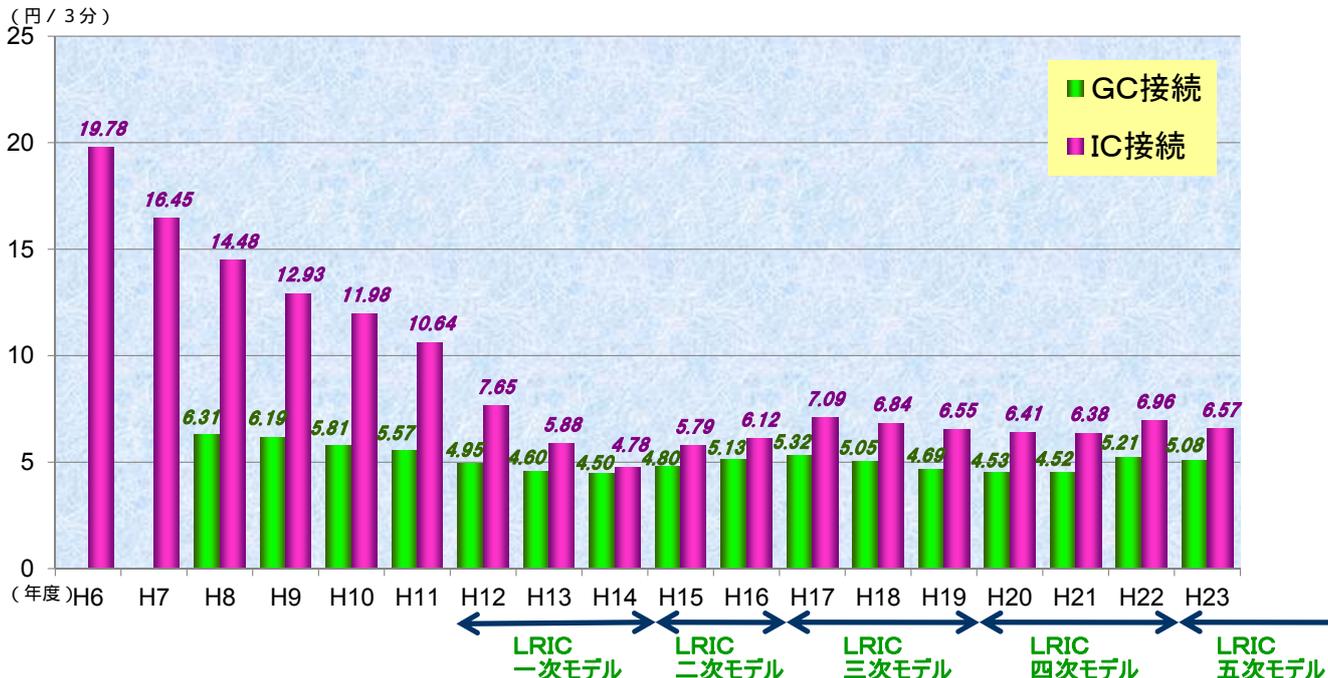
算定方式		算定概要	主な対象機能
長期増分費用方式 (LRIC)		<ul style="list-style-type: none"> 仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 前年度下期+当年度上期の通信量を使用 ボトムアップ方式のLRICモデルを使用 	<ul style="list-style-type: none"> 電話網 (加入者交換機、中継交換機、加入者交換機-中継交換機回線、信号網等) PHS基地局回線
実際費用方式	将来原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 接続料の急激な変動を緩和する必要があると認められる場合にも適用 原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 	<ul style="list-style-type: none"> 加入者回線(加入ダークファイバ)^{※2} NGN(IGS接続、収容局接続、中継局接続)
	実績原価方式	<ul style="list-style-type: none"> 前々年度の実績需要・費用に基づき算定 当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 ^{※1} 	<ul style="list-style-type: none"> 地域IP網 IP関連装置(メディアコンバータ(東),GE-PON等) 中継光ファイバ回線(中継ダークファイバ) 加入者回線(ドライカッパ) 専用線 公衆電話 メディアコンバータ(NTT西)
キャリアズレート		<ul style="list-style-type: none"> 届け出ている小売料金から営業費相当分を控除するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ISDN加入者回線(INS1500) 専用線

※1 実績原価方式については、07年7月の接続料規則の改正により、08年度接続料算定から事後精算制度が廃止され、事前に接続料が確定する方式(直近の実績に基づき接続料を算定)に変更された。

※2 加入ダークファイバの現行接続料は、08～10年度(3年間)の原価・需要の予測値に基づき算定。

【出典：第108回(H20.3.21)接続委員会資料をもとに作成】

- NTT東西の固定電話の接続料はLRIC方式(現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術で新たにネットワークを構築した場合の費用に基づいて算定する方式)により算定される。
- 平成23年度の接続料は、GC接続**5.08円**/3分、IC接続**6.57円**/3分となっている。



【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（H23.3.29）をもとに作成）】

1-(2)-③ NTT東西の加入光ファイバ接続料

- 加入光ファイバについては、ブロードバンド普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。

光信号端末回線伝送機能の接続料

光信号端末回線伝送機能の接続料は、シングルスター方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1-1**

	22年度	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	4,610円	4,194円	3,568円	3,380円
NTT西日本	4,932円	4,784円	4,578円	3,426円

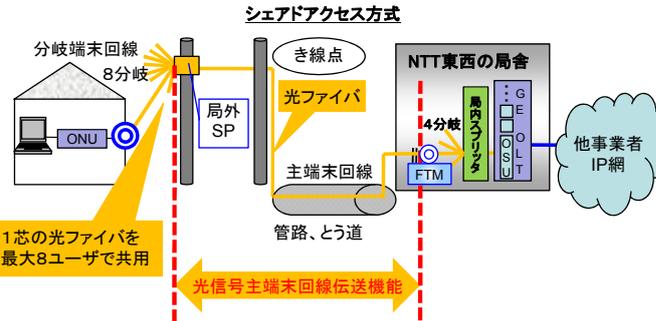
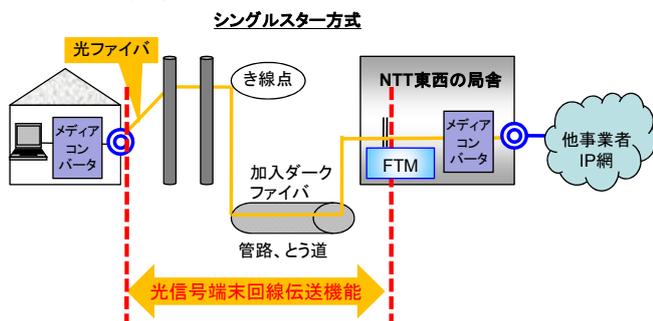
注1: 1芯当たりの月額料金。
 注2: 上記のほかに、回線管理運営費(東42円、西60円(H23年度。実績原価方式により算定))が必要。
 注3: H24、H25年度接続料については、次年度以降乖離額(H22、H23年度分)の調整が行われる予定。

光信号主端末回線伝送機能の接続料

光信号主端末回線伝送機能の接続料は、シェアアクセス方式で加入光ファイバを利用する場合に支払うこととなるもの。 **タイプ1-1**

	22年度	23年度	24年度	25年度
NTT東日本	4,179円	3,756円	3,155円	2,982円
NTT西日本	4,368円	4,298円	3,995円	3,010円

注1: 1芯当たりの月額料金。
 注2: H24、H25年度接続料については、次年度以降乖離額(H22、H23年度分)の調整が行われる予定。
 注3: 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの。



【出典：総務省報道資料（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（H23.4.4））をもとに作成）】

1-(2)-④ NGNの接続料の算定方法等



- NGNの接続料について、接続会計のデータを用いて算定可能となるのは、2010年度接続料からとなる。
- このため、**2008年度接続料等については、相対取引等の暫定措置を認め、2009年度接続料については**、算定期間(1年間)の費用と需要を予測して接続料を算定する方式(将来原価方式)で算定(イーサネット接続料については、2009年度接続料まで相対取引を適用)。
- 2010年度接続料等については**、NGNの費用・資産が整理された**2008年度会計を踏まえ、実際費用方式で算定**。イーサネット接続料についても、**2010年度接続料から、新たに設定**。
- なお、**ひかり電話については**、利用者の混乱を招来するおそれがあること等から、**NGNとひかり電話網の接続料を合算して算定**。

	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度以降
フレッツサービス (収容局接続)		●地域IP網の接続料と同一の接続料を暫定適用	●将来原価方式で算定【地域IP網とは別個に接続料算定】	●実際費用方式で算定	
ひかり電話 (IGS接続)		●現在のひかり電話の接続料(相対取引)を暫定適用	●将来原価方式で算定【ひかり電話網と合算して接続料算定】	●実際費用方式で算定	
イーサネットサービス		●相対取引を暫定適用(⇒接続料設定のためにはシステム改修の期間等が必要)		●実際費用方式で算定	
中継局接続		●相対取引を暫定適用	●将来原価方式で算定	●実際費用方式で算定	
接続会計の整理		▲9月末 ●コストドライバの検討・報告	▲機能毎の設備区分の新設等 2008年度接続会計報告・公表	▲2009年度接続会計報告・公表	▲2010年度接続会計報告・公表

【出典：総務省作成資料】

1-(2)-⑤ NTT東西のNGN(Next Generation Network)接続料



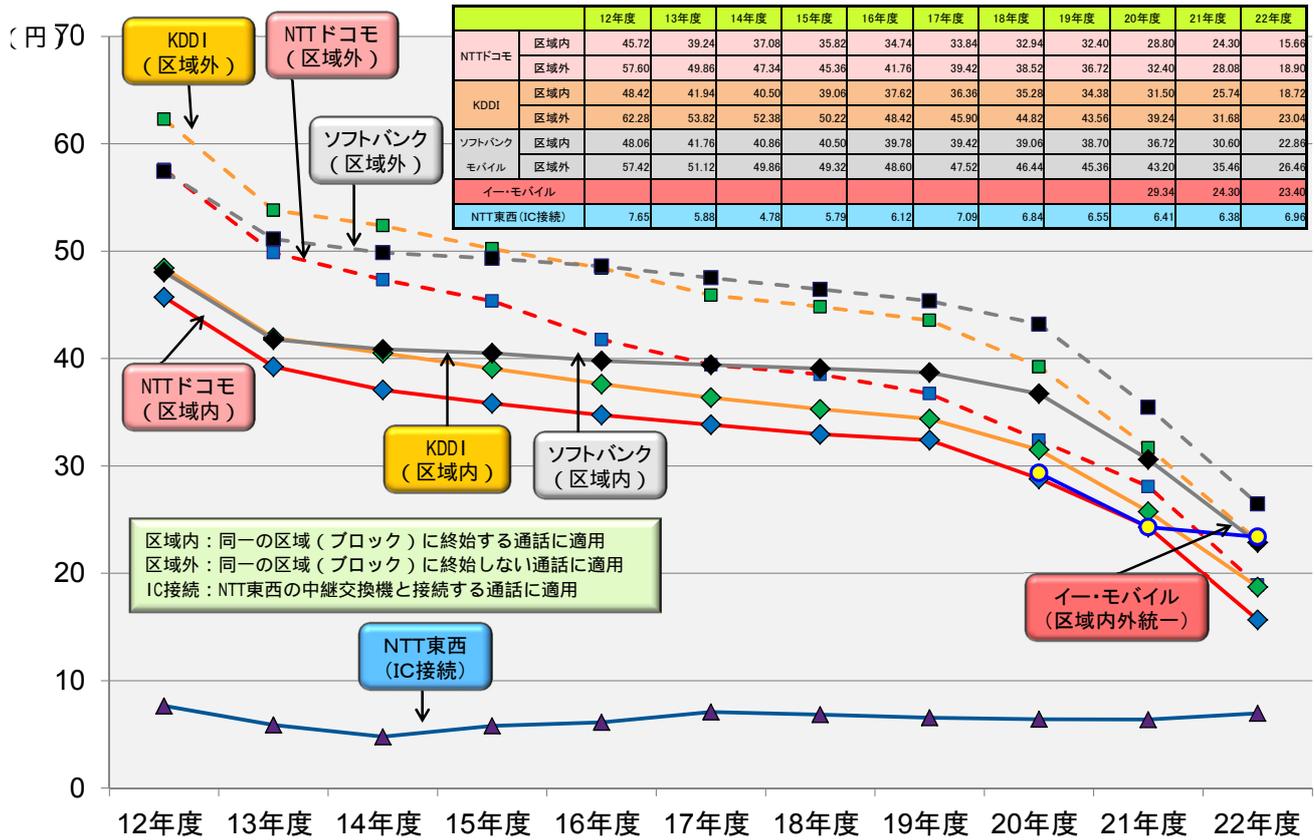
- NGNは、サービス開始から日が浅く今後相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、NGNの平成23年度接続料については、将来原価にて算定することとしている。
- NGNの需要については、今後の新サービスの登場等によりトラフィックが大きく変更する可能性が高いことから、平成23年度の1年間を算定期間としている。
- 具体的には、平成21年度の接続会計におけるNGN設備の設備管理運営費をベースに、フレッツ光ネクストのユーザ数等に応じた設備構築実績を踏まえて予測した平成23年度の取得固定資産価額の伸び率等を考慮した上で、各費用の算定等を行っている。

	収容局接続機能 【装置・月】		IGS接続機能 【3分】		中継局接続機能 【10Gポート・月】	
	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度	平成23年度	平成22年度
NTT東日本	146.9万円 (32.2%)	216.8万円	5.02円 (12.1%)	5.71円	541.7万円 (14.7%)	634.8万円
NTT西日本	217.8万円 (11.2%)	245.3万円	5.74円 (8.9%)	6.30円	654.2万円 (+22.3%)	534.8万円

中継系交換機能に係る平成22年度接続料(3分当たり0.42円)を含む。
()内の数字は平成22年度接続料に対する増減額

【出典：総務省報道資料(東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(H23.4.4))をもとに作成】

1-(2)-⑥ 携帯電話に係る接続料(3分換算)の推移



【出典：第111回（H22.12.13）電気通信事業紛争処理委員会資料（総合通信基盤局作成）をもとに作成】

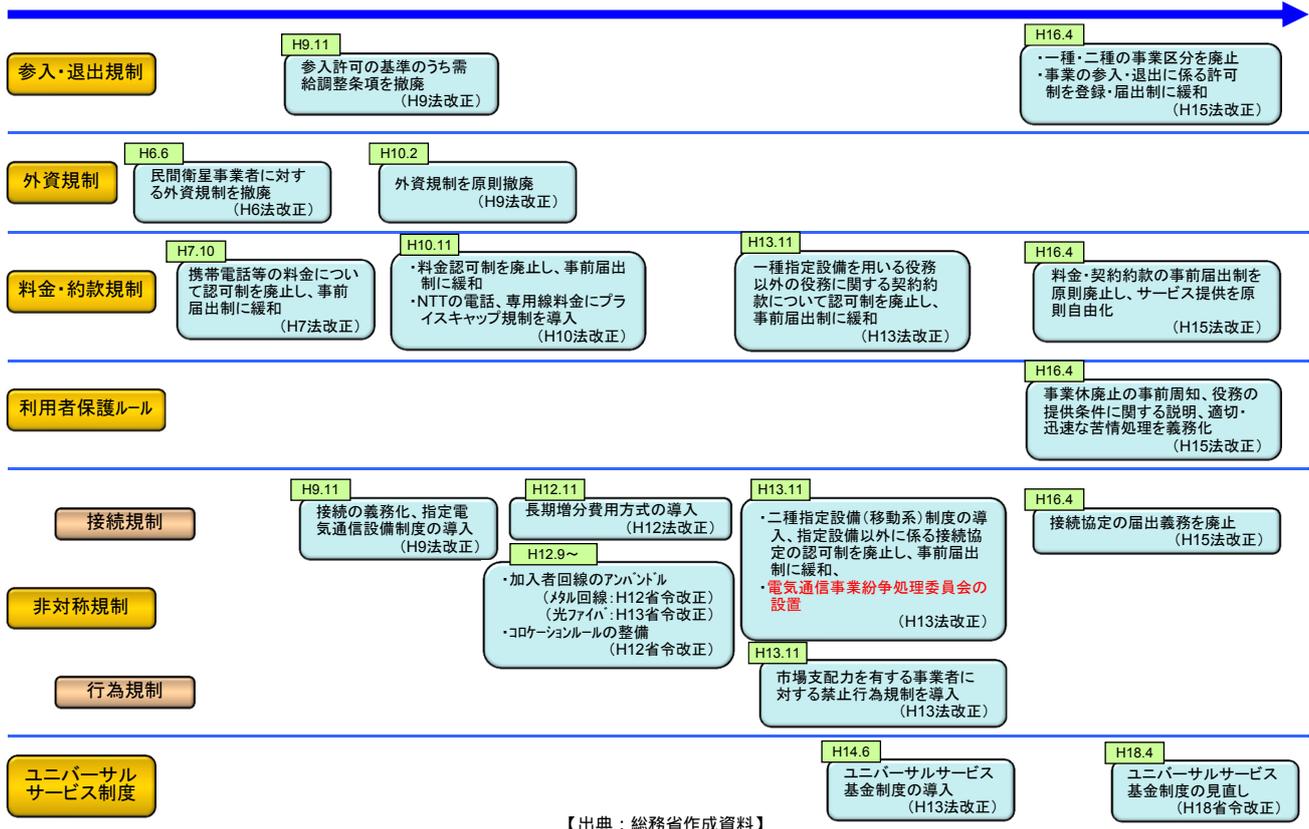
2 電気通信政策の動向

(1) 指定電気通信設備制度

2-(1)-① 電気通信事業に関する規律の変遷



(年月は施行時点)



【出典：総務省作成資料】

2-(1)-② 現行の電気通信事業法による規律の概要



		電気通信事業者	
		第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(固定系)	第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(移動系)
参加・退出規制	外資規制	【参加】届出 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合は登録) 【退出】事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間をおいて周知が必要) 【外資規制】なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制)	
料金・約款規制		原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス: 国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出	【指定電気通信役務(1)】 保障契約約款の作成、届出 【特定電気通信役務(2)】 プライスカップ規制(上限価格規制)
利用者保護		事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務	
非対称規制	接続規制	電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等	
	行為規制	なし	【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等
ユニバーサルサービス制度		【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話基本料、公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付	

(1) 指定電気通信役務=第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務: NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、Bフレッツ、フレッツISDN、オフトーク等

(2) 特定電気通信役務=指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務: NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)、専用線専用料

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

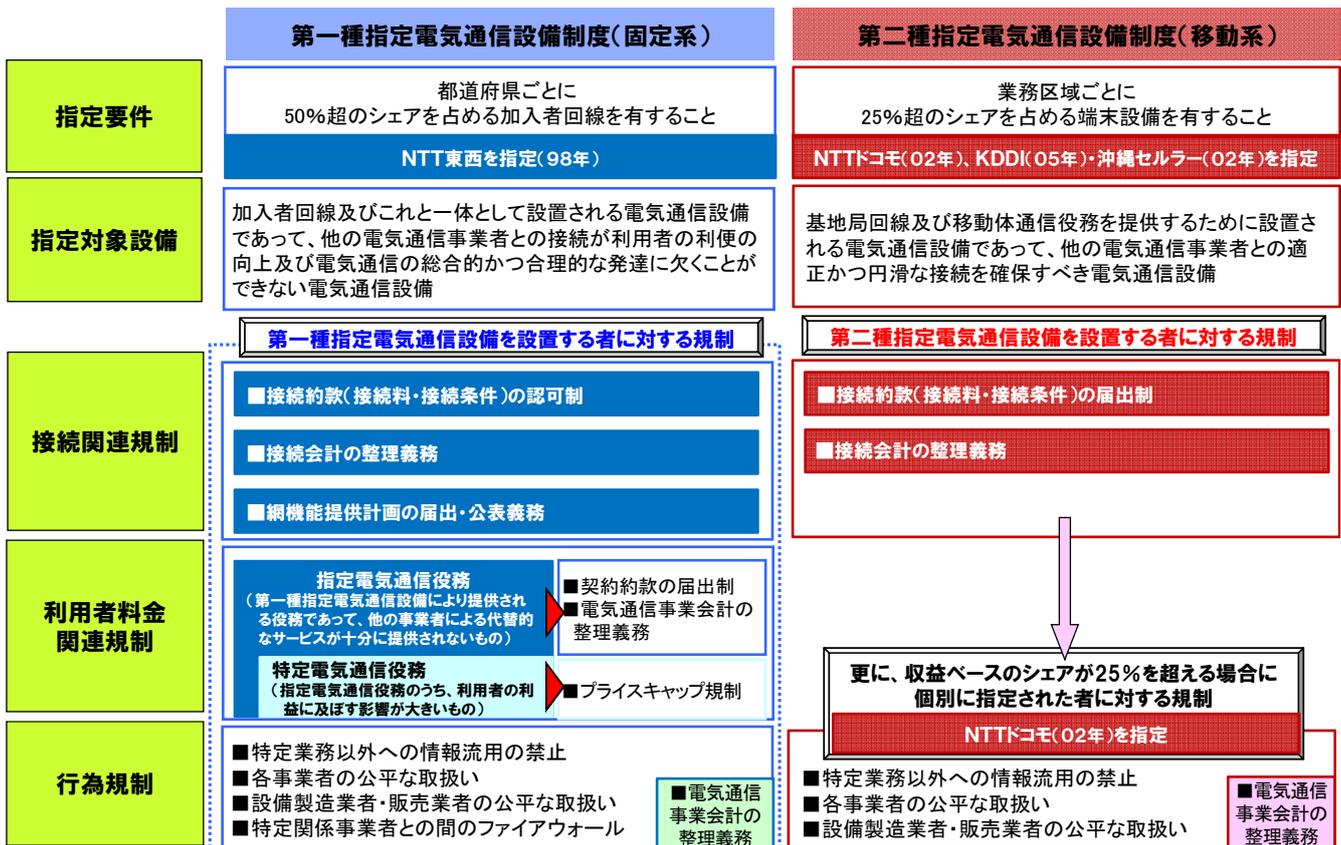
2-(1)-③ 現行のNTT法の枠組み



	日本電信電話株式会社 (持株会社)	東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社)
目的 (第1条)	◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。	◇地域電気通信事業を經營する。
事業 (第2条)	◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究	◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇総務大臣の認可を受けて、地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」) ◇総務大臣の認可を受けて、業務区域以外の区域における地域電気通信業務 ◇総務大臣の認可を受けて、地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」) 総務大臣は、地域会社が当該業務を営むことにより地域電気通信業務の円滑な遂行及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、認可しなければならない
責務 (第3条)	◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及	
株式 (第4条～ 第7条)	◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限	◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有
役員等 (第10条～ 第12条)	◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可	◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可

【出典：総務省作成資料】

2-(1)-④ 指定電気通信設備制度の枠組み



【出典：総務省作成資料をもとに作成】

2-(1)-⑤ 指定電気通信設備の範囲

- 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象とした。
- 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象とした。

第一種指定電気通信設備の指定内容

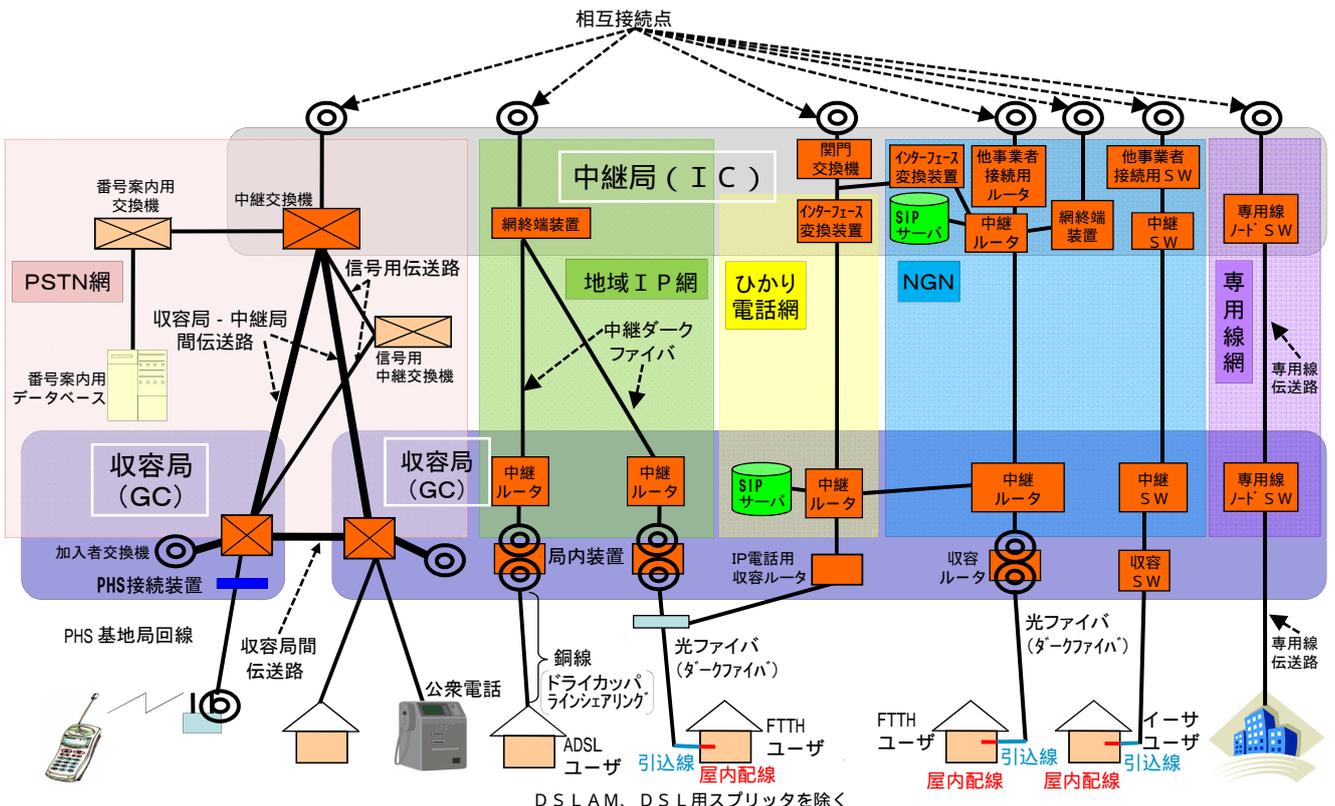
1. 固定端末系伝送路設備(加入者側終端装置、主配線盤等を含む)
2. 第一種指定端末系交換等設備及び第一種指定中継系交換等設備 (ただし、以下の設備を除く。 ・他の電気通信事業者の設備への振り分け機能を有さないルータ(当該ルータと対向するルータが振り分け機能を有する場合を除く) ・DSLAM(G.992.1/G992.2 Annex C準拠に限る。)及びDSL用スプリッタ(コロケーションできない局舎に設置される場合を除く)
3. 第一種市内伝送路設備及び第一種指定中継系伝送路設備
4. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
5. SIPサーバ
6. 番号案内に用いられる番号案内データベース、サービス制御(統括)局
7. PHS事業者との接続に用いるPHS加入者モジュール及び端末認証用のサービス制御(統括)局
8. 公衆電話機及びこれに付随する設備
9. 番号案内又は手動通信に用いられる交換機、案内台装置及び伝送路設備
10. 相互接続点までの伝送路設備

第二種指定電気通信設備の指定内容

交換設備	1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接収容するもの(第二種指定端末系交換設備)
伝送路設備	2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの(第二種指定中継系交換設備) (ルータにあつては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるものうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。)
その他	3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備
	4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受け無線局の無線設備(第二種指定端末系無線基地局)
	5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物(第二種指定端末系交換局)との間に設置される伝送路設備
	6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備
	7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機
	8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
	9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.~8. に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備(3.~8.に掲げるものを除く。)

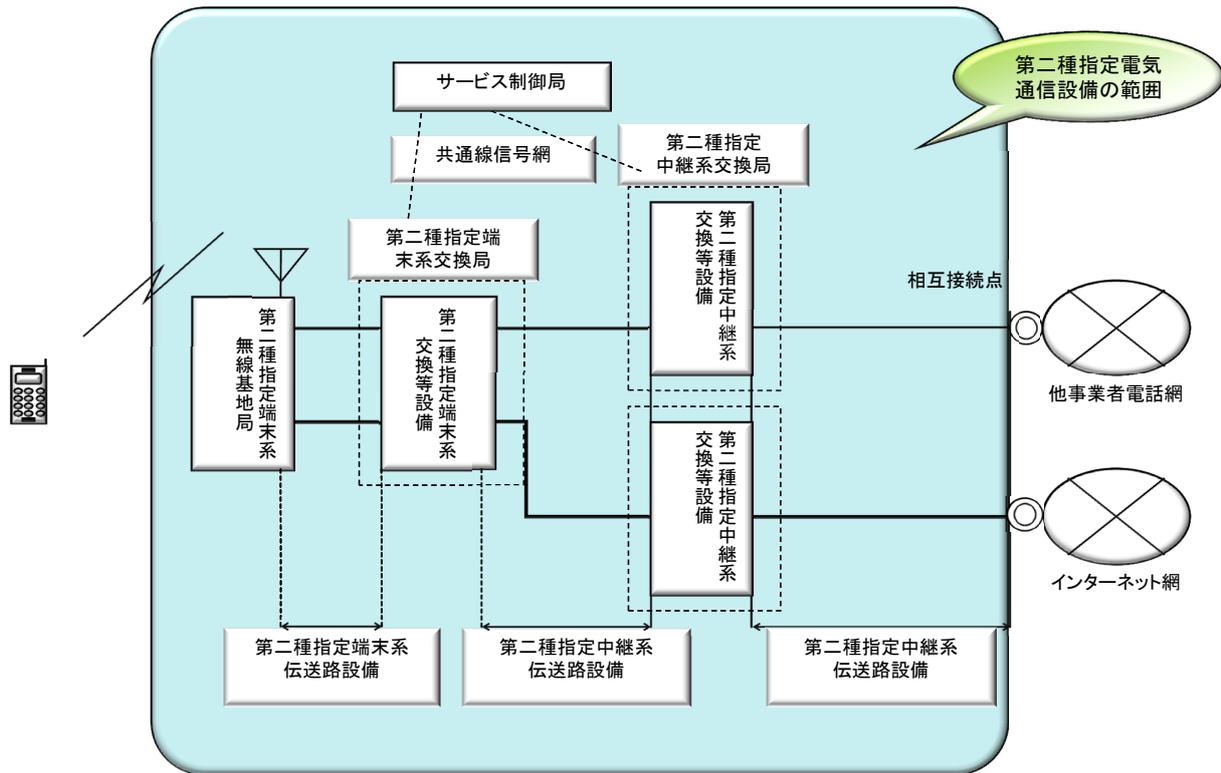
【出典：第7回(H19.5.25)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-(1)-⑥ 第一種指定電気通信設備の範囲(概念図)



DSLAM、DSL用スプリッタを除く

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】



【出典：第1回（H18.12.15）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-(1)-⑧ 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

いわゆる「市場支配力を有する電気通信事業者」(*)による他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれがある行為を類型化し、禁止している。
 なお、禁止行為の具体例については、「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に列挙・公表。

- () 第一種指定電気通信設備（固定系）を設置する事業者（NTT東日本、NTT西日本を指定）
- 第二種指定電気通信設備（移動系）を設置する事業者のうち、市場シェア等を勘案して個別に指定（NTTドコモを指定）

○ 禁止行為の3類型とその具体例

<p>【法第30条第3項第1号】 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供</p>	<p>【具体例】 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為</p>
<p>【法第30条第3項第2号】 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与</p>	<p>【具体例】 優先接続（マイライン）等における利用者登録作業についての不公平な取扱い 自己の関係事業者のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い ブラウザフォンサービスにおける不公平なポータルサービス利用条件の設定等</p>
<p>【法第30条第3項第3号】 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</p>	<p>【具体例】 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限 コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉</p>

【出典：第7回（H19.5.25）新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

区分	内容
■接続約款の作成・認可(第2項)、公表(第11項)	▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、認可を受けること(新たに指定された設備については3か月以内に認可申請(第16項)。接続約款を変更する場合も同様。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【認可の要件(第4項)】 □標準的な技術箇所における技術的条件、機能ごとの接続料、事業者間の責任に関する事項等が適正・明確に定められていること □接続料が能率的な経営の下における適正な原価を算定するものとして接続料規則で定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること 加入者交換機能等の接続料の原価は長期増分費用方式(LRIC)により算定 □接続条件が、第一種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと □特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと </div> ▶認可接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること。
■接続約款の届出(第7項)	▶接続約款の条件のうち、付加的な機能の接続料等一定の軽微な事項については、その実施前(新たに指定された設備については3か月以内(第17項))に届出を行うこと。
■接続約款の変更認可申請命令(第6項) ■変更命令(第8項)	▶公共の利益の増進に支障があると認めるときは接続約款の変更認可申請命令(届出約款の場合は変更命令)が可能。
■認可接続約款等に基づく接続協定の締結(第9項)	▶原則として、認可接続約款に基づき接続協定を締結すること。 ▶認可接続約款等により難い特別な事情があるときは、認可を受けて接続約款等に基づかない接続協定を締結することができる。(第10項)
■通信量等の記録(第12項) ■接続会計の整理・公表(第13項)	▶接続料規則で定める機能ごとに通信量、回線数等を記録すること ▶接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。
■接続料の再計算義務(第14項)	▶LRICによる接続料については接続約款認可後5年以内(現行接続料規則上1年ごと)に、それ以外の接続料については毎事業年度の接続会計を整理したときに、それぞれ接続料を再計算すること。
■接続に必要な情報の提供の努力義務(第15項)	▶第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な情報の提供に努めること。

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

2-(1)-⑩ 接続約款に規定すべき主な事項

電気通信事業法第33条第4項第1号

- 標準的な接続箇所における技術的条件
- 機能ごとの接続料
- 事業者間の責任に関する事項
- 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別
- その他第一種指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要なものとして総務省令で定める事項

電気通信事業法施行規則第23条の4第2項

- 他事業者が接続の請求等を行う場合の手続
- 建物・管路・とう道へのコロケーションに係る事項

- ☒ 他事業者がコロケーション可能な空きスペースに関する情報開示を受けるための手続
 - ☒ 他事業者がNTT東西に対しコロケーションを請求し回答を受ける手続
(他事業者による当該請求に係る建物への立入りの手続を含む。)
 - ☒ 他事業者が工事/保守を行う場合の手続
 - ☒ NTT東西が工事/保守を行う場合に他事業者が立会う手続
 - ☒ コロケーションの請求からその実現までに要する標準的期間(調査申込～設置工事)
 - ☒ NTT東西が設置する建物等の場所に関して他事業者が負担すべき金額
(正味固定資産価額を基礎として接続料原価の算定方法に準じて算定)
 - ☒ 他事業者のコロケーション設備についてNTT東西が工事/保守を請け負う場合に他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が電柱等に設備を設置する際の手続等

- ☒ 他事業者が接続に必要な装置をNTT東西の電柱等に設置するための手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線を利用する際の条件等

- ☒ 他事業者が現存するNTT東西の屋内配線に関し工事を行う場合の手続
 - ☒ 他事業者が負担すべき金額 等
- NTT東西が第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の費用
(能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額)
- NTT東西及び他事業者が利用者に対して負うべき責任に関する事項
- 重要通信の取扱方法
- 協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料】

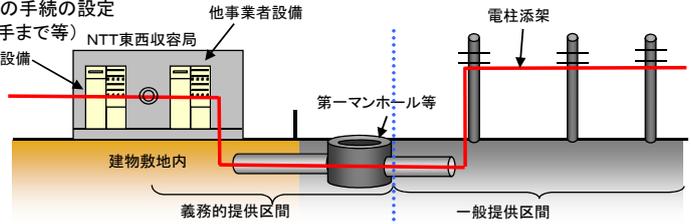
「コロケーション」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の建物等において、接続事業者が接続に必要な装置を設置することをいう。

- コロケーションに関する手続について以下のことをNTT東西の接続約款に記載。(電気通信事業法施行規則第23条の4第2項第2号)
 - ① コロケーションの空き場所等(スペース、MDF端子、受電電力容量及び発電電力容量)に関する情報開示
 - ② コロケーションの調査申込みに対する回答を受ける手続の設定
 - ③ 接続事業者が自前工事・保守を行う場合及び当該建物へ立ち入る場合の手続の設定
 - ④ 標準的期間の設定(調査申込みから回答まで、設置申込みから工事着手まで等)

コロケーションの義務がある区間

通信用建物、その通信用建物から工事可能なもっとも近いマンホール等までの間の管路又はどう道並びにその通信用建物の敷地内にある電柱

コロケーションルールの整備



97年11月	接続約款にコロケーションの条件を規定。
99年8月	接続約款の認可申請の際、コロケーションの在り方について検討を行う旨の電気通信審議会(当時)からの答申を受け、「コロケーションが必要な装置かどうかは接続事業者側の判断を基本として合理的な範囲内で決すること」とした。
00年9月	コロケーションの需要が高まるにつれ、更なるルール整備の必要性が認識され、コロケーションに係る以下の事項を接続約款に規定。 ・コロケーションに関する手続(情報開示、請求から回答までの手続、接続事業者が自ら工事及び保守する場合の手続) ・標準的処理期間 ・工事保守費用
00年9月 -12月	接続約款の認可申請の際の電気通信審議会の答申による要望事項を受けて、NTT東西に対して以下の改善を求めた。 ・各通信用建物に空き場所があるかどうかの情報を無償で提供 ・コロケーションの場所は役務提供を阻害しない範囲内でもっとも低廉になる条件にあることを基本とすること。 ・空き場所がない場合は立ち入りを受け入れること 等
01年12月	特定事業者によるコロケーションスペースの大量保留により、他事業者のコロケーションスペースの確保が困難となるビルが生じたこと等から、コロケーションスペースの保留期間の短縮化等について接続約款に規定。
02年3月	コロケーションのためのリソース(スペース、電力容量、MDF端子)が枯渇しているビルにおける配分上限値の設定を接続約款に規定。
03年5月	コロケーション申込み後の保留解除における違約金を接続約款に規定。
07年11月	コロケーションスペース等の過剰保留を抑制する仕組み及び電柱におけるコロケーション手続の整備を接続約款に規定。

【出典：第87回(H19.1.23)接続委員会資料をもとに作成】

区分	内容
■接続約款の作成・事前届出(第2項)	▶接続料、接続箇所における技術的条件等の接続条件について接続約款を定め、その実施前に届け出ること(新たに指定された設備については3か月以内に届出(第7項))。接続約款を変更する場合も同様。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 【接続約款に規定すべき事項(電気通信事業法施行規則第23条の9の3)】 <ul style="list-style-type: none"> ■ 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所、接続箇所における技術的条件 ■ 接続する電気通信設備の機能に係る取得すべき金額 ■ 電気通信事業者間の責任に関する事項 ■ 接続協定の締結及び解除の手続 ■ 接続請求を受けた日から接続開始までの標準的期間 ■ 利用者に対して負うべき責任に関する事項 ■ 重要通信の取扱方法 ■ その他、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続条件に関する事項 ■ 他事業者との協議が調わない場合におけるあっせん又は仲裁による解決方法 </div>
■接続約款の公表(第5項)	▶届け出た接続約款の実施の日から営業所その他の事業所において閲覧に供するとともに、インターネットにより公表すること(電気通信事業法施行規則第23条の9の4による第23条の8の準用)。
■接続約款の変更命令(第3項)	【次の場合に接続約款の変更を命ずることが可能】 ▶接続箇所における技術的条件、電気通信事業者間の責任に関する事項、役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき。 ▶接続料が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えるものであるとき。 ▶他の電気通信事業者に対し不当な条件を付すものであるとき。 ▶特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき。
■接続約款に基づく接続協定の締結(第4項)	▶届け出た接続約款に基づき接続協定を締結すること。
■接続会計の整理・公表(第6項)	▶第二種指定電気通信設備接続会計規則により接続会計を整理し、接続に関する収支状況等について公表すること。

【出典：第1回(H18.12.15)新しい競争ルールの在り方に関する作業部会資料をもとに作成】

- 情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」(平成21年10月16日)において、第二種指定電気通信設備を設置する事業者(NTTドコモ、KDDI、沖縄セルラーが該当。)に関し、接続料算定の透明性向上を図り、もって接続事業者の検証可能性を高める観点から、電気通信事業会計をベースとして、第二種指定電気通信設備を設置する事業者に対する新たな会計制度を導入することが適当とされ、これを受け、第176回国会において当該事業者に係る規制を定めた電気通信事業法の一部改正を含む放送法等の一部を改正する法律が成立(平成22年11月26日)。
- 改正により、第二種指定電気通信設備を設置する事業者は、総務省令で定めるところにより第二種指定電気通信設備との接続に関する会計を整理し、接続に関する収支の状況その他総務省令で定める事項を公表することとされた。
- 平成23年3月31日、総務省令(第二種指定電気通信設備接続会計規則)が制定され、平成22年度会計から適用されることとなった。

第二種指定電気通信設備接続会計規則の概要(主な規定内容)

1. 目的

第二種指定電気通信設備(二種指定設備)との接続に関する会計の整理の方法を定めるとともに、当該接続に関する収支の状況を明らかにし、もって二種指定設備を設置する事業者(二種指定事業者)が、二種指定設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、取得すべき金額の適正な算定に資することを目的とする。(第1条関係)

2. 会計の整理の方法

- (1) 勘定科目の分類については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第4条関係)
- (2) 二種指定事業者は、次の書類を作成しなければならない。(第4条及び第5条関係)
 - ① 貸借対照表(電気通信事業会計規則を準用)、② 損益計算書(電気通信事業会計規則を準用)、③ 個別注記表(別表第一)、④ 移動電気通信役員収支表(別表第二)、⑤ 接続会計報告書(別表第三。内容として①～④を含む。)、⑥ 配賦整理書
- (3) 資産、負債、純資産、費用及び収益の整理の方法については、電気通信事業会計規則の規定を準用する。(第7条及び第8条関係)

3. 総務大臣への提出・公表

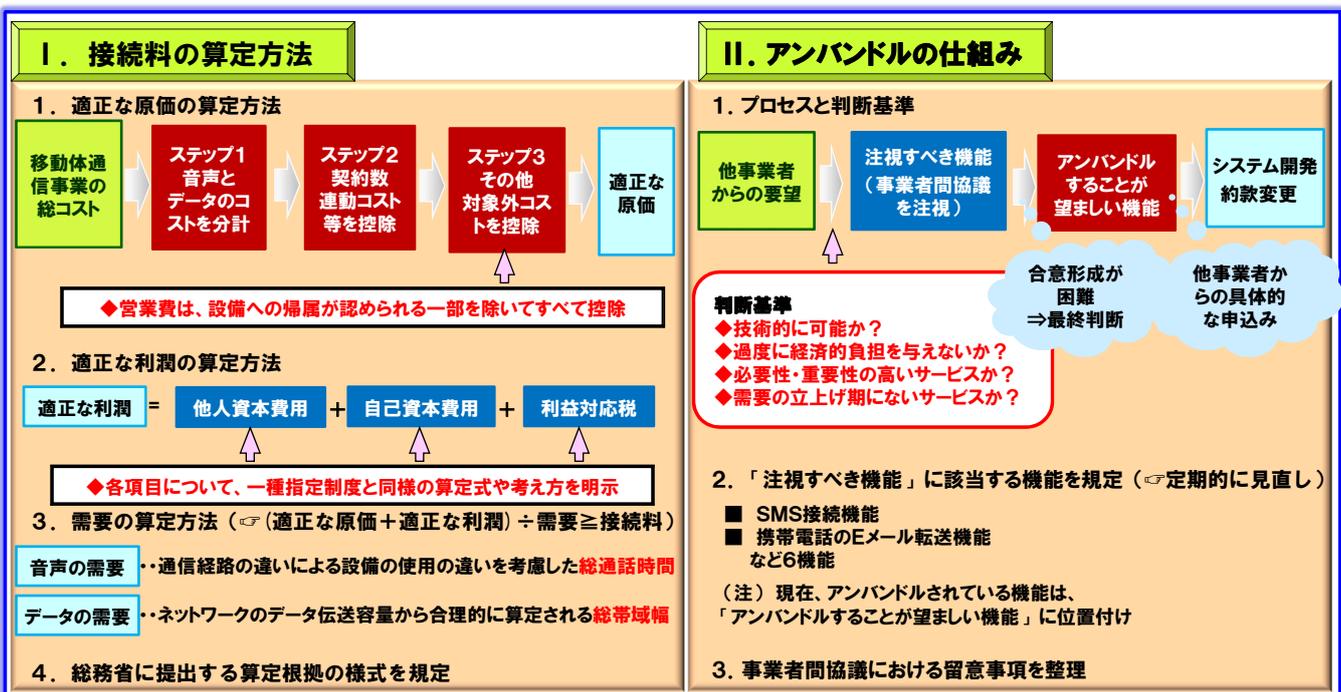
- (1) 二種指定事業者は、毎事業年度経過後3月以内に、上記2(2)⑤接続会計報告書及び⑥配賦整理書(接続会計報告書等)を総務大臣に提出しなければならない。(第9条関係)
- (2) 二種指定事業者は、接続会計報告書等の写しを営業所等に備置き、総務大臣に提出した日から5年間、公衆の縦覧に供するとともに、適切な方法により公表しなければならない。(第10条関係)

4. その他

- (1) 二種指定事業者は、接続会計財務諸表が適切に作成されていることについて、職業的に資格のある会計監査人による証明を得なければならない。(第11条関係)
- (2) 二種指定事業者は、会計記録を毎事業年度経過後5年間保存しなければならない。(第12条関係)

【出典：総務省作成資料をもとに作成】

- 接続ルール答申を受け、第二種指定電気通信設備との接続について、接続料の算定方法を明確化するとともに、アンバンドルの仕組み(通信プラットフォーム機能も対象)を設けるため、平成22年3月「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」を策定・公表。
- ガイドラインは、二種指定事業者を対象としているが、二種指定事業者以外の携帯電話事業者についても、検証可能性に留意した上でガイドラインを踏まえた積極的な対応を行うことが適当としている。



【出典：総務省作成資料】

(背景)

- 近年、電気通信事業者の経営破綻等により、当該事業者と接続等を行っている事業者が接続料等の債権を回収できなくなる事案等が発生。
- 債務の支払いを怠るおそれがある場合には、あらかじめ預託金の預入れ等の債権保全措置を講じることで接続停止や損失の回避が可能。
- しかし、預託金の水準如何によっては、新規参入阻害等の競争阻害要因となることが懸念。

こうした事情を踏まえ、

- ① 電気通信事業の適正かつ合理的な運営の確保
- ② 電気通信事業者間の公正な競争の確保

との観点から、電気通信事業者が債権保全措置を講じる際の指針として「電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン」を策定(06年12月)。

(ガイドラインの内容)

- ✓ 債権保全の方式(預託金、債務保証等)
- ✓ 預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項(過去の支払実績、財務状況等の客観的指標によること)
- ✓ 預託金の水準(預託金、必要かつ最小限とすべき)
- ✓ その他(預託金等の返還、紛争処理手続等)

新競争促進プログラム2010の再改定(平成21年6月)による見直し

新競争促進プログラム2010の再改定(H21.6.26)において「NTT東西による債権保全措置の運用についての検証を契機として、利用者利益の確保・向上の観点から、電気通信事業分野における債権保全措置に関するガイドラインの見直しを含めた検討を行う。」とされ、記載内容の更なる明確化や内容の一層の充実を図るため、同ガイドラインの改正(H21.10.9)が行われた。

【出典：電気通信事業紛争処理委員会事務局作成資料】

ガイドラインの策定(02年5月)

- 今後、急速な技術革新等を背景としてMVNOのビジネスモデルの多様化が期待されることを踏まえ、MVNOの関連法規(電気通信事業法及び電波法)の適用関係の明確化を図ることを目的として、「MVNO事業化ガイドライン」を策定

ガイドラインの改定(07年2月)

- ガイドラインの対象とするMVNO等の事業範囲として、MVNE(Mobile Virtual Network Operator)についても定義
- MNOとMVNOの関係は、卸電気通信役務の提供又は事業者間接続のいずれの形態も可能である旨を明確化
- MNOが接続に応じる必要がない場合を具体的に列挙
- MNOとMVNOとの間の紛争処理手続(あっせん・仲裁・裁定等)について、具体的な手続を整理 等

ガイドラインの再改定(08年5月)

- MNOにおける卸電気通信役務に関する標準プラン(標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件)の策定・公表が望ましい旨を明記
- 日本通信とNTTドコモとの紛争事案に係る裁定(07年11月)を反映
 - 利用者料金の設定の帰属(エンドエンド料金又はぶつ切り料金のいずれも可能)
 - 接続料の課金方式(従量制課金方式のほか、帯域幅課金を採用することも可能)
- MNOにおけるMVNO向けの一元的な窓口(コンタクトポイント)の設置・公表が望ましい旨を明記
- MNOがMVNOから聴取する事業計画について、一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示 等

【出典：総務省作成資料】

2 電気通信政策の動向

(2) ブロードバンド普及促進に向けた取組

2-(2)-① 「光の道」構想実現に向けた取組

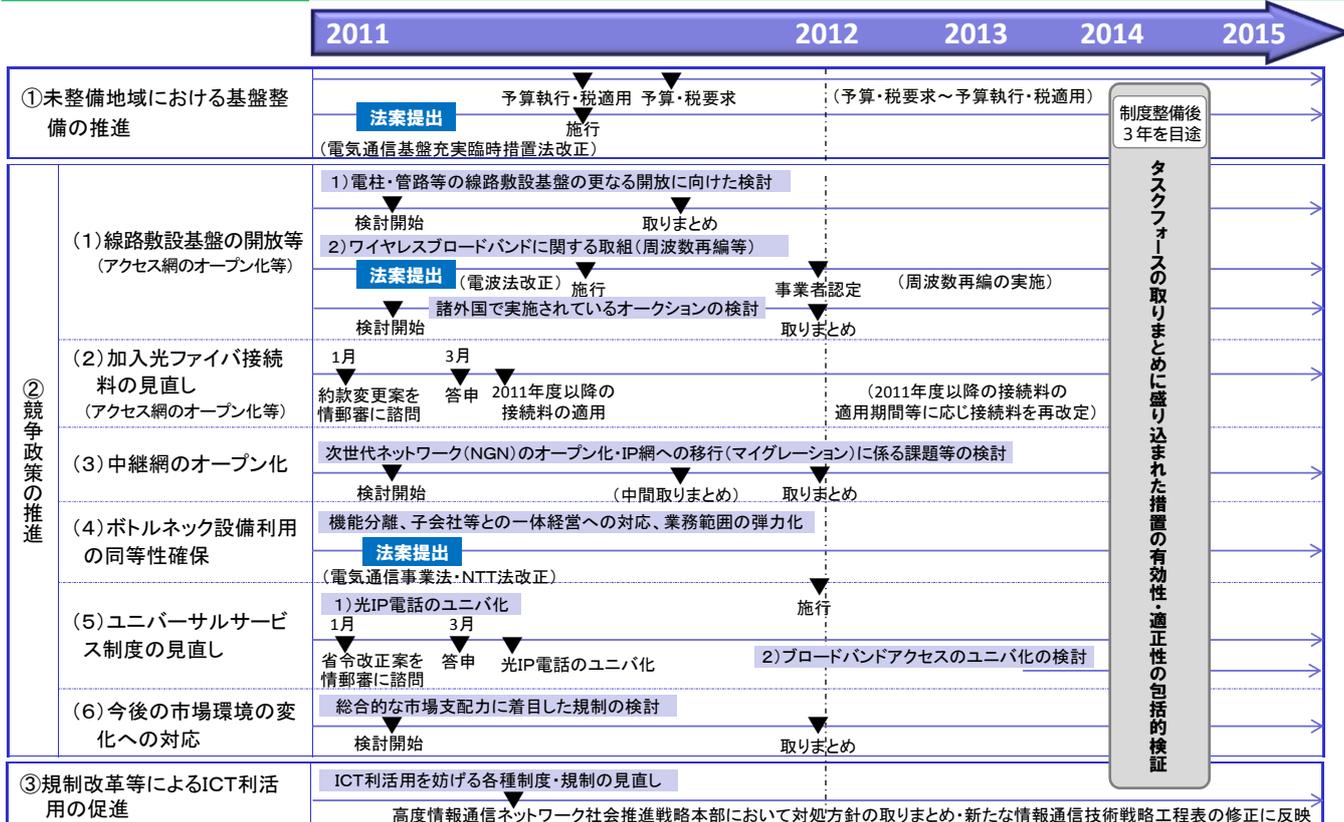


- ◆ 総務省は、平成21年10月から、「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」を開催し、2015年頃を目途にすべての世帯でブロードバンドサービスを利用する「光の道」構想の実現に向けた検討を実施。
- ◆ 超高速ブロードバンドの基盤整備や利用率向上の在り方についての意見公募や事業者ヒアリング等を行いつつ検討を進め、平成22年12月14日に「光の道」構想に関する基本方針を決定した。

◆ 「光の道」構想に関する基本指針

- 1 合同部会(注)の最終とりまとめで指摘された事項については、次のとおり進める。
 - ① 機能分離の実施、子会社等との一体経営への対応、業務範囲の弾力化については、具体的内容を早急に確定し、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。【電気通信事業法及びNTT法の一部改正】
 - ② 加入光ファイバ接続料について、その低廉化に向け、総務省及びNTTにおいて、平成23年度以降の接続料算定方法の見直しに向けた具体的な検討を早急に開始し、年度内を目途に成案を得る。
 - ③ 次世代ネットワーク(NGN)において実現すべきアンバンドル(細分化)機能・サービスやIP網への移行(マイグレーション)に伴う課題について、その実現方法やコスト負担の在り方を含め、総務省及び関係する通信事業者・インターネット接続事業者(ISP)などにおいて、速やかに検討の場を設け、来年中を目途に成案を得る。
 - ④ ワイヤレスブロードバンド事業者による既存の周波数利用者の移行コストの負担に関し、オークションの考え方を取り入れた制度を創設するため、関係法律の改正案を次期通常国会に提出する。【電波法の一部改正】
 - ⑤ 第4世代移動通信システムなど新たな無線システムに関しては、諸外国で実施されているオークションの導入についても、早急に検討の場を設けて議論を進める(新無線システム移行までに関係法律の改正が間に合うように結論を得る)。
(注)グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース「過去の競争政策のレビュー部会」・「電気通信市場の環境変化への対応検討部会」
- 2 今回、合同部会の最終とりまとめに盛り込まれた措置については、以下のような観点から、毎年度の継続的なチェックに加え、制度整備の実施後3年を目途に、その有効性・適正性について、包括的な検証を行う。
 - ・ NTT東西における規制の遵守状況
 - ・ 料金の低廉化や市場シェア等の動向
 - ・ 「光の道」構想に関する取組状況 等
- 3 包括的な検証の結果、「光の道」実現への進展が十分でない場合には、更なる措置について検討を行う必要がある。特に、公正競争環境が十分に確保されていない場合には、ボトルネック設備の更なるオープン化や、構造分離・資本分離を含めたファイアウォール規制の強化など、公正競争環境を整備するための更なる措置について検討を行う。

2-(2)-② 「光の道」構想実現に向けた工程表



【出典：第112回(H23.2.24)電気通信事業紛争処理委員会資料(総合通信基盤局作成)】

2-(2)-③ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法等に関する法律の一部を改正する法律案の概要



電気通信事業者間の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための措置を講ずるとともに、東日本電信電話株式会社等に対する業務規制の手続を緩和する。

背景

総務省では、2015年頃を目途に全ての世帯においてブロードバンドサービスが利用されることを目指しており、そのための政策のひとつとして「NTTの在り方を含めた競争政策の推進」を行うこととしている。

電気通信市場における競争政策については電気通信事業法等の見直しを累次行ってきたところであるが、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社による反競争的行為が発生するなど、依然として市場支配力の濫用を必ずしも防止できていない状況にある。

改正概要

電気通信事業法の改正

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者による反競争的行為(接続情報の目的外利用等)を実効的に抑制するため、当該電気通信事業者の業務委託先子会社が反競争的行為を行わないよう当該電気通信事業者に対し当該子会社の適切な監督を義務付ける。
- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者と他の電気通信事業者との間の適正な競争関係を確保するため、当該設備を設置する電気通信事業者に対し、設備部門と営業部門との隔離等、接続業務に関して知り得た情報を適正に管理するための体制の整備を義務付ける。

日本電信電話株式会社等に関する法律の改正

電気通信事業者間の競争を促進するため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が地域電気通信業務を営むために保有する設備等を活用して行う電気通信業務(県をまたがるIP通信サービス等)に係る現行の認可制を事前届出制とする。

施行期日等

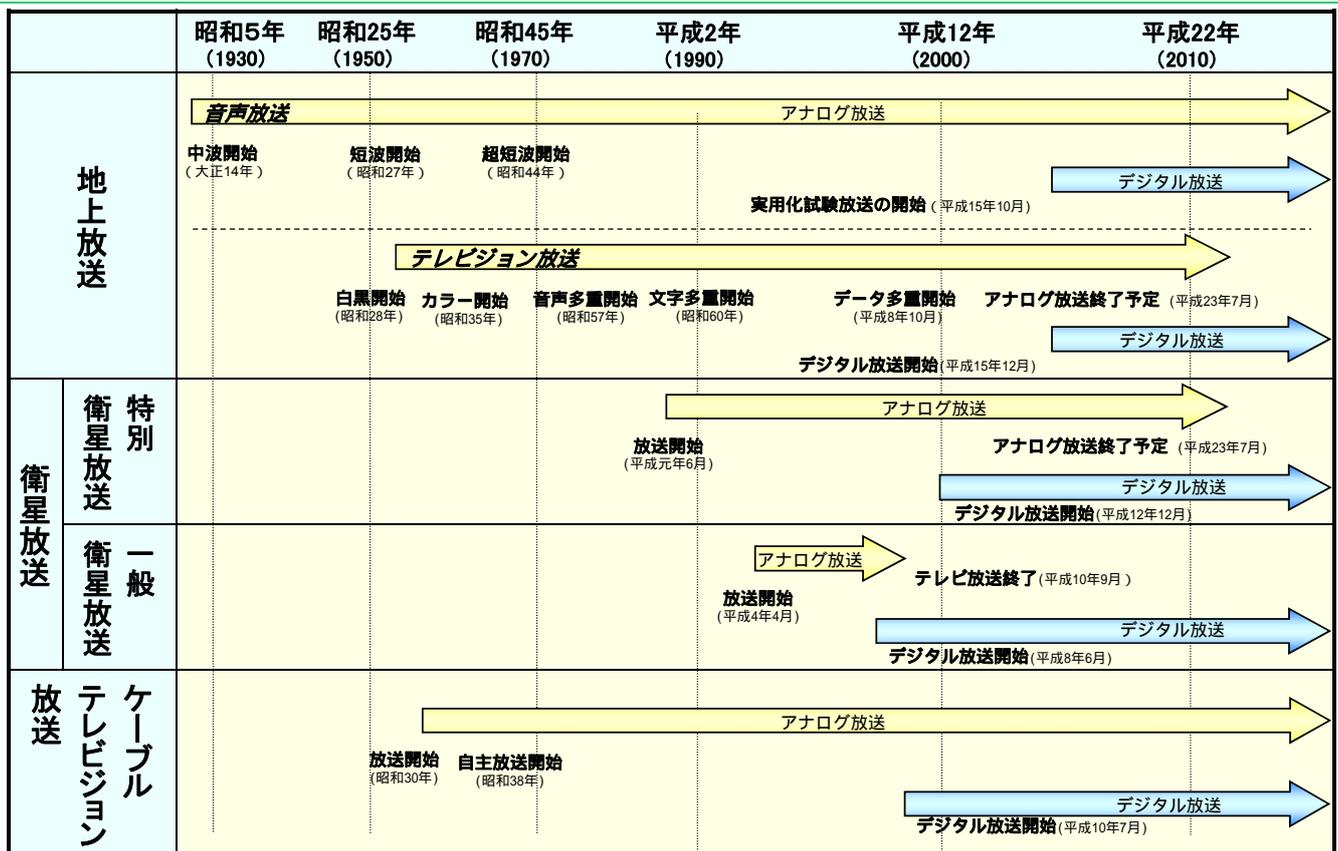
- ① 公布の日から6ヶ月以内の政令で定める日に施行。
- ② 法律施行後3年を目途として検討を加え、必要に応じて見直し。

【出典：第112回(H23.2.24)電気通信事業紛争処理委員会資料(総合通信基盤局作成)】

3 放送政策等の動向

(1) 放送市場の動向

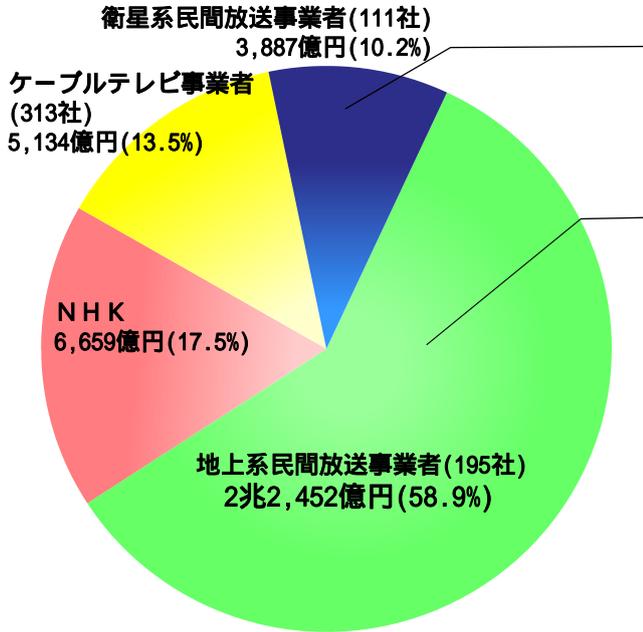
3-(1)-① 我が国の放送メディアの進展



【出典：総務省作成資料】

- 放送メディア全体の市場規模は、平成21年度において、3兆8,132億円となっている。
- 各放送事業者のシェアは、地上系民間放送事業者が58.9%、NHKが17.5%、ケーブルテレビ事業者が13.5%、衛星系民間放送事業者が10.2%を占めている。

放送メディア全体の収入 平成21年度 3兆8,132億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

特別衛星放送 (BS放送) (11社)	1,034億円 (2.7%)
特別衛星放送 (東経110度CS放送) (12社)	414億円 (1.1%)
一般衛星放送 (91社)	2,440億円 (6.4%)

【地上系民間放送事業者内訳】

テレビジョン放送単営 (93社)	1兆7,688億円 (46.4%)
AM放送・テレビジョン放送兼営 (34社)	3,584億円 (9.4%)
その他 ()単営 (68社)	1,181億円 (3.1%)
... AM (13社)、短波 (1社)、FM (53社) 及び多重放送 (1社)	

- (注1) () 内の%は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
- (注2) 「地上系民間放送事業者」には、(財)道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
- (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入。
- (注4) 放送大学学園を除く。
- (注5) 「ケーブルテレビ事業者」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする313社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)
- (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、特別衛星放送と一般衛星放送の兼営社が3社含まれるため、総数(111社)とは一致しない。

【出典：総務省作成資料】

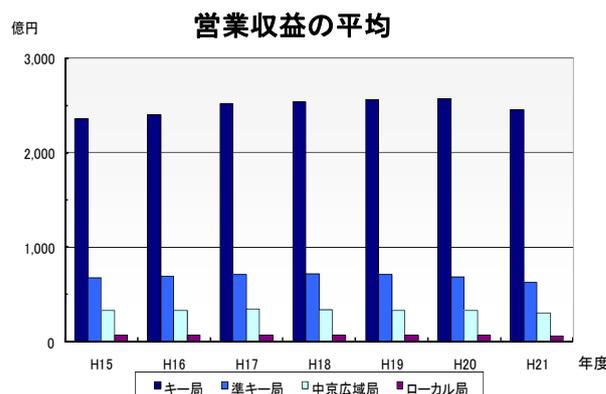
3-(1)-③ テレビジョン放送を取り巻く市場の概況

平成21年度 放送メディア全体の収入 3兆8,132億円

地上放送			
NHK			5,263億円 (13.8%)
在京キー局	5社		1兆1,068億円 (29.0%)
準キー局及び中京局	8社		3,460億円 (10.0%)
ローカル局	114社		6,743億円 (17.7%)
衛星放送			
特別衛星放送	BS放送	NHK	1,396億円 (3.7%)
		民間放送事業者	11社 1,034億円 (2.7%)
	東経110度CS放送	12社 414億円 (1.1%)	民間放送事業者合計
一般衛星放送	上記以外の衛星放送	91社 2,440億円 (6.4%)	111社 3,887億円
ケーブルテレビ放送			
		313社	5,134億円 (13.5%)

- 注1 括弧内の数字は、放送メディア全体に占める各媒体のシェア。小数点第2位を四捨五入しているため、合計が一致しない場合がある。
- 注2 NHKを除く収入状況は、平成21年度までに開局した一般放送事業者の事業収支結果の報告に基づき、直近の決算期の収支状況を取りまとめたもの(決算期が3月末日以外の事業者についても、平成21年度内の決算期における収支状況を取りまとめている。)
- 注3 地上放送のNHK分については、損益計算書(一般勘定)における経常事業収入から衛星放送に係る収入を差し引いて算出している。
- 注4 放送大学学園を除く。
- 注5 「ケーブルテレビ」は、自主放送を行う許可施設・営利法人のうちケーブル事業を主たる事業とする313社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)

【出典：総務省作成資料】



年度		H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
キー一局 (5局)	営業収益	12,015 (2,403)	12,611 (2,522)	12,672(2,534)	12,828(2,566)	12,859(2,572)	12,269(2,454)	11,068(2,214)
	営業損益	926 (185)	947 (189)	864(173)	868(174)	613(123)	343(69)	212(42)
準キー一局 (4局)	営業収益	2,770 (693)	2,853 (713)	2,871(718)	2,830(708)	2,723(681)	2,492(623)	2,328(582)
	営業損益	131 (33)	204 (51)	170(43)	150(38)	53(13)	-38(-9)	59(15)
中京広域局 (4局)	営業収益	1,324 (331)	1,381 (345)	1,367(342)	1,316(329)	1,307(327)	1,207(302)	1,132(283)
	営業損益	178(45)	175 (44)	166(42)	131(33)	114(29)	62(16)	-18(-5)
ローカル局 (114局)	営業収益	7,327 (64)	7,530 (66)	7,445(65)	7,420(65)	7,375(65)	7,062(62)	6,743(59)
	営業損益	723 (6)	829 (7)	659(6)	347(3)	177(2)	55(0)	41(0)

単位:億円、()内は1社平均

【出典：総務省作成資料】

3-(1)-⑤ 放送対象地域

放送対象地域の概念

放送対象地域とは、同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第2条の2第2項)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的使用を考慮して、放送普及基本計画において規定(放送法第2条の2第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまり受信できるように努めることとされている(NHKには、テレビジョン放送及び中波放送・超短波放送のいずれかが全国において受信できるように措置をすることが義務付け)。

放送対象地域の例

(1) 規定の仕方

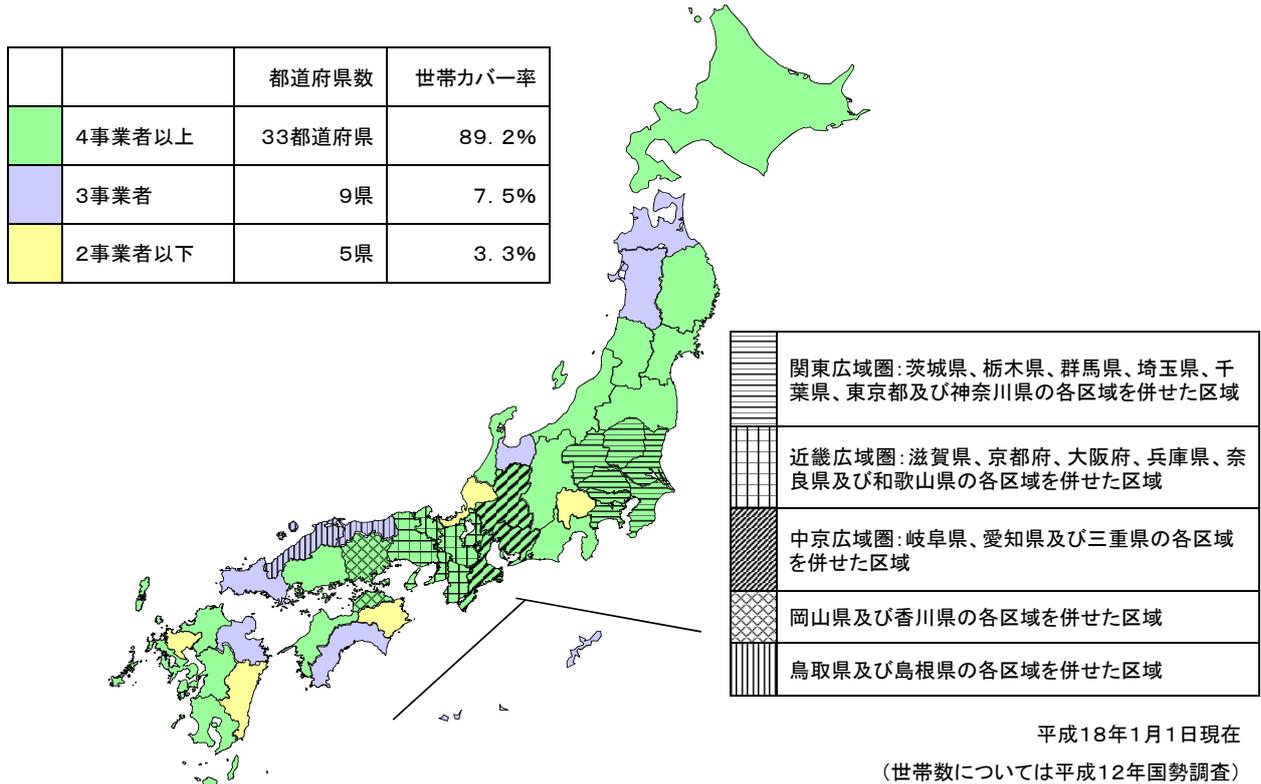
- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、一般放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上アナログテレビジョン放送)

- ① NHK
関東広域圏、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 放送大学学園
関東広域圏
- ③ 一般放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域: 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

【出典：総務省作成資料】

3-(1)-⑥ 視聴可能な民間地上アナログテレビジョン放送事業者数と放送対象地域



【出典：第113回（H23.3.28）電気通信事業紛争処理委員会資料（情報流通行政局作成）をもとに作成】

3-(1)-⑦ ケーブルテレビの普及状況(平成22年3月末)



- ケーブルテレビの加入世帯数は平成22年3月末で3,264万世帯、対前年度比4.3%の増加となった。
- ケーブルテレビの施設を有する事業者数は45,695事業者(対前年度比3.1%増)となっている。



ケーブルテレビの施設を有する事業者数

区分	20年度	21年度	増減数	増減率	
ケーブルテレビ全体	44,337	45,695	1,358	3.1%	
自主放送を行うもの	許可施設 [501端子以上]	531	535	4	0.8%
	届出施設 [500端子以下]	136	140	4	2.9%
	小計	667	675	8	1.2%
再送信のみを行うもの	許可施設 [501端子以上]	519	536	17	3.3%
	届出施設 [51端子以上 500端子以下]	18,525	18,803	278	1.5%
	小規模施設 [50端子以下]	24,626	25,681	1,055	4.3%
	小計	43,670	45,020	1,350	3.1%

【出典：総務省報道資料（ケーブルテレビの普及状況（H22.6.2））をもとに作成】

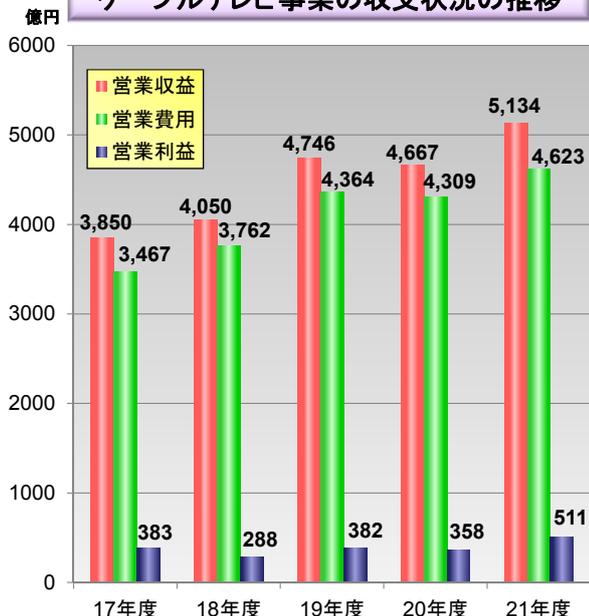
3-(1)-⑧ ケーブルテレビ事業者の収支状況(平成21年度)



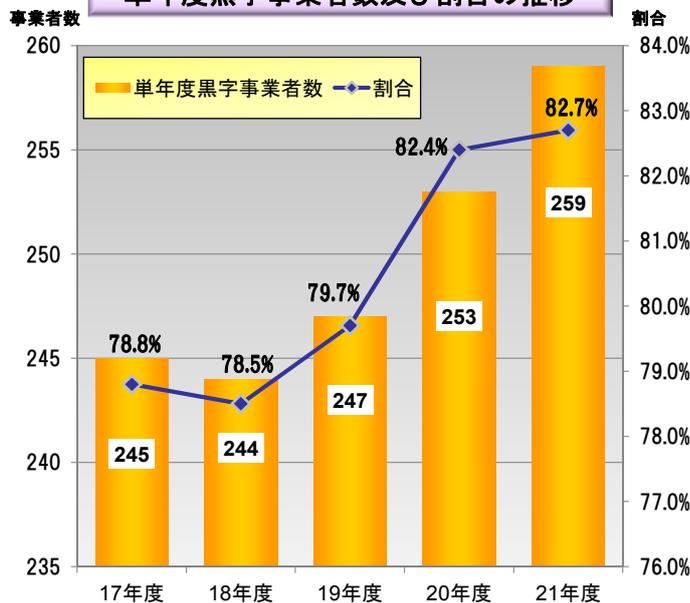
- ◆ ケーブルテレビ事業全体の営業収益、営業費用は増加しており、営業損益は大幅に増益となった。
- ◆ 313社中259社(82.7%)が単年度黒字を計上。

注: 自主放送を行う許可施設・営利法人のうち、ケーブルテレビ事業を主たる事業とする者313社(許可施設には、電気通信役務利用放送法の登録を受けた設備で有線テレビジョン放送法の許可施設と同等の放送方式のものを含む。)について調査したものを。

ケーブルテレビ事業の収支状況の推移

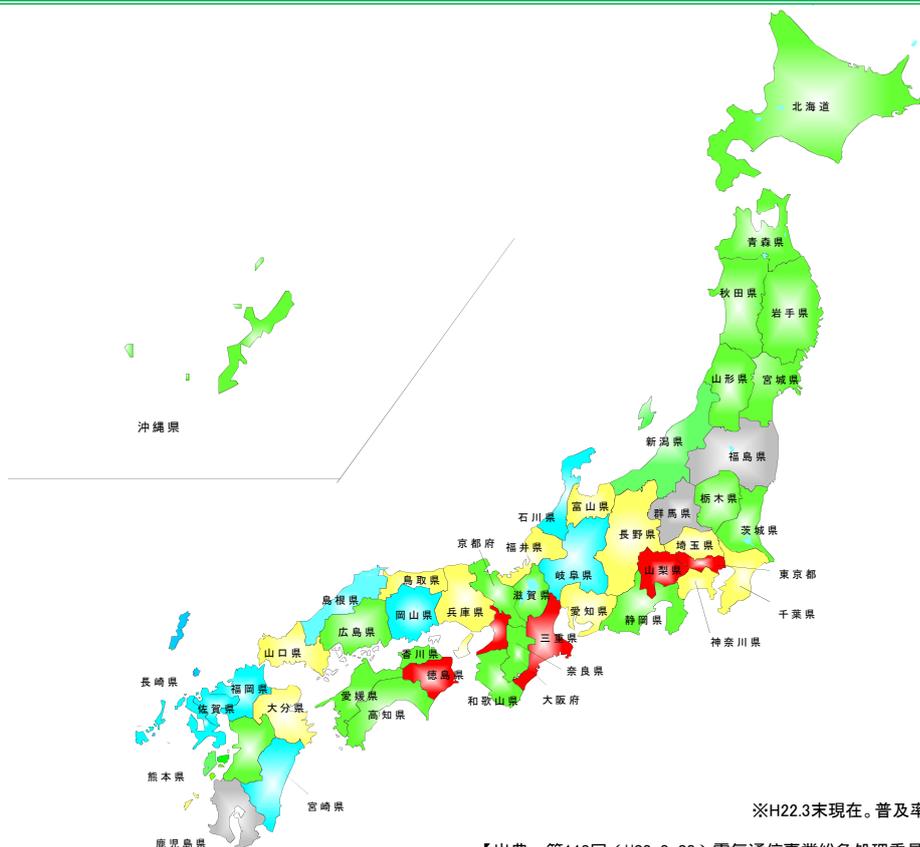


単年度黒字事業者数及び割合の推移

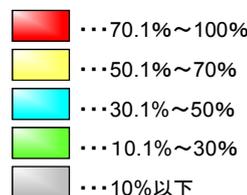


【出典：総務省報道資料(平成21年度の一般放送事業者及び有線テレビジョン放送事業者の収支状況(平成22年9月8日))をもとに作成】

3-(1)-⑨ 各都道府県におけるケーブルテレビの普及率について



都道府県名	GATV契約者数世帯比	都道府県名	GATV契約者数世帯比
北海道	17.1%	滋賀県	28.6%
青森県	12.2%	京都府	25.6%
岩手県	15.6%	大阪府	80.7%
宮城県	22.4%	兵庫県	63.6%
秋田県	13.1%	奈良県	26.7%
山形県	15.5%	和歌山県	28.4%
福島県	1.2%	鳥取県	57.4%
茨城県	21.4%	島根県	47.3%
栃木県	20.3%	岡山県	32.6%
群馬県	10.0%	広島県	28.0%
埼玉県	53.6%	山口県	55.3%
千葉県	57.3%	徳島県	70.4%
東京都	72.0%	香川県	29.3%
神奈川県	64.5%	愛媛県	29.6%
新潟県	17.2%	高知県	22.7%
富山県	61.5%	福岡県	42.7%
石川県	42.5%	佐賀県	46.7%
福井県	68.7%	長崎県	33.3%
山梨県	83.7%	熊本県	19.6%
長野県	55.9%	大分県	56.0%
岐阜県	33.5%	宮崎県	37.4%
静岡県	27.5%	鹿児島県	6.5%
愛知県	53.7%	沖縄県	20.4%
三重県	72.1%	全国	46.7%



※H22.3末現在。普及率は、前年度末の住民基本台帳世帯数から算出。

【出典：第113回(H23.3.28)電気通信事業紛争処理委員会資料(情報流通行政局作成)をもとに作成】

3 放送政策等の動向

(2) 放送政策の動向

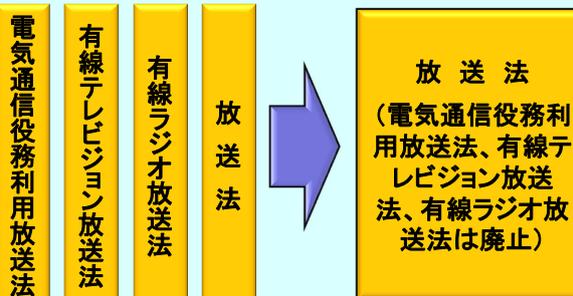
3-(2)-① 放送法の一部を改正する法律の概要



◆ 第176回国会において、放送法等の一部を改正する法律が成立(平成22年11月26日)し、放送関連4法の統合など放送法の一部が改正された。

放送法の改正事項

1. 放送法体系の見直し(放送関連4法の統合)



2. その他の主な改正事項(放送法関係)

- ① 放送の参入に係る制度の整理・統合、弾力化
- ② マスメディア集中排除原則の基本の法定化
- ③ 放送における安全・信頼性の確保
- ④ 放送番組の種別の公表
- ⑤ 有料放送における提供条件の説明等
- ⑥ 再送信同意に係る紛争処理に関するあっせん・仲裁制度の整備

施行期日

公布の日から9月以内の政令で定める日
放送番組の種別の公表等については6月以内等とする。

- ① 再送信同意に係る紛争の多様化・複雑化に対応するため、**従来の裁定に加え、あっせん・仲裁の制度を整備。**
- ② **大臣裁定**は、申請者の範囲や扱う紛争の種類、諮問先等が変わった他は、**旧法をそのまま引き継いでいるもの。**
- ③ **あっせん・仲裁**は**独立性を持つ紛争処理委員会において行われ、手続きに入るかどうか、判断基準等も含め、基本的に当事者の合意に基づいて行う。**

【新放送法における大臣裁定、あっせん、仲裁の比較】

	裁定	あっせん	仲裁
紛争処理を行う主体	■ 総務大臣 (電気通信紛争処理委員会に諮問)	■ 電気通信紛争処理委員会 (指名された1名以上のあっせん委員)	■ 電気通信紛争処理委員会 (指名された3名の仲裁委員)
申請の手續／要件	■ 有テレ事業者(1)が申請できる。 ■ 「再送信ガイドライン」に照らし、協議手續等の申請要件を満たすかどうか判断。	■ 紛争の両当事者(有テレ事業者(1)、地上基幹放送事業者)の一方が申請できる。 ■ 申請について委員会から通知し、 他方当事者が拒否しなければ手続きを進める。	■ 紛争の両当事者(有テレ事業者(1)、地上基幹放送事業者)の双方が申請できる。 (双方が同時に申請する必要はなく、一方の申請の後、通知を受けて他方当事者が申請することも可)
判断基準	■ 同意をしない「 正当な理由 」がある場合を除き 同意裁定 (新法第144条3項)。 ■ 「 正当な理由 」の解釈は、「再送信ガイドライン」による。	■ 特になし (強行法規・公序良俗に反しない範囲で当事者の合意形成を促す)	■ 判断基準や準拠法令を何にするか、は 当事者の合意 による。 (2)
手續終了・判断の効力	■ 裁定等により終了 ■ 電波監理審議会への不服申し立てが可能	■ 両当事者による あっせん案の受諾 、自主的解決、打ち切り等により終了 ■ あっせん中に裁定・仲裁の申請可	■ 仲裁判断 、和解成立による申請取下げ等により終了 ■ 仲裁判断は 確定判決と同じ効力 。

- 1 指定を受けていない登録一般放送事業者を除く。
- 2 準拠法令をはじめ、仲裁の手續等については仲裁法を準用する。

【出典：第113回(H23.3.28)電気通信事業紛争処理委員会資料(情報流通行政局作成)をもとに作成】

3-(2)-③ 地上テレビジョン放送のデジタル化の状況

1 放送のデジタル化の意義

新たな周波数資源の創出、安定した受信サービス、高品質な映像・音声サービス、高齢者・障害者に優しいサービスの充実、通信網との連携サービス、等の国民経済的なメリットが大。

2 視聴可能世帯数と今後の課題

平成15年(2003年)12月、三大都市圏(関東・中京・近畿)において放送開始。
平成18年(2006年)12月、全放送事業者の平成23年(2011年)までに整備される中継局のロードマップ更新・公表。
平成18年(2006年)12月、全都道府県、全放送局で、地上デジタル放送を開始。
平成19年(2007年)9月、市町村別ロードマップの公表。

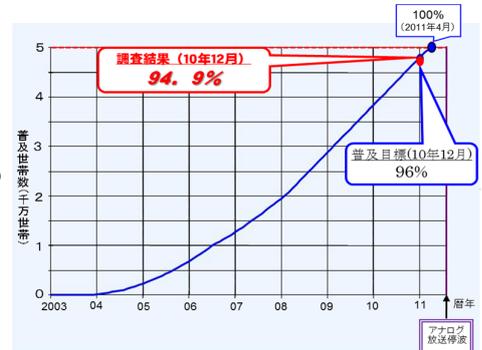
○直接受信：**47都道府県 約4,835万世帯(全世帯の約97.5%)**(平成22年3月末現在)

○ケーブルテレビ経由：**約2,541万世帯** (平成22年12月末現在)

○地上デジタル放送受信機台数 **約51万台(開始前) → 約1億537万台**
(平成23年1月末現在:JEITA調べ・日本ケーブルラボ調べ)

(参考)ワンセグ対応携帯電話 約9,257万台(平成22年9月末現在 JEITA調べ)

■地上デジタル放送用受信機の世帯普及目標



放送事業者によるデジタル中継局の整備計画によれば、受信可能世帯数はアナログ時の99%を超える見込み。今後、100%の世帯カバー確保が課題。

3 地上アナログ停波の認知度

昨年12月の調査結果では、地上アナログテレビ放送の停波が2011年7月であることの認知度は90.3%であった。また、年齢及び性別にかかわらず認知度は高く、70歳代の方についても同程度(男性:89.5%、女性:90.3%)であった。

【出典：第113回(H23.3.28)電気通信事業紛争処理委員会資料(情報流通行政局作成)】

● 平成23年1月24日、総務省及び地上デジタル推進全国会議は、平成23年7月24日のテレビ放送の完全デジタル化に向けた最終段階に当たり、関係者が今後取り組む事項等を取りまとめた「完全デジタル化最終行動計画」及び国民の視点に立ったテレビ放送の完全デジタル化を加速推進するための「完全デジタル化に向けた最終国民運動」を策定した。

「完全デジタル化最終行動計画」における完全デジタル化に向けた今後の政府の取組

- 「地デジが視聴できない世帯」の状況に関する実態把握及び当該世帯を減らすための各種対策の実施
- デジタル放送を受信できる環境が整っていない世帯等における対応の促進と進捗状況の把握
- 高齢者等に対する最終サポート体制の整備（1,000席規模の電話相談体制の整備、1,000箇所程度の臨時相談コーナーの設置、戸別訪問による最終レスキュー等）等

「完全デジタル化に向けた最終国民運動」(地上デジタル放送国民運動推進本部において決定した取組)

国民運動の方向性

- ✓無関心層の関心を高める活動を中心に新たな運動を展開
- ✓デジタル対応への支援を一層積極的に展開



新たな国民運動の実施

具体策	取組 1：スポーツ施設等で地デジスポットを上映
	取組 2：著名な方々による地デジ普及活動
	取組 3：身近な場所への斬新なポスター等の掲出

+

これまでの国民運動の継続・改善

【出典：総務省報道資料（「完全デジタル化最終行動計画」及び「完全デジタル化に向けた最終国民運動」の公表（H23.1.24））をもとに作成】

通信・放送事業者のみならず!
他の事業者との協定・契約などが
難航していませんか?

無料の相談とあっせんで

**問題
解決**

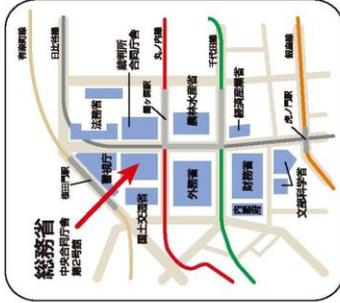
!



総務省
電気通信事業紛争処理委員会

注)2010年の法改正により、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)に名称が変更となります。

通信・放送事業者等の
相談・あっせん申請の窓口のご案内



相談窓口

〒100-8926
東京都千代田区鷹が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館 4階
総務省電気通信事業紛争処理委員会事務局内
TEL:03-5253-5500
FAX:03-5253-5197
e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp
電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

あっせん申請窓口

〒100-8926
東京都千代田区鷹が関2-1-2
中央合同庁舎第2号館 総務省
地上・電波放送の再放送に係る同意についての申請は
情報流通行政局総務課 TEL:03-5253-5711
上記以外の申請は
総合通信基盤局総務課 TEL:03-5253-5827

相談・あっせんは

無料

非公開

注1)2010年の法改正によりありあせんの対象として追加された紛争については、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)から、あっせん申請が可能となります。
注2)あっせんの申請は地方の総合通信局または沖縄総合通信事務所を經由しても可能です。

より詳しく知りたい場合は

電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイト
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/

携帯電話・インターネット等の電気通信サービスに関する
消費者の相談窓口はこちら

総務省電気通信消費者相談センター TEL:03-5253-5900
電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

高度化する電気通信の分野で 通信・放送事業者間で紛争が多様化しています！



次のようなケースには 専門家によるあっせんが利用できます。

※2, 5, 6は、2010年の改正により追加されたものであり、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)からあっせん申請が可能になります。



1. 電気通信設備の接続・共用に関する協定が調わないとき
例) ダークファイバの利用を断られた。●接続料について合意できない。
●接続に必要となる電気通信設備の設置・保守に関する協定・契約
2. 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定が調わないとき **New!**
例) 鉄塔の共用に係る費用負担について合意できない。
●接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約
3. 電気通信設備の提供に関する協定が調わないとき
例) 携帯電話事業者のネットワークを借りて移動通信サービスを提供したいが、携帯電話事業者との契約的協議が調わない。
4. 電気通信設備の円滑な確保のために締結が必要な協定・契約の条件等についての協定が調わないとき
●接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約
●接続に必要な情報の提供に関する協定・契約
●電気通信設備の提供に関する協定の締結の取次や料金回収等の業務委託に関する協定・契約
例) コロケーションスペースの利用を断られた。



5. コンテンツ配信事業者(※1)を基に当って利用すべき電気通信設備の提供に関する契約の締結がないとき **New!**
例) ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォーム(ユーザー認証や課金システム等)の利用条件について合意ができない。
●接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約

(※1)電気通信設備を用いて他人の通信を転送する電気通信設備以外の電気通信設備を電気通信回線設備を配置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)



6. 地上基幹放送の再放送に係る同意に関する協定が調わないとき **New!**
例) 地上波のテレビ局の放送対象地域外で、ケーブルテレビ事業者が地上波放送を再放送するに当たり、地上波のテレビ局の同意が得られない。



7. 通信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約の締結について協定が調わないとき
例) 無線局を開設するため、既存局の免許人と通信防止フィルタを設置するなど必要な措置について協議をしたが、合意が得られない。
●接続に必要な土地・建物・管路等の利用に関する協定・契約
●接続に必要な情報の提供に関する協定・契約
●電気通信設備の提供に関する協定の締結の取次や料金回収等の業務委託に関する協定・契約
●ガス事業に係るガスの供給の業務
●MCAを使用する業務
●ガス事業に係るガスの供給の業務
●鉄道事業に係る列車の運行の業務
●人若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務

問題解決の道筋が あります!



電気通信事業紛争処理委員会は、
無料の相談やあっせんを通して通信・放送事業者間での
協定・契約等の協議に関する紛争解決の
お手伝いをします。

専門の事務局を設けてその公正中立性を確保しています。



電気通信事業紛争処理委員会による相談やあっせんを利用できるのは、
通信・放送事業者等に限られています。
なお、締結済みの協定・契約の解釈などは対象外です。

相談窓口

無料

非公開

相談窓口とは？

電気通信事業紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の
電話、メールアドレスを設け、事業者の間で協定・契約等に関する協議が難航した
場合の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供などを行っています。
また、「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっ
せんの手続き(制度概要・申請方法等)を知りたい」などの問い合わせについても
幅広く受け付けています。

なお、相談者の了解なしに相手方に相談内容を伝えることはありません。



相談窓口では、
事業者間の紛争に関する
相談を幅広く受け付け、
アドバイスや参考情報の
提供などを行っています。

【相談専用電話】

TEL 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

電話受付時間 平日 9:30~12:00/13:00~17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp

あっせん

無料 非公開

「あっせん」とは？

「あっせん」とは、「第三者が間にあって両者の間がうまくいくようにとりもつこと」という意味を持つ言葉です。

電気通信事業紛争処理委員会では、有識者である委員会の委員、特別委員の中から3名程度を「あっせん委員」として指名し、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図っています。

必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。

※「あっせん」は、両当事者の合意により進められる手続きですので、強制されることはありません。

これまでの実績

平均して1ヶ月半程度で紛争処理を終えており、専門性を活かした迅速な紛争処理を実現しています。

また、約16割の事案は、あっせんにより紛争が解決しております。

解決率 16割



「電気通信事業紛争処理委員会」とは

電気通信事業紛争処理委員会は、電気通信の分野において、多様化する紛争事案を迅速・公正に処理するための専門組織です。

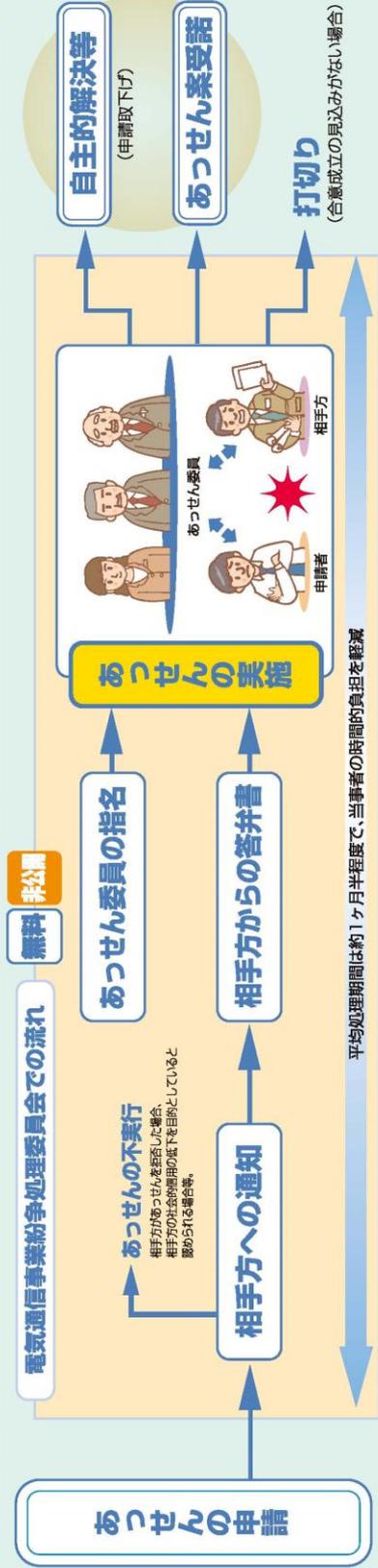
国会の同意を得て総務大臣から任命された

法律・経済・会計・通信工学などの有識者5名によって構成され、**通信・放送事業者間の紛争に対して迅速・公正に対応**します。



- 5名の委員のほかに、あっせん・仲裁に参画する複数の特別委員が任命されています。
- 電気通信事業紛争処理委員会では、あっせんのほかに仲裁による紛争処理も行っています。「仲裁」は、両当事者が仲裁委員による仲裁判断に従うことを同意した上で行われ、仲裁判断に不満があっても、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできません。仲裁手続も無料・非公開です。
- あっせんや仲裁のほかに、総務大臣が業務改善命令等の行政処分を行う場合に総務大臣からの諮問を受けた審議・咨申や、競争ルールの改善等について総務大臣への勧告を行います。

※2011年夏版(日刊は別途政府で決定)に、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更し、放送、コンテンツ配信事業等に係る紛争が争っせんの対象として追加されます。



ご存知ですか？

<総務省電気通信事業紛争処理委員会からのお知らせ>

電気通信事業者間などの紛争には、
無料の相談窓口・あっせん手続があります。



1. あっせんとは

- ◆ 総務省の電気通信事業紛争処理委員会は、法律・経済・会計・通信工学等の有識者5名の委員から構成されており、その他に、あっせんに参画する複数の特別委員がいます。
- ◆ 「あっせん」は、有識者である電気通信事業紛争処理委員会の委員・特別委員の中から3名程度を「あっせん委員」として指名し、あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者相互の歩み寄りを促すことにより、迅速な解決を図る手続です。必要に応じ、あっせん委員があっせん案を提示します。
※「あっせん」は、両当事者の合意により進められる手続ですので、強制されることはありません。
- ◆ 「あっせん」は、**無料、非公開**で行われます。

2. あっせんが利用できる紛争の種類

A. 電気通信事業者間で電気通信設備の接続・共用等に関する協定・契約が調わないとき。

例1) ダークファイバの利用を断られた。

例2) 接続料について合意できない。

例3) 携帯電話事業者のネットワークを借りて移動通信サービスを提供しようとしているが、携帯電話事業者との契約の協議が調わない。

例4) コロケーションスペースの利用を断られた。

例5) 鉄塔の共用に係る費用負担について合意できない。(※1)

B. コンテンツ配信事業など(※2)を営む者と電気通信事業者との間で、コンテンツ配信事業等を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約の条件等について協議が調わないとき。(※1)

(※1) 下線部は、2010年の法改正により追加されたものであり、2011年夏頃(日付は別途政令で決定)からあっせん申請が可能です。

(※2) 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)

3. お気軽に相談窓口へ

電気通信事業紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者の間での協定・契約に関する協議が難航した場合の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を行っています。

また、あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかないといった相談や「あっせんの手続(制度概要・申請方法等)を知りたい」「過去の類似事例を知りたい」等のお問い合わせについても幅広く受け付けています。

なお、相談は、**無料、非公開**で行っております。

事業者の間の紛争についてお困りの方は、以下の相談窓口までご連絡下さい。

【相談専用電話】

電話： **03-5253-5500**

【相談専用メールアドレス】

e-mail: **soudan@ml.soumu.go.jp**

【参考資料編】

参考資料 1 電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

参考資料 2 退任した委員及び特別委員の状況

参考資料 3 過去 2 年間の委員会の開催状況

参考資料 4 委員会による紛争処理の状況

参考資料 5 紛争処理事案の一覧

参考資料 6 電気通信事業紛争処理委員会の概要

電気通信事業紛争処理委員会の歩み（年表）

年 月		電気通信事業紛争処理委員会の出来事	委員会に関連する主な出来事		
平成 13 年 (2001 年)	11 月	電気通信事業紛争処理委員会発足（香城委員長・森永委員長代理選任） 運営手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会運営規程の決定） 紛争処理マニュアルの策定（「IT 時代の公正な紛争解決に向けて」）	6 月	電気通信事業紛争処理委員会の設置を定める「電気通信事業法等の一部を改正する法律」の成立	
平成 14 年 (2002 年)	1 月	あっせんによる初の紛争解決			
	2 月	コロケーションのルール改善について、総務大臣に勧告			
	4 月	総務大臣に初めての年次報告提出			
	11 月	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備について、総務大臣に勧告			
平成 15 年 (2003 年)	6 月	「競争環境の変化と電気通信事業者間紛争」の公表	7 月	第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分の廃止、接続約款及び接続協定の事前届出義務の原則廃止等を行う「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律」の成立（平成 16 年 1 月施行）	
	10 月	仲裁手続の整備（電気通信事業紛争処理委員会仲裁準則の決定）	8 月		仲裁法の成立（平成 16 年 3 月施行）
平成 16 年 (2004 年)	5 月	英語版ウェブページの開設	12 月	「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」の制定（平成 19 年 4 月施行）	
	11 月	第二期目の活動開始 あっせん・仲裁手続の改善（あっせん・仲裁委員の欠格事由の具体化、答弁書の提出期間の指定、代理人・補佐人の規定整備など、運営規程・仲裁準則の改正）			
	12 月	「第一期 3 年間を総括して」の公表 「電気通信事業紛争処理相談窓口」の開設			
平成 17 年 (2005 年)	4 月	「諸外国の紛争処理制度の比較」とりまとめ			

年 月		電気通信事業紛争処理委員会の出来事	委員会に関連する主な出来事	
平成 18 年 (2006 年)	6 月	「電気通信事業者」相談窓口の開設		
	10 月	「電気通信事業における紛争処理等の将来像」の公表 ウェブページのリニューアル実施		
平成 19 年 (2007 年)	2 月	森永委員長・田中委員長代理選任	12 月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の創設を含む「放送法等の一部を改正する法律」の成立（平成 20 年 4 月施行）
	11 月	MVNO の参入促進のための環境整備について、総務大臣に勧告 第三期目の活動開始（龍岡委員長・坂庭委員長代理選任）		
平成 20 年 (2008 年)	2 月	パンフレットの作成・配付		
	4 月	無線局の開設等に伴う混信防止に関するあっせん・仲裁制度の開始 ウェブページのリニューアル実施		
	11 月～	全国 10 箇所にて委員会地方説明会開催		
平成 21 年 (2009 年)	2 月			
	10 月	国際通信調停ワークショップへの出席		
平成 22 年 (2010 年)	11 月	第 2 回国際通信調停フォーラムへの出席	11 月	地上基幹放送（テレビジョン放送）の再放送の同意、電気通信設備設置用工作物の共用及びコンテンツ配信事業等に係る電気通信役務の提供条件等に関するあっせん・仲裁制度の創設を含む「放送法等の一部を改正する法律」の成立（平成 23 年夏頃に施行予定）
	12 月	第四期目の活動開始（坂庭委員長・淵上委員長代理選任）		
平成 23 年 (2011 年)	2 月	パンフレットの作成・配付		
	3 月	届出電気通信事業者に対する周知資料の送付		

退任した委員及び特別委員の状況

1 委員

氏名	役職等	在任期間
こうじょう としまろ 香城 敏磨	獨協大学法科大学院教授	平成13年11月30日～ 平成19年2月14日
たなか けんじ 田中 建二	明治大学大学院会計専門職研究科教授	平成13年11月30日～ 平成19年11月29日
もりなが のりひこ 森永 規彦	広島国際大学工学部長	同上
よしおか むつこ 吉岡 睦子	弁護士	同上
たつおか すけあき 龍岡 資晃	学習院大学専門職大学院法務研究科（法科大学院）教授	平成19年6月20日～ 平成22年11月29日
とみさわ このみ 富沢 木実	法政大学地域研究センター客員教授	平成13年11月30日～ 平成22年11月29日

注1：役職等については、退任時のものである。

注2：龍岡委員及び富沢委員の任期は、平成22年11月29日に満了したが、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行った（電気通信事業法第148条第3項参照）。

2 特別委員

氏名	役職等	在任期間
とうかい みきお 東海 幹夫	青山学院大学経営学部教授	平成13年11月30日～ 平成14年12月25日
ふじもと ひろふみ 藤本 博史	裁判官	平成13年11月30日～ 平成17年10月7日
はまたに かずお 濱谷 和生 (土佐) (注)「土佐」は通称	甲南大学法学部教授	平成13年11月30日～ 平成17年11月29日
あさい すみこ 浅井 澄子	大妻女子大学社会情報学部准教授	平成13年11月30日～ 平成19年11月29日
ふじわら ひろたか 藤原 宏高	弁護士	同上

氏 名	役 職 等	在任期間
おぼた ひろし 尾畑 裕	一橋大学大学院商学研究科教授	平成 15 年 1 月 8 日～ 平成 19 年 1 月 7 日 平成 19 年 2 月 16 日～ 平成 19 年 11 月 29 日
わく い まさこ 和久井 理子	大阪市立大学大学院法学研究科准教授	平成 17 年 11 月 30 日～ 平成 19 年 11 月 29 日
せ ざき かおる 瀬崎 薫	東京大学空間情報科学研究センター准教授	平成 13 年 11 月 30 日～ 平成 21 年 11 月 29 日
は せ べ ゆき こ 長谷部 由起子	学習院大学専門職大学院法務研究科 (法科大学院) 教授	同上
やま もと かず ひこ 山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授	平成 21 年 11 月 30 日～ 平成 22 年 12 月 2 日

注 1 : 役職等については、退任時のものである。

注 2 : 尾畑特別委員は、平成 19 年 11 月 30 日に委員に任命されている。

注 3 : 山本特別委員は、平成 22 年 12 月 3 日に委員に任命されている。

過去2年間の委員会の開催状況

会合	日付	議題等
第 89 回	平成 20 年 4 月 25 日	1 平成19年度年次報告(案)の審議 2 次世代ネットワークに係る接続ルール等について(総合通信基盤局からの説明) 3 携帯電話プラットフォームの研究(京都大学大学院経済学研究科 依田高典教授からの説明) 4 その他
第 90 回	平成 20 年 6 月 17 日	1 電波政策の動向について(総合通信基盤局からの説明) 2 無線局の開設等に係るあっせん・仲裁制度に関する周知について 3 その他 4 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例
第 91 回	平成 20 年 7 月 29 日	施設視察 (ブロードバンド等固定通信設備、携帯電話設備)
第 92 回	平成 20 年 10 月 31 日	1 鳩山総務大臣挨拶 2 「電気通信事業分野における競争状況の評価2007の概要等(総合通信基盤局からの説明) 3 「市場支配的事業者に対する競争法による規制 プライスクイーズの事例を手がかりにして」(若林特別委員からの説明) 4 「電気通信事業紛争処理マニュアル」の改訂について 5 その他
第 93 回	平成 20 年 11 月 28 日	1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について(電気通信事業者からの説明) 2 その他
第 94 回	平成 21 年 1 月 26 日	1 ブロードバンド政策の最近の動向(総合通信基盤局からの説明) 2 その他 3 最近の活動概要及び事業者間協議の状況等について (1)社団法人テレコムサービス協会 (2)社団法人日本インターネットプロバイダー協会 4 「電気通信事業者」相談窓口寄せられた最近の主な相談事例
第 95 回	平成 21 年 3 月 25 日	1 アンバンドル問題:再考(慶應義塾大学経済学部田中辰雄准教授からの説明) 2 裁判外紛争解決手続の規律(長谷部特別委員からの説明) 3 平成 20 年度年次報告(案)の審議 4 その他
第 96 回	平成 21 年 4 月 22 日	平成 20 年度年次報告(案)の審議
第 97 回	平成 21 年 5 月 22 日	施設視察 (通信用施設等)
第 98 回	平成 21 年 6 月 9 日	1 最近の事業展開及び事業者間協議の状況等について(電気通信事業者からの説明) 2 その他
第 99 回	平成 21 年 9 月 18 日	あっせん委員の指名(平成 21 年(争)第 1 号)
第 100 回	平成 21 年 11 月 30 日	あっせん委員の追加指名(平成 21 年(争)第 1 号)
第 101 回	平成 22 年 1 月 13 日	電気通信事業紛争処理委員会令(平成 13 年政令第 362 号)第 16 条の規定に基づく決定について

会合	日付	議題等
第 102 回	平成 22 年 1 月 14 日	電気通信事業紛争処理委員会平成 21 年(争)第 3 号により申請されたあつせんの取扱いについて
第 103 回	平成 22 年 1 月 28 日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る総務大臣からの諮問(総合通信基盤局からの説明) 2 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議 3 その他
第 104 回	平成 22 年 2 月 4 日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令に係る審議、答申 2 通信・放送の総合的な法体系について(情報通信国際戦略局からの説明) 3 電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について(総合通信基盤局からの説明) 4 国際通信調停ワークショップの結果等について 5 その他 6 終了案件についての報告
第 105 回	平成 22 年 3 月 30 日	1 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令について(総合通信基盤局からの説明) 2 放送法等の一部を改正する法律案について(情報通信国際戦略局からの説明) 3 平成 21 年度年次報告(案)の審議 4 その他

【参考】

第1回からの開催状況は、電気通信事業紛争処理委員会ウェブサイトに掲載している。

委員会による紛争処理等の状況

(平成23年3月31日現在)

1 あっせん 51件

(あっせん及び仲裁の平均処理期間約48日)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (35件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (1件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (4件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (3件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は実行されず、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な設備の設置」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 8件

(諮問から答申まで平均約27日)

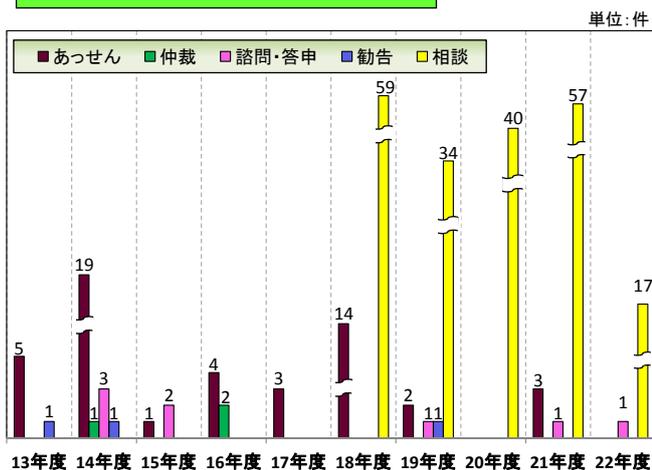
- 業務改善命令 (3件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)
- MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定 (1件)
- 料金設定権に関する裁定 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (2件)

4 勧告 3件

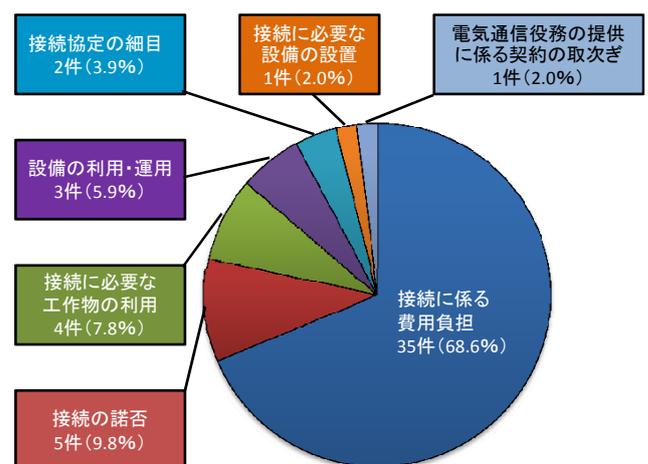
- コロケーションのルール改善に向けた勧告 (1件)
- 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (1件)
- 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



注:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件11件及びあっせん案の受諾により解決した事件20件の合計。

紛争処理事案の一覧

第1章 あっせん・仲裁

第1節 あっせん

1 接続の諾否に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了	彩ネット(株)		
平成16年(争)第3号~4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了	ソフトバンクBB(株)	NTT 東日本 NTT 西日本	ソフトバンクBB(株)による東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了	関西ブロードバンド(株)	NTT西日本	関西ブロードバンド(株)による西日本電信電話(株)の中継光ファイバとの接続	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了	生活文化センター(株)	(株)NTTドコモ	生活文化センター(株)による(株)NTTドコモとのレイヤ2等での接続	あっせん不実行

2 接続料及び網改造料に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了	彩ネット(株)		
平成14年(争)第9号~23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了	A社	B社等各社	A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続についての事業者間精算の方法について	合意により解決 ※あっせん案受諾
平成16年(争)第5号~6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了	NTT 東日本 NTT 西日本	平成電電(株)	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行)

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成18年(争) 第1号～14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了	A社等各社		
平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了	(有)ナインレイ ヤーズ	NTT西日本	(有)ナインレイヤーズによる 西日本電信電話(株)との接 続に係る債権保全措置の 要否	合意により解決

3 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了	ビー・ビー・テ クノロジー(株)		
平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了	イー・アクセ ス(株)	NTT 西日本	イー・アクセス(株)による西日 本電信電話(株)のコロケーシ ョンスペース、電源及びMD Fの利用等	合意により解決
平成14年(争) 第7号～8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了	A社	B社 C社	A社によるB社及びC社の 設備に対する工事(A社の 上位プロバイダ変更に伴う IPアドレス設定変更)早期 実施	合意により解決
平成17年(争) 第2号～3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了	A社	B社 C社	A社によるB社及びC社との 接続に関する網改造の費 用負担(ソフトウェア開発費 用全額の預託金)	合意に至らず申請取下げ
平成19年(争) 第1号～2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了	A社	B社 C社	A社によるB社及びC社との ジャンパ線切替工事等に関 する接続協定の細目等	あっせん不実行

4 コロケーション等に関する紛争

事件	申請者 相手方		申請内容	結果
	平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了	A社		

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成14年(争)第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による東日本電信電話(株)のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 (参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告
	NTT 東日本		
平成14年(争)第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による西日本電信電話(株)のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用	合意により解決 ※あっせん案受諾
	NTT 西日本		
平成15年(争)第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了	平成電電(株)	平成電電(株)による東日本電信電話(株)の設備(MDF)の利用	合意により解決
	NTT 東日本		

5 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成17年(争)第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了	イー・アクセス(株)	イー・アクセス(株)による西日本電信電話(株)とのフレッツサービス受付業務の再開	合意により解決
	NTT 西日本		

第2節 仲裁

1 接続料及び網改造料に関する紛争

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成16年(争)第1号~2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知	NTT 東日本 NTT 西日本	東日本電信電話(株)及び西日本電信電話(株)による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等)	仲裁不実行 (参考)本件終了後の状況 あっせん申請(申請取下げ(合意により解決))
	平成電電(株)		

2 接続のための工事・網改造等に関する紛争

事件	申請者	申請内容	結果
	相手方		
平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知	ソフトバンクBB(株)	ソフトバンクBB(株)による西日本電信電話(株)の端末回線との接続に必要な自前MDFジャンパ工事	仲裁不実行 (参考)本件申請前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り) (参考)本件終了後の状況 総務大臣の接続協議再開命令
	NTT 西日本		

第2章 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

第1節 電気通信事業者間の紛争

1 接続の諾否に関する紛争（協議命令）

答申日等	事案の概要等
平成22年7月8日 電委第42号 H22.1.25 申請 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申	生活文化センター(株)による(株)NTTドコモとのレイヤ2等での接続に関する協議再開命令 (参考)本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん不実行)

2 接続のための工事・網改造等に関する紛争（協議命令）

答申日等	事案の概要等
平成15年8月20日 電委第57号 H15.5.16 申立 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申	ソフトバンク BB(株)による、DSLサービス提供のための西日本電信電話(株)との接続に関する接続協議再開命令 (参考)本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り) 仲裁申請(仲裁不実行)

3 接続料及び網改造料に関する紛争（細目裁定）

答申日等	事案の概要等
平成14年11月5日 電委第115号 H14.7.18 申請 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申	平成電電(株)による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定 (参考)本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告
平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申	日本通信(株)の(株)NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定 (参考)本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告

第2節 電気通信事業者と土地等の所有者・使用者との間の紛争

1 土地等の使用に関する紛争（協議認可）

答申日等	事案の概要等
平成14年7月30日 電委第95号 H14.3.19 申請 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申	モバイルインターネットサービス(株)による、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本(株)の土地等の使用に関する協議認可

第3節 電気通信事業者と当該事業者の役務提供に係る利害関係者との紛争

業務改善命令

答申日等	事案の概要等
平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申	KDDI(株)による、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令
平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申	KDDI(株)による、子会社である KCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供に対する業務改善命令
平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申	西日本電信電話(株)に対する他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令

第3章 勧告

発出日等	概要等
平成14年2月26日 電委第32号	コロケーションのルール改善に向けた勧告 (参考)本勧告の関連事例 <i>イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に係るあっせん申請(終結(合意により解決))</i>
平成14年11月5日 電委第115号	接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 (参考)本勧告の関連事例 <i>平成電電(株)による、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する利用者料金の設定に関する細目に係る裁定</i>
平成19年11月22日 電委第69号	接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 (参考)本勧告の関連事例 <i>日本通信(株)のNTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定</i>

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

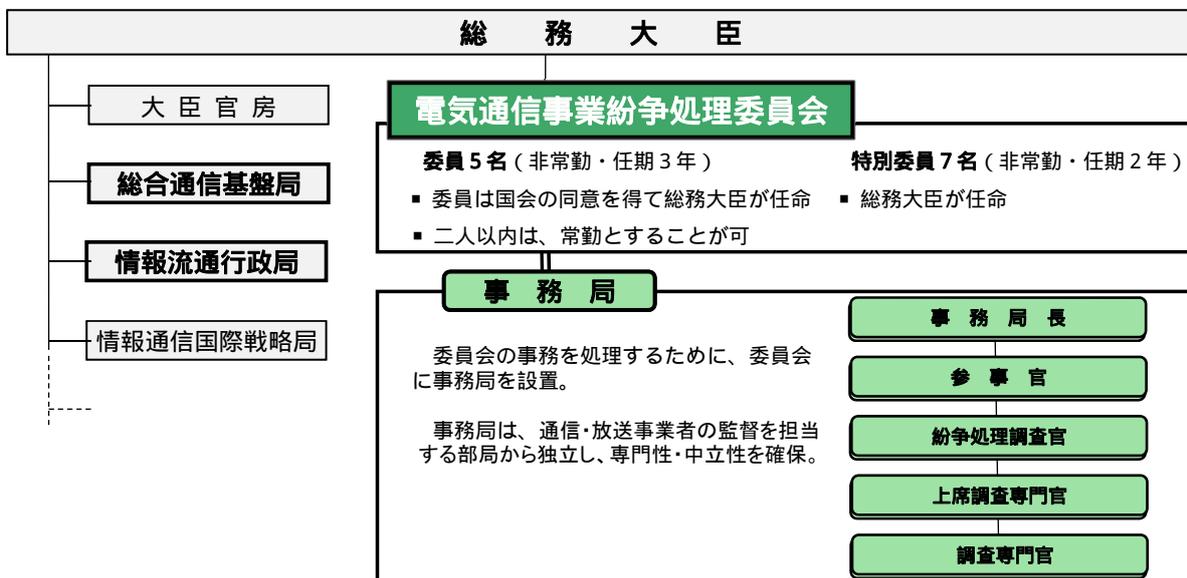
電気通信事業紛争処理委員会の概要

平成23年4月 電気通信事業紛争処理委員会 事務局

1. 電気通信事業紛争処理委員会の設置・組織

電気通信事業紛争処理委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の接続等に関する紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置。

- ・背景には、電気通信サービスの高度化・多様化により、接続等を巡る紛争が増大・複雑化したことなどがある。
- ・電気通信事業紛争処理委員会の設置は、電気通信事業法に規定。



2. 委員及び特別委員の名簿

【委員】国会の同意を得て総務大臣が任命

任期満了日：平成25年12月3日

氏名	性別	現職
さかにわ こういち 坂庭 好一(委員長)	男	東京工業大学大学院理工学研究科 教授
ふちがみ れいこ 淵上 玲子(委員長代理)	女	弁護士
おばた ひろし 尾畑 裕	男	一橋大学大学院商学研究科 教授
かがみ ようこ 各務 洋子	女	駒澤大学グローバル・メディア・スタディーズ学部 教授
やまもと かずひこ 山本 和彦	男	一橋大学大学院法学研究科 教授

【特別委員】あっせん・仲裁手続への参与等のため、総務大臣が任命

任期満了日：平成23年11月29日

氏名	性別	現職
おの たけみ 小野 武美	男	東京経済大学経営学部 教授
かとう ねい 加藤 寧	男	東北大学大学院情報科学研究科 教授
しらい ひろし 白井 宏	男	中央大学理工学部 教授
てらざわ ゆきひろ 寺澤 幸裕	男	弁護士
ひくち かずお 樋口 一夫	男	弁護士
もり ゆみこ 森 由美子	女	関東学園大学経済学部 教授
わかばやし ありさ 若林 亜理紗	女	駒澤大学大学院法曹養成研究科 教授

3. 電気通信事業紛争処理委員会の機能

あっせん・仲裁

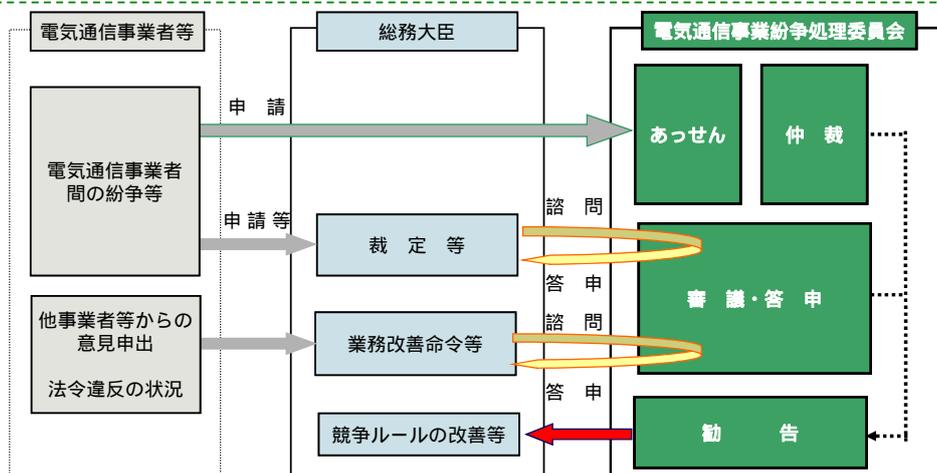
- 電気通信事業者間の接続等に関する紛争に対し、「**あっせん**」や「**仲裁**」を実施する。

諮問に対する審議・答申

- **総務大臣が**、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等の**行政処分を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行う。**

勧告

- あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、**競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行う。**



相談

- 事務局に相談窓口を設け、事業者間の紛争等に関する相談に対応している。

4 . あっせん・仲裁制度の概要

《あっせん》

あっせん委員が紛争当事者の間に入って両者の歩み寄りを促すことにより、紛争の迅速な解決を図るもの。

両当事者の合意により進められる手続のため、強制されることはない。

- ・ あっせん委員は、委員及び特別委員の中から、事案ごとに委員会が通例3人程度を指名。
- ・ あっせん委員は、あっせん案を作成し、当事者に提示することができる。

《仲裁》

紛争当事者が仲裁委員の行う仲裁判断に服することを合意した上で行われる。

当事者は、仲裁判断について、手続上瑕疵のある場合を除いて訴訟で争うことはできない。

- ・ 仲裁委員は、委員及び特別委員の中から、原則として当事者が合意により選定した者3人を、委員会
が指名。
- ・ 仲裁判断には、当事者間において確定判決と同一の効力が発生する。

5 . 既存の紛争処理スキーム

当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結の協議に応じないとき	協定・契約の締結の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定 ○ 電気通信設備の共用に関する協定 ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約 	あっせん (大臣命令あり)	あっせん (大臣命令あり)	あっせん 仲裁 (大臣裁定あり)
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約 <ul style="list-style-type: none"> ・ 接続に必要な電気通信設備の設置・保守 ・ 接続に必要な土地・建物・管路等の利用 ・ 接続に必要な情報の提供 ・ 電気通信役務の提供に関する契約の締結の取次や料金回収等の業務委託 等 	-	-	あっせん 仲裁
無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間	○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約	あっせん	あっせん 仲裁	-

() 以下の業務を行うことを目的とする無線局が該当

- ・ 電気通信業務
- ・ 放送の業務
- ・ 人命若しくは財産の保護又は治安の維持に係る業務
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務
- ・ M C A を使用する業務

6. 法改正に伴う紛争処理委員会の機能の拡充

◆ 新たに整備された紛争処理スキーム

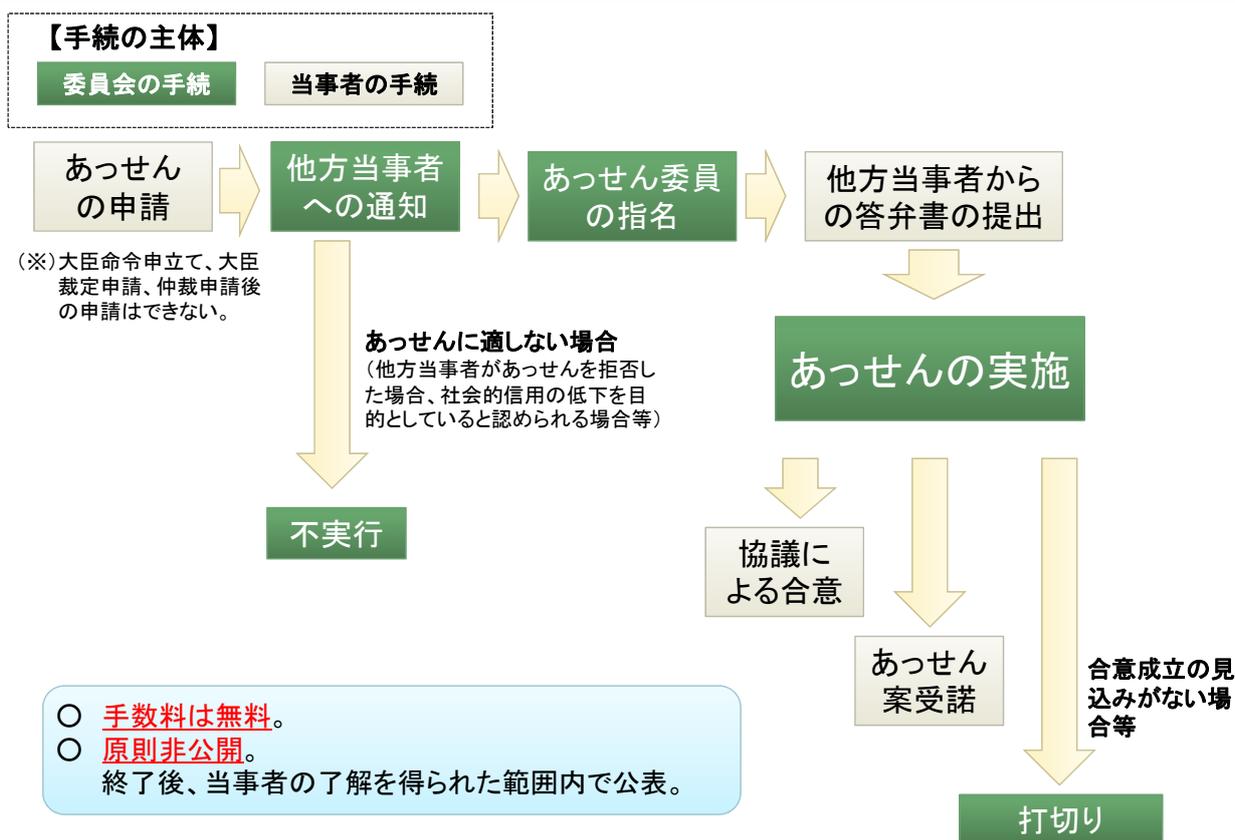
当事者	協議の内容	相手方が協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議に応じないとき	協定・契約の締結(又は再放送の同意)の協議が調わないとき	金額、接続条件等の細目について協議が調わないとき
電気通信事業者間	○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定	あつせん (大臣命令あり)	あつせん (大臣命令あり)	あつせん 仲裁 (大臣裁定あり)
電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間	○ コンテンツ配信事業等(※)を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約 (※)電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業(電気通信事業法第164条第1項第3号)	—	—	あつせん 仲裁
ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間	○ 地上基幹放送の再放送に係る同意	あつせん (大臣裁定あり(※))	あつせん 仲裁 (大臣裁定あり(※))	—

- 2011年夏頃(日付は別途政令で決定)からあつせん・仲裁の申請が可能になります。
 ()ケーブルテレビ事業者等と基幹放送事業者との間の再放送に係る同意に関する紛争について、総務大臣が裁定を行う場合の諮問先を、情報通信行政・郵政行政審議会から紛争処理委員会に変更。

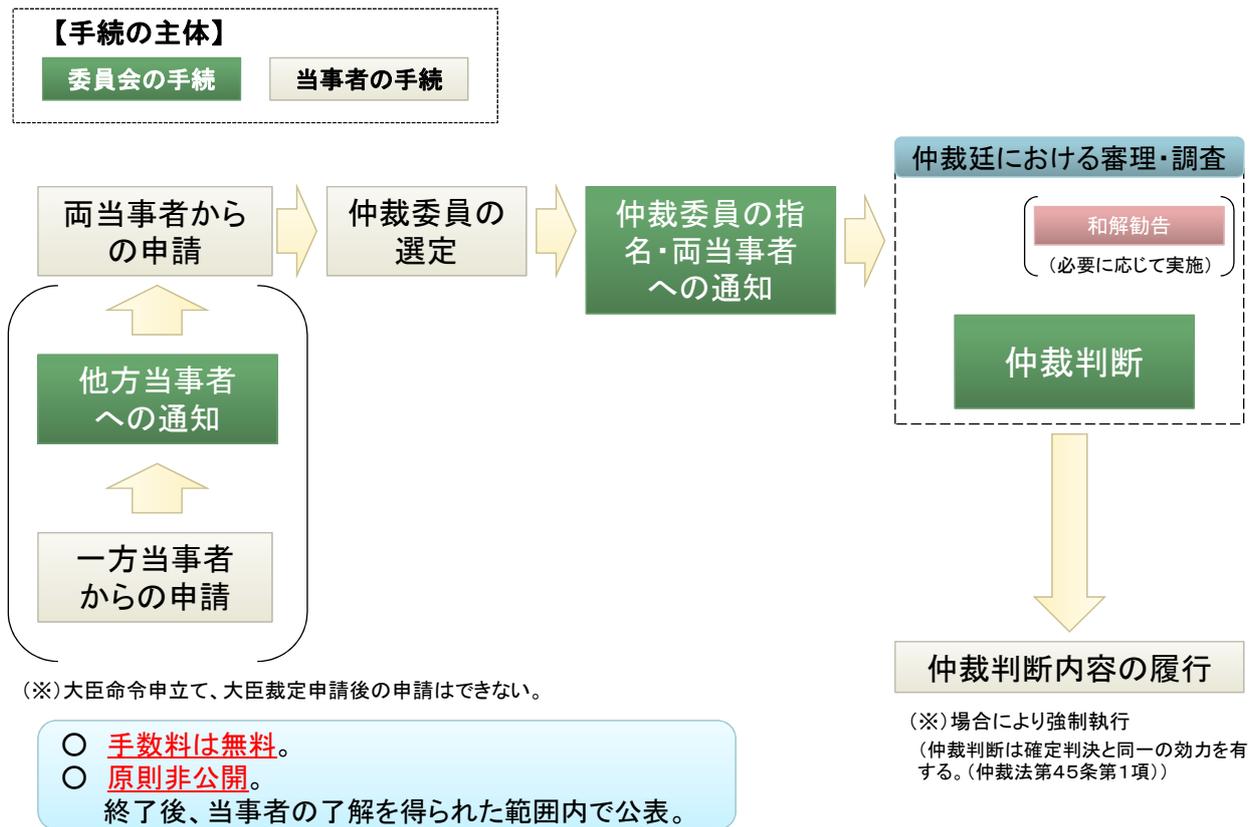
◆ 委員会の名称の変更

- 委員会の名称を「電気通信紛争処理委員会」に変更。

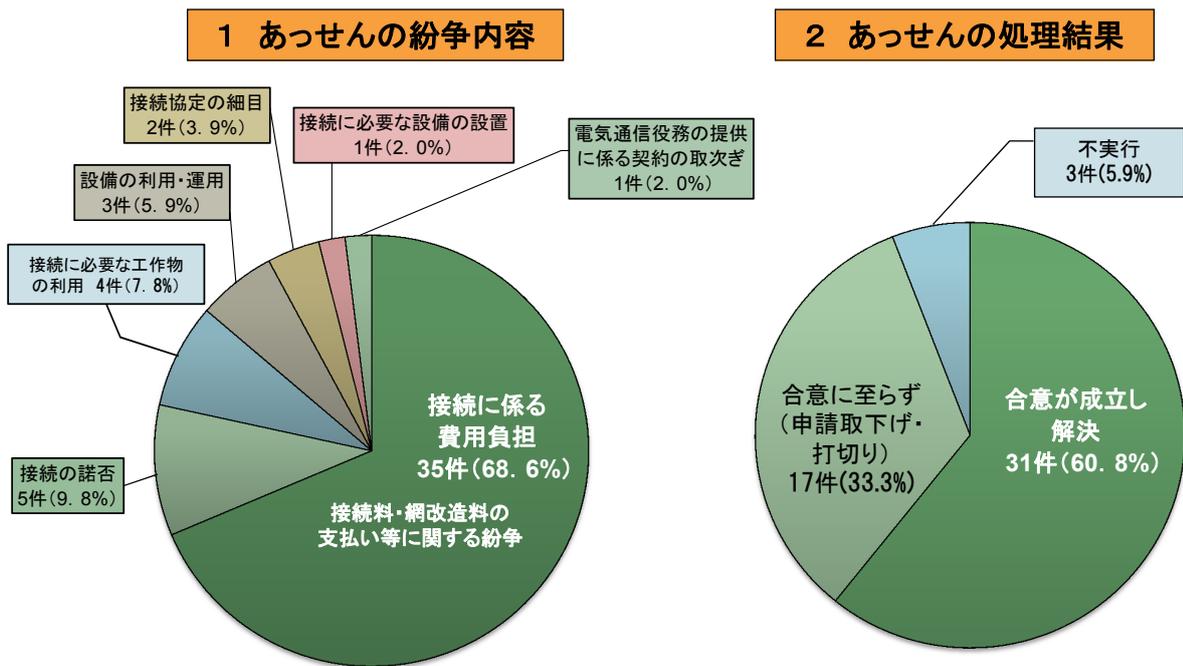
7. あつせん手続の流れ



8. 仲裁手続の流れ



9. あっせん（委員会設置以降51件）の内訳



(注)「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件11件及びあっせん案の受諾により解決した事件20件の合計。

※ なお、これまでの仲裁申請(3件)については、一方の当事者からの申請のみで、他方当事者からの申請がなかったため、仲裁は行われなかった。

10 . 相談窓口のご紹介

電気通信事業紛争処理委員会の事務局では、事業者向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供など幅広く行っています。

なお、相談は、**無料**、**非公開**で行っておりますのでお気軽にご連絡ください。

◎例えば、こんな時、ご相談下さい。

- ✓ダークファイバの利用を断られた。
- ✓接続料について合意ができない。
- ✓携帯電話事業者のネットワークを借りて移動通信サービスを提供しようとしているが、携帯電話事業者との契約の協議が調わない。
- ✓コロケーションスペースの利用を断られた。
- ✓鉄塔の共用に係る費用負担について合意ができない。
- ✓ゲーム・音楽等の配信サービスのために必要な契約を携帯電話事業者と締結しようとしているが、その中で通信プラットフォームの利用条件について合意ができない。
- ✓地上波のTV局の放送対象地域外で、CATV事業者が地上波放送を再放送するにあたり、同意が得られない。



相談は**無料**ですのでお気軽に



(((「電気通信事業者」相談窓口)))

[相談専用電話] 03-5253-5500

FAX 03-5253-5197

[相談専用メールアドレス]

e-mail:soudan@ml.soumu.go.jp

- ご相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではありません。協議中のものや今後の対応を決めていない案件についてもご相談下さい。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や「あっせんの手続(制度概要・申請方法等)を知りたい」などの問い合わせについても幅広く受け付けています。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはありません。

紛争処理事例

個別事業者名については、あっせん・仲裁終了後に当事者の御了解を得た上で公開しています。

(より詳細なものを紛争処理委員会のウェブサイトに掲載しています)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/case/case1.html

あっせん事例(1) NTTの局舎スペース等の利用に関するあっせん

概要

ADSL事業者が、NTT東日本の12のビルにおいて、相互接続点の設置のためのコロケーションスペース、電源等の利用が不可との回答をNTT東日本から受けたことから、それらの利用ができるようあっせんを申請（平成14年2月1日申請）

あっせん手続の結果

あっせん対象の12のビルについて、平成14年2月中にADSL事業者による自前工事着工ができるよう双方協力を行うことで、両者が合意

勸告（本件の背景として、他の事業者が、既にスペース等を大量に予約していた状況があったことから）

コロケーションについて、現状では接続事業者からの利用請求の先後のみが優先度として考慮されていることを改め、**請求の先後に加え、利用の緊急性も優先度として考慮されるよう**に、第一種指定電気通信設備を設置する第一種電気通信事業者において**措置が講じられるよう**総務省において**配慮**すること。

その後の状況

NTT東西の接続約款が変更され、コロケーションルールが整備された。

あっせん事例(2) ADSL事業者によるNTTの中継光ファイバとの接続の諾否に関するあっせん

概要

ADSL事業者が地方公共団体から受注した条件不利地域における情報通信基盤整備のため、NTT西の局舎間を結ぶ中継光ファイバとの接続を希望したが、開示情報が「D（空き回線がない）」となっている。他方、当該地方公共団体の案件に、NTT西も応札していることから、当該区間においてNTT西が確保している中継光ファイバの開放等についてあっせんを申請（平成21年9月15日申請）

あっせん手続の結果

両当事者が、以下のあっせん案を受諾し、あっせん終了

- 1) 利用可能な中継光ファイバがない区間について、NTT西の中継光ファイバに設置された多重伝送装置との接続を行う方式などの代替手段に関する具体的な協議を早急に開始する。
- 2) NTT西は、利用部門が確保する中継光ファイバの利用予定の有無及び光ケーブルの保守に必要となる芯線の必要性の有無を確認し、不要とされたものについては速やかに返納を行う。また、他事業者が確保する中継光ファイバについても、NTT西同様の取組みを実施するよう申入れを行う。以上の結果概要について委員会に報告する。
- 3) NTT西は、中継光ファイバについて、過去の空き情報の閲覧の容易化、空き情報の変更理由の付加、空き情報の更新のタイミングの明示、光ケーブルの保守に必要となる芯線の確保及びその目的の明示を行うことにより、空き情報閲覧画面の情報閲覧機能の更なる充実を図る。
- 4) NTT西は、中継光ファイバに関する区間毎の利用状況を管理する体制を整備し、その整備概要について委員会に報告する。

あっせん事例(3) 債権保全措置に関するあっせん

概要

NTT西の相互接続事業者が、信用評価機関の評価において支払いを怠るおそれがあるものとしてNTT西が「別に定める基準」に該当するとして、NTT西より債権保全措置を求められたことから、当該債権保全措置の要否についてあっせんに申請（平成21年10月27日申請）

あっせん申請取下げ

あっせん申請後、当事者間で協議を行い、相互接続事業者が最新の財務諸表をNTT西に提出し、NTT西は当該財務諸表を確認後、信用評価機関へ評価の最新化を依頼した。

その結果、NTT西より債権保全措置の必要がないことが確認できたとの連絡が相互接続事業者にあったため、あっせん申請を取り下げることとなった。

参考事例(1) MVNOとMNO間の接続協定に関する裁定

概要

PHSを利用してMVNO事業を行っている事業者が、NTTドコモの携帯電話網（3G）を利用したMVNO事業を行うことを希望したが、NTTドコモとの接続協定が調わないことから、接続協定の細目に係る裁定を総務大臣に申請（平成19年7月9日申請）

諮問内容

本件接続における料金設定は、「エンドエンド料金」としMVNO事業者を利用者料金設定権を認めることが相当。また、料金体系は、帯域幅課金とすることが相当
接続料の金額、開発を要する機能等は、細目協議に至っておらず、裁定を行わない。

答申内容

諮問内容は、概ね適当であるが、帯域幅課金については、ネットワークの輻輳対策について協議が調うことを条件とすることが適当

勸告

裁定内容を「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」に反映することのほか、接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する事項について、適時適切に検討を行い、所要の措置を講じること。

その後の状況

答申に沿い大臣による裁定が行われた（平成19年11月30日）。その後、NTTドコモは、MVNOとの接続料を帯域幅課金とする接続約款をレイヤー3接続については平成20年7月28日、レイヤー2接続については平成21年3月6日に総務大臣に届け出た。

また、総合通信基盤局では、勸告も踏まえて、MVNOガイドラインを平成20年5月19日に再改定した。

参考事例(2) 西日本電信電話株式会社に対する業務改善命令

背景

NTT西日本の従業員が接続の業務に関して入手した他の事業者への電話番号移転に関する情報を子会社の従業員に提供し、子会社の従業員が販売代理店に提供した事実が判明。

諮問内容(平成22年1月28日付け)

NTT西日本の当該従業員の行為は、事業法第30条第3項第1号に抵触すると認められるところ。NTT西日本からは、顧客情報管理システム端末から他の事業者等に関する情報を取り出すことを不可能とするなどの措置を講ずる旨報告がなされているが、他の事業者等に関する情報の閲覧が当該情報を必要とする業務以外の業務においても可能なままとなっていること等により、依然として、今回の事案と同様の事案が発生し、電気通信事業者間の公正な競争が阻害され、電気通信の健全な発達に支障を生ずるおそれがあると認められるところ。

以上より、事業法第29条第1項第12号の規定に基づき、業務の方法の改善その他の措置をとることを命ずることとしたい。

答申内容(平成22年2月4日付け)

諮問の趣旨により業務の改善を命ずることは、**適当**。命令に当たっては、以下の点に留意されたい。

- 1 NTT西日本が他の電気通信事業者の電気通信設備との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことのできない電気通信設備を設置する電気通信事業者であることにかんがみ、NTT西日本がその立場を十分に認識しつつ**命令を確実に履行するよう注視すべき**こと。
- 2 NTT西日本及び地域子会社等における「**法令等の遵守が徹底される体制の構築**」として講じさせる措置については、次のとおりとされるべきこと。
社内における業務分掌等の観点からも必要かつ十分な措置であること。
客観的な検証可能性に配慮しつつ講じられること。

その後の状況

答申を受け、大臣による命令が行われた(平成22年2月4日)。

個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年総務省告示第695号)に違反する行為が行われたと認められることから、同社に対し、総合通信基盤局長から文書による厳重注意も行われた。